

斯波義將
執達狀

越後國蒲原郡内吉田保井同郡米宇津事、

任今月廿一日安堵可致沙汰付等持院雜掌之由所被仰下也仍執達如件、

應永十三年十一月廿七日

(斯波義將)
沙彌武衛在判

上相(房方)民部大輔入道殿

房方渡付
狀

蒲原郡内吉田事奉寄附等持院候可被申渡候也謹言、

十二月九日

常越在判

原 孫四郎殿

蒲原郡内米宇津事奉寄附等持院候可被申渡候也謹言、

十二月九日

常越在判

長尾彌五郎殿

是月本間高泰佐渡長安寺ノ寺法ヲ定ム、

〔長安寺文書〕渡〇佐

定

佐渡國久知郷長安寺條々事、

佛法興隆

一興隆佛法事、

衆徒於鶯雪修學并修理造營不可被退慢矣、

寺田護役

一寺田護役事、

面々所役不可被闕如矣、

殺生禁斷

一殺生禁斷事、

合四至限東中尾道、限西久知大道、
限南勢司崎相本、限北大道、

此内不可被致殺生狼籍矣、

山野用物

一山野用物於郷内者爲寺中隨意非制限、

地頭不入

一從地頭方不可入使者事、

博奕ノ禁

一於寺中不可有博奕勝負事、

別當職

一於當寺別當雖爲其身器用爲不律者不可叶別當職事、

寺中檢斷

一寺中檢斷事、

寺中之沙汰不可騎(竊カ)權門之檢斷一山會合盡理非極淵底依衆儀(議)可是非但隨科之輕

重、悉可被付寺造營、於猶難計事者、輒私不可成敗、經上訴、可仰上裁矣、
右此條々、一山別當并衆徒同心、守譜代之記文、不可被違失狀如件、

應永十三年戊戌十一月日

源高泰(本問)花押

○長安寺寺法ヲ定メシコト、建治元年九月二十二日ノ條ニ見ユ、又沙彌源源祐
押ノ定メシ寺法、本文ト同日同文ノモノアレドモ略ス、

應永十四年丁亥

紀元二千六十七年

三月大乙卯朔盡

是月、島田益直、長講堂領越後吉河莊等ノ目錄ヲ注進ス、

〔長講堂文書〕

長講堂領目六益直注進、

宣陽門院

(親子内親王)
宣陽門院御領目錄、

一長講堂領、

略○中

越後國吉河庄、

定秋、

年貢綿繭

年貢綿五千二百十六兩、

繭十五石、略○中

注進目錄
遺漏

以上、三ヶ所雖不入先々注進目六、多年爲御領號之間、今度始載之、

應永十四年三月日

前筑後守益直(島田)

○長講堂領吉河莊等ノ貢租ヲ以テ、京都六條院修造ノ費ニ充ツルコト、二十九
年十月二十三日ノ條ニ見ユ、

七月

癸丑朔盡

二日、甲寅本間詮忠、所領佐渡長木保參宮保等ノ地ヲ、其子有泰ニ讓ル、

〔本間文書〕波○佐

讓與領地之事、

補任

(二宮村)
長木保參分壹、

(細野村)
參宮保肆分壹、

(金澤村)
中興保捌分壹、

(眞野村)
金丸保半分、

(二見村)
大浦郷、

雜太郷拾貳分壹、

中興保
金丸保
大浦郷
雜太郷
宿禰宜浦

(小木町)
宿禰宜浦、

本間右衛門太郎有泰讓與所也、若於成被所妨子孫者、可爲不孝之子、早任先例、可令有
泰領知、仍爲後日讓狀如件、

應永十四年七月二日

七〇五

應永十四年十二月二十三日

應永拾肆年七月二日

左衛門尉詮忠(花押)

七〇六

系圖

〔佐渡本間系圖〕

貞忠

詮忠 左衛門尉甲斐太郎、
應永十一年七月受讓、
相國寺供養隨兵、

有泰 左衛門太郎、
應永十四年七月受讓、長木保三、
保金丸保大浦郷、
大浦郷、
雜太郷、
家福宜浦等地、

○本間源厚、佐渡長木保等ヲ子淳泰ニ讓ルコト、永享九年三月六日ノ條ニ見ユ、
十一月 大 辛巳 朔

二十三日、^卯毛利憲朝、嫡子房朝ヲ廢シテ、越後鶺川莊安田條地頭職ヲ其子道元ニ讓ル、

〔毛利安田文書〕

○羽前伊佐早謙氏所藏

讓與 所領之事、

越後國新羽郡鶺河庄安田條地頭職之事、

右所領者、任亡父道幸常全仁讓狀旨、御判以下手繼文書置文等相副て、龜一丸仁讓與者也、先立嫡子宮内少輔仁、舍兄元豐の手にて雖讓與、爲不審子間、破其讓ヲ、弟龜一丸仁讓者也、若宮内少輔房朝方仁元豐自筆又ハ他筆にてモ、常全の讓とかうして狀ありといふとも、^(反古)ほうくたるべし、應永十年三月三日全富か手にて安田の讓一通、^(憲朝)狀今

所見、同應永十六年十二月廿三日一通ならては、安田條の讓はあるへからず、其外は^(謀書)ほうしよたるへし、仍爲後日讓狀如件、

應永十六年十二月廿三日

常全(花押)

置文條々

右故入道道幸置文、^(憲朝)憲朝所領ヲ分配ス、^(田尻村)安田條地頭職ヲ、^(普元)子憲朝ニ讓ルコト、^(憲朝)惣領方一通、常全方一通、同様仁相屬候之間、任其旨所定置也、

一八幡田陸佰疇、可有畠惣領、龜一丸爲計可致修理興行事、^(刈羽郡)
一眞燈侍者、讓與江代拾貫文、同關屋名内拾貫文、同油田千疇、是ヲ永代讓者也、^(義荷深)みやうかさわの寄進相副テ、^(マ)親おうち其外志あるへき人々のいは井を被立候て可被訪候、讓狀別紙在之、

一粟田河骨川、^(三島郡)龜一丸讓者也、讓狀別紙在之、
一龜一丸母儀事者、爲惣領上者、可加一期候間扶持也、
一得輓喝食ニハ、安田條之内、中室名内左近次郎、引田在所、井河内井上六百疇、同在所、井上道法引名内四百疇、合以上千疇、料足貳拾貫文、本錢返所賣渡也、自當年未拾年得女

應永十四年十二月二十三日

七〇七

藤原ノい
も女

龜一丸子
無キ時ハ
石曾禰殿
ノ子息ヲ
養子ト爲
スベシ
小加禮井
保

房朝ヲ廢
シテ道元
ニ譲ル理
由

藤原ノあ
こ女

以後、彼本錢常全於子孫何時モ可請返、

一得輓喝食仁井上井師名之内四百疇、一期之間讓者也、一期後ハ惣領可爲計、

一藤原のいも女仁依有志、安田條堀内名内貳拾貫文、一期之間讓與者也、萬一於子共
中致違亂煩者可爲不孝之仁者也、讓狀別紙在之、但如此雖讓與、萬一有離別之儀、又
ハ不儀之振舞候者、破讓可爲惣領計、

一龜一丸無子孫者、惣領石曾禰殿子息間ヲ爲養子、可讓者也、

一(三島郡)小か禮井之事、當年としよりさるのとしまで十ヶ年、十所務賣候、年記過候者、惣領
龜一丸可知行者也、

一藤原ノあこ女仁栗田ノ常全かわけ分の内十貫文、一期之間讓者也、但離別儀又ハ
不儀之振舞候者、可爲計、讓狀別紙在之、

一嫡子房朝仁惣領職ヲ、舍兄元豐仁恐申候て讓認候之處仁、此十餘年在京仁、親之命
ニ隨候はて振舞候、親の誓文ヲ兩度雖下候、不承引候て、結句常全か方よりの不審
之者共を許容候て扶持仕候、身方へも身之(血)ちを出候て、誓文を二三度して雖上候、
其通にも振舞候はず候程ニ、餘無念至極之間、弟龜一丸ニ是一人候間、雖末子候惣
領職を讓與者也、返々日本國神モ御罰候へ、愛子ニよつての儀にはなく候、不思議

のふるまいとも候間、如此讓與者也、

一應永十年癸未三月三日龜一丸仁讓狀、今度一通ノ外ハ惣領職之讓狀常全か於子孫
あるへからす候、若有讓狀と申子孫候者、ほう書たるへき者也、但(眞燈)灯侍者仁永代於
安田條之内有讓狀、又は於女姓共一期身讓狀アリ、一期之後ハ惣領可爲計、

一此置文者、及阿手にて爲後日認置者也、同讓共同筆、右背此條々置文旨子共者、永不
孝ノ仁、常全跡不可有相屬者也、仍爲後日置文如件、

應永十六年亥丁十二月廿六日

常全(花押)

○氷室榮音、越後小加禮井村ノ地ヲ、憲朝ニ讓レルコト、元中四年五月二十一日
ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔毛利系圖〕

系圖

憲朝 毛利修理亮、刑部少輔常全、
始五郎朝廣、稱毛利安田兩氏、

應安七年四月二十七日、父道幸、讓越後鷯川庄安田條地頭職、康曆二年六月廿
八日、將軍義滿賜安田條地頭職之證書、至德四年五月廿一日、氷室左近將監榮

應永十四年十二月二十三日

七〇九

應永十四年十二月二十三日

七一〇

音氷室判官眞興、以山東郡内小加禮井村讓憲朝、六月廿五日、上杉憲方公、小加禮井村知行無相違之旨賜御書、永德二年十一月朔日、長尾豐前守景治、小加禮井村證書出之、法名證覺常全、證覺一作松岳

房朝宮内少輔、

始讓安田地頭職、有不孝之罪、被破其讓、文明三年五月十一日、爲重廣被討、法名靈贈間光信士、

僧眞燈侍者、

父常全江代十貫文、關屋名内十貫文、油田千刈永代讓與、且藁荷澤の寄進相副、

僧得觀喝食、

父常全安田條之内、中室名内左近次郎引田在所井河内井上六百刈、同在所井上道法引名内四百刈、合以上千刈、料足二十貫文、本錢返賣渡井上井師名之内四百刈、一期之間讓與、

女子イモ藤原某室、

父常全安田條堀内名内二十貫文、一期之間讓與、

女子アコ藤原某室、

父常全栗田之内十貫文、一期之間讓與、

道元毛利修理亮、因幡守、幼名龜一丸、又稱安田、

應永十四年十二月廿六日、父常全讓羽郡鵜河庄安田條地頭職并山東郡小加禮井栗田河骨川同廿二年八月廿一日、上杉房方賜大面庄内吉野屋條瀨下分、有房方並齋藤朝信之書、同三十三年三月廿日、爲栗田替地、賜蒲原郡彌彦庄内下條船越兩條、有沙彌道意之書、永享二年四月廿一日、賜垣澤四郎知行分神田、有長尾光景之書、

應永十五年戊子 紀元二千六十八年

六月 小 戊寅朔

一日、戊寅道德、越後二田神社二、大乘經ヲ寄進ス、

〔大乘經〕越後二田神社所藏

五部大乘經箱、越後國二田大菩薩宮常住、

應永十五年戊子六月朔日

施主道德

應永十五年六月一日

七一

應永十五年八月十五日 十七年三月十五日

八月小盡

七二二

十五日辛卯、和田時明、所領越後奧山・黒川兩莊内ノ地、及ビ相傳ノ文書等ヲ一福ニ讓ル、

〔讀史堂古文書〕

伊羽前佐早謙氏所藏

ゆつりわたすしゆうりやうの事、

(奥山)北浦原郡

(黒川)

わ庄内上山下のふん、

(黒川)

ひやうへ太郎かやしきうちか

は

と、もにもちくらのりうおんかわやうくろ川のそふもんしゆうとも、

(證文)

一ふくに

(福)

ゑいたへゆうつりわたすなり、よて狀かくのことし、

(永代)

應永十五年八月十五日

(和田時明)
時あき羅花押

一ふくにゆつり狀

應永十七年庚寅

紀元二千七十年

三月小盡

戊辰朔

十五日壬午、僧白崖寶生、越後關興庵ヲ建立ス、

〔最上山關興禪庵由緒〕

後越

河内橋氏
普覺圓光

一開山勅諭普覺圓光禪師白崖寶生大和尚河陽之橋氏之子也

覺翁祖傳

應永十七年三月十五日開闢也、

一第一世 覺翁祖傳大和尚上杉憲公御子也

應永十七年當庵開基、同二十巳年七堂伽藍ニ建立也、

一二世中興 不藏青丹大和尚

應永二十三丙申年ヨリ住職ニシテ、二十二年目永享八辰丙年鎌倉持氏公方様ヨリ、

永樂百貳拾貫文御朱印成シ下サレ候、則大且越前肥州太守平(長尾)房景公御請次也、

○持氏寄進
狀詳ナラズ、

圓覺寺末

〔新編會津風土記〕

百十二 外編越後國魚沼郡之

關興寺

境内東四十四間、南

覺翁創立

山麓ニアリ、山號ヲ最上山ト云、鎌倉圓覺寺ノ末寺臨濟宗ナリ、本ハ關興庵ト號シ、關

山ノ境内ニアリ、應永十一年覺翁ト云僧草創シ、上野國柴宿泉龍寺白唾ヲ請テ開山

トス、坂戸城主長尾六郎房長堂宇ヲ建立ス、永享八年房長カ吹舉ニテ、足利持氏寺領

百二十貫文竝境内山林ヲ寄附ス、第四世在天カ時、長尾肥前守房景再建シテヨリ、長

尾氏代代修造ヲ加ヘ、七堂伽藍備リ、越後越中能登佐渡信濃五箇國ノ惣本寺ニテ、末

寺三百箇寺アリシニ、文祿三年、兵火ニ燒亡シ、慶長中、上杉氏奥州ニ移封ノ時、住持天

祥從行キ、其後衰廢シ、今ノ地ニ移リ、寛延中、寺號ニ改メシト云、○下

應永十七年三月十五日

七二三

五箇國ノ
惣本寺

應永十八年七月十日 八月十九日

七一四

〔米澤地名選〕 最上山關興庵 臨濟宗 玉山派鎌倉圓覺寺末寺 信州上田樺澤
ヨリ移ル、北條時宗開基鎌倉圓覺寺末山也、永享中國分美濃守圓覺寺ヨリ和尙ヲ招
請シテ開基ス、

應永十八年辛卯

紀元二千
七十一一年

七月 庚申朔

十日、管領畠山滿家、越後中條中浦會村ノ地ヲ、越後普濟寺雲光院ニ寄進ス、

〔上杉古文書〕一羽前

奉寄進

安丸分

越後國東古志中條中浦會村中安丸分八貫文、

下條道喜
ヨリ相續
ノ地

右彼所者、自下條道喜手相續之地也、然停止萬象爲入牌、永代寄附於普濟寺雲光院、若
於子々孫々之中、致違亂妨之輩者、爲不孝之仁、不可相續其跡、仍爲後鏡寄進狀如件、

應永十八年七月十日

〔畠山滿家〕
右衛門佐(花押)

八月 庚寅朔

十九日、越後居多神社社務花前盛保、頸城刈羽・魚沼・浦原古志諸郡内ノ社領
檢注ヲ付與セラル、

〔花前文書〕〇越

〔中頸城郡〕
頸城郡分 下郷

一段 高柳稅所給、一町六段 倉重稅所給、

九段 三百二分 土橋稅所給、

板倉郷

四段 小冊步 本郷東稅所給、四段 小同四、

六百廿四步 利苅南稅所給、百八步 利苅北稅所給、

利苅 厩村

七段 七十二分 倉重稅所給、

物部郷

五段 小廿四步 富澤經稅所給、

富澤 高津郷内

北一反稅所給 五段 五十八步 富河新保稅所給、

富河新保 津有郷内

二町 富益別給稅所給、荒井新保

富益 五十君郷内
荒井新保

應永十八年八月十九日

七一五

應永十八年八月十九日

河浦

二段河浦稅所給、

夷守郷

夷守郷内

一町一反卅六步安丸稅所給、青野

奥郡

奥郡分

荊羽郡

荊羽郡内

田澤

一町大廿四步 (荊羽郡) 田澤稅所給、

魚沼郡

魚沼郡内

樋橋富岡

一段小廿二步 樋橋富岡稅所給、

蒲原郡

蒲原郡内

濱郷

五段六十步 (中蒲原郡横川) 濱郷稅所給、

木津

六反廿四步 (中蒲原郡) 木津安丸稅所給、

大前

六反三百廿四步 大前安丸稅所給、

西古志

西古志内

於木乙面

六段 (三島郡小木) 於木安丸稅所給、九反 (三島郡乙茂) 乙面稅所給、

頸城郡上郷

越後國在應給、花前介所職得安得丸給事、
頸城郡上郷内

中河

三段六十六步 中河得安給田、

物部郷

物部郷内

田島

八反小 田島得安給田、

津有郷

津有郷内

一反四十步得安、

力石

并小次郎名九町四反小五十步力石經同得安、

五十君郷

五十君郷内

鴨江

二町 (鴨井) 鴨江得安、

夷守郷

夷守郷内

三町六反八十四步久富別給田花前、

横曾禰

一町 (横曾根) 横曾禰得安、

奥郡

奥郡分

荊羽郡

荊羽郡内

雀守

六反 雀守安丸別給、

魚沼郡

魚沼郡内

應永十八年八月十九日

村田 九段 村田得安、
 中山 一町小卅步 (北魚沼郡) 中山得安、
 蒲原郡 蒲原郡内
 金澤西 一町二反 (中蒲原郡) 金澤西得安、
 大金浦 六反 大金浦得安、

應永十八年八月十九日 (未詳) (花押)

越後國一宮居多大明神 社務 ○本番繼目ノ裏ニ、三個ノ各美レル花押アリ、

〔花前家譜〕

系圖
 社務二十一代、實盛 稅所介、得丸、
 社務二十二代、盛長 稅所介、得丸、
 社務二十三代、盛保 同、五郎、

〔誤カ〕

應永十八年鎌倉管領滿兼公ヨリ、越後一國之中所々ニテ社領家頂戴、

是歲、信濃ノ小田切駿河、名關、越後小川莊細越ヲ領ス、

〔會津舊事雜考〕^四 應永十八年辛卯、

僧源慶長 小田切駿河云者、自信州來領於小川莊細越、時同州中野如法寺住源慶爲方外友、故相

長福寺ヲ中興ス

慕來、中興於邑長福寺云、

〔參考〕

〔新編會津風土記〕^{百五} 下條組 越後國蒲原郡之 長福寺^略 ○中 小名中島ノ西ニアリ、遊
 永山ト號ス、^略 中 開基詳ナラス、舊ハ此ヨリ西二町計、赤松山ト云フ所ニアリ、應永ノ
 初火災ニ罹リ、殿堂烏有ス、^略 津源慶再興ノ事、會 不動ヲ本尊トシ本堂ニ安ス、^略 下
 館迹 村西山下ニアリ、三十間四方、小田切駿河住スト云、四方ニ土居堀ノ形存ス、^略 下
 細越館跡

應永十九年壬辰

紀元二千 七十二年

二月 丙辰朔

九日、^甲和田寒資、子孫ノ爲ニ成敗ノ教訓ヲ遺ス、

〔和田中條文書〕

伊佐早謙氏所藏

〔定〕 さたむるせいはいの事、

一、みなみとの、おやこのことをきては、身かためにもなり候て、のちにはうちの人
 たち、たれく^(誰) にてもふちきよようをする人あらは、わか^(和合) かなかをたかふへき
 なり、ましてか童の物など、ことさらかたくさいく^(堅) はおすへし、もしそむく物あら

應永十九年二月九日

七一九

みなみとのおやこ

應永十九年八月五日

七二〇

はりきくひをきらすへきなり、ふかくそんするしさいあるによりて、かたく申
をくところなり、よつてのちのために、さためおく状如件、

おうえい十九ねん二月九日

平寒資(花押)

八月甲寅朔

五日、越後大輪寺ノ僧意春、所藏ノ書籍ヲ注記ス、

〔大輪寺文書〕伊佐早謙氏所藏

當庵書籍

- | | | | |
|---------|---------------------|---------|-----|
| 一 法華經 | 全部 | 一 圓融略疏 | 六卷 |
| 一 首楞嚴經 | 十卷 | 一 地藏本願經 | 三卷 |
| 一 藥師經 | 一卷 | 一 遺教經 | 一卷 |
| 一 地藏占察經 | 二卷 <small>唐</small> | 一 五燈會元 | 二十卷 |
| 一 無量壽經 | 三卷 | 一 正宗記 | 九卷 |
| 一 僧寶傳 | 三卷 | 一 圓悟心要 | 二部 |
| 一 碧巖集 | 五卷 | 一 註金剛經 | 一卷 |
| 一 大慧錄并書 | 二冊 | | |

- | | | | |
|---------|----|---------|----|
| 一 幻住菴清規 | 二冊 | 一 日用清規 | 一冊 |
| 一 法社新矩 | 一冊 | 一 靈源筆語 | 一冊 |
| 一 玉篇廣韻 | 全部 | 一 大本禪師語 | 一冊 |

應永十九稔壬辰桂月五日

意春誌之、

十一月壬子朔

十八日、前鎌倉管領安房守上杉憲定卒ス、

〔上杉系圖大概〕

安房守憲定(憲方)天樹次男(房方)大江舍弟、法名長基、字大全、光照寺殿是也、鎌

倉管領時、號山内殿、此時關東大治、不着鐵衣、不用干戈、二十年、應永十九壬辰十二月十

八日、大酒之後示疾、其夕不慮逝去、歲三十八、御子二人、

〔喜連川判鑑〕 從三位左兵衛督持氏(應永) 十九十二月十八日、前管領上杉入道長基

頓死、

〔關東上杉山内兩家及庶流傳〕〇系圖綜覽二所收 憲方

憲定(イ本山内殿)、右京亮、安房守、號佐々入道、法名長基、應永十二乙酉八月十七日補(任イ)

山内、安房守、應永廿二(五)任管領、或云、同廿三年五月十八日補管領、鶴岡總奉行、〇

應永十九年十二月十八日

七二一

大酒ニ依
リテ卒ス
憲定頓死

應永二十一年二月二十八日

七二二

義憲 任右京大夫、左(右イ)馬助、改名義仁、爲佐竹右馬頭義盛養子、遺跡相續、○中略
女子 比丘尼、

稱光天皇

應永二十一年甲午

七紀元二千七十四年

二月 大巳朔

二十八日、申、壬佐渡本間某、名闕歿後所領ヲ、其妻ニ讓ルコトヲ約ス、

〔利濟庵文書〕〇佐渡

(端裏書)

(後家)

ゆつりわたす

山城入道

さとの國、ほんまのやましるのにうとうかあとの事、(入道)

こけにゆつるなり、よしつみのつはきのしものみやた、おなしくつはきのかま(具)

(地子)

ちし(不孝)

くふけうのこととして、にうとうかあと永つくへからず、こけ一こののちは、いづれに

地子二貫文

ても、心やすからんこにゆすへし。(る脱カ)

大ぬい廿一ねん二月廿八日

にうとう(花押)

應永二十一年乙未

七紀元二千七十五年

八月 丙寅朔

二十一日、戌、丙房方、越後大面莊吉野屋ヲ、毛利道元ニ宛行フ、

〔毛利安田文書〕〇羽前

(南蒲原郡)伊佐早謙氏所藏

大面庄内吉野屋條瀬下分事、爲給分可被知行候也、謹言、

應永廿二 八月廿一日

常越(房方)花押

毛利修理亮殿

齋藤朝信
打渡狀

大面庄内吉野屋條瀬下分事、任御書之旨、可被打渡毛利修理亮之由候也、恐々謹言、

應永廿二 八月廿三日

下野守朝信(齋藤)花押

中阿彌陀佛

〔毛利系圖〕

道元 〇中同廿二年八月廿一日、上杉房方、賜大面庄内吉野屋條瀬下

分、有房方并齋藤朝信之書、〇下

應永二十二年八月二十一日

七二三

中阿彌陀佛
系圖

應永二十三年丙申

紀元二千七十六年

十月大 己未 朔 盡

十日戊辰、上杉禪秀、兵ヲ關東ニ擧ゲ、其主足利持氏ヲ追ヒ、之ヲ伊豆ニ攻ム、是日、鎌倉管領上杉憲基、弟佐竹義憲ト共ニ越後ニ走ル、

〔鎌倉大草紙〕上

應永廿二年四月廿五日鎌倉政所にて御評定のとき、犬懸の家人

常陸國住人越幡六郎某科ありて、所帯を沒收せらるゝ、禪秀(氏憲)したる罪科にあらず、不便のよし扶持せらるゝ、問、以の外に御氣色を蒙りける、禪秀は道の道たる事をいさめず、法外の御政道に隨ひ奉りて、職にゐて何の益があらんと述懐して、同五月二日、管領職を上表申されしかは、かやうの事彌上意を奉令、輕と御腹立有、則收上表畢、

持氏禪秀ノ不和

義嗣ノ異志
滿隆禪秀

同月十八日に、故大全の子息安房守憲基管領に被補、今年何となく鎌倉中騒動して、近國の兵共忍ひ忍ひに參り集りける、七月廿日被仰付、みな國々へ被歸、其年は暮にけり、其比京都將軍家の御弟權大納言義嗣卿は、御兄當公方を可奉計よしひそかに思召立事ありて、○中又關東にて鎌倉殿と管領中あしくなり、動亂のよし聞えければ、義嗣卿より御歸依の禪僧をひそかに鎌倉へ御下し有りて、上杉入道禪秀を御かたらひあり、持氏公の伯父新御堂(滿隆)小路殿をも頼たまひけり、滿隆より禪秀をまねき

ト持氏ニ
叛ス

滿隆持仲
寶壽院ニ
據ル
持氏佐介
ニ逃ル

評定ありければ、禪秀申けるは、○中今京都の大納言家より御たのみ候こそ幸に候、いそぎ思召立、此時御運を御ひらき候へ、○中かまくらを攻落し、押て御上洛あらは、天下の反覆まのあたりにて候とすゝめける、滿隆大に悦ひ、内々存る子細有といへとも、身にをいて更に望なし、甥の持仲猶子に定めつる間、これを取立たまはれとて、一味同心ありければ、秋のはしめより、禪秀病氣のよし披露して引籠、謀反を起す、○中かくて國々の調儀終て、同十月二日の戌刻はかり、新御堂殿並持仲御所忍て殿中より西御門寶壽院へ御出有て御旗を揚らるゝ、○中禪秀は御所へまいり、持氏公可奉懷取支度しける、持氏は、○中御馬にめし、○中佐介の館、○中憲基へいらせたまふ、○中安房守憲基は夢にもこれを知らず、酒宴しておはしける、上杉修理太夫三十騎はかりにて馳來、禪秀入道、新御堂殿並持仲公をすゝめ申、御所をも取籠奉り、只今是へも發向する所にかやうにゆうゝとわたらせたまふそやと呼りければ、○中持氏公これへ入せ給へは、皆人大に喜ひ、色をなをし、いさめける、○中同四日未明より佐介の口へ御勢を被差向、○中佐介の館に火懸りしかは、人力に防に不叶、持氏落させたまふ、安房守も御供申、○中及黃昏小田原の宿に付給、○中爰に土肥土屋のものと、元來禪秀一味なれば、小田原の宿へ押寄、風上より火を懸、攻入ければ、御所と憲

持氏箱根ニ逃ル

應永二十三年十月十日

七二六

基をは落し奉り、○中夜の間に箱根山にいらせたまふ、爰にて夜をあかし、翌日七日午の刻計に、○中駿河國大森か館に落給ひ、○中駿河の瀬名へ御通りある、○中御あ
とより参る人々、御所の御行衛をしらす、只伊豆の名こやの國清寺へ御座のよし披
露ありければ、(月イ)木部將監以下宗徒の人々皆國清寺へ馳集る、敵も名こやに御座とや
おもひけん、狩野介并伊豆奥の兵とも、走湯山の大眾をかたらひ、大勢にて同十日國
清寺に押寄ける、○中憲基は夜にまされ落給ふ、○中安房守は越後をさして落ゆく、
公方は瀬名迄落させ給ふ、去程に新御堂并持仲鎌倉に御座まし、關東の公方と仰ら
れたまふ、

國清寺ヲ攻ム
持氏今川氏ニ頼ル

〔喜連川判鑑〕

從三位左兵衛督持氏

(應永) 丙二十三年

十月二日の夜、○中禪秀則佐介亭

へ寄、國清寺ニ火ヲ付ル持氏小田原ニ落玉ヒ、○中伊豆ノ名古屋ニ至リ、管領憲基、佐
竹佐馬介義憲等僅七八人ニテ、駿州ノ國司今川上總介ヲ御頼ミ、瀬名ノ奥安樂寺ニ
落付玉フ、憲基義憲ハ越後へ赴ク、

〔佐竹家譜〕

(十四代目) 右京大夫義人

(應永二十三年) 同年十月二日夜

滿降禪秀等軍兵を帥ひ、持氏を

鎌倉に襲候、持氏密に上杉憲基(執事)、か佐介之亭に立越防之候、此時義人鎌倉に罷在、
兵を將ひて甘繩口を相守候所、同六日、義人戦員、持氏佐介之亭を難保、極樂寺え引退、

片瀬腰越を歴て、相州小田原に落行候處、敵兵猶追來候に付、同七日、箱根に通れ、又豆
州名古屋に趣候處、又々敵兵競來り候故、持氏僅かに憲基、義人等を伴ひ候而、駿州大
森か館に趣き、山林に忍入、今川上總介範政を相頼、瀬名之奥安養寺に罷在、持氏早速
京都へ注進、且憲基、義人兄弟を越後國へ指向、東國之兵を相催させ候、此砌滿隆自ら
關東三管領與相成、與義父子者常州に罷歸り、威勢益盛に相成候、

十一月(小)己丑朔

八日(丙)、牛屋長俊、所領越後牛屋條ノ地ヲ圓明丸ニ讓ル、

〔色部文書〕

○越後櫻井市作氏所藏

ゆつりあたふる所領の事、

(岩船郡牛屋) 右うしやの條田地、長俊地行の分、代々のゆつり状のことく、(圓明丸) ゑんめいまるゆつりわ

たす所也、たのさまたけなく、地行あるへき狀、如件、

應永廿三年十一月八日

(牛屋) 平長俊(花押)

十二月

(大) 戊午朔

十五日(壬)、上杉憲基、佐竹義憲ト共ニ越後ヲ發シ、尋テ、上野及ビ武藏ニ於テ、禪
秀ト戦ヒ、終ニ之ヲ滅ス、

應永二十三年十一月八日 十二月十五日

七二七

〔鎌倉九代後記〕

持氏

上杉安房守憲基ハ、越州ヨリ京都義持公へ訴テ、禪秀以下

確氷越

追討ノ議ヲ調フ、則義持ヨリ加勢ノ兵士アリ、コレニヨリテ佐竹左馬助義憲同十二月十五日越後ヲ立テ、同十九日ニ臼井坂ヲ越ヘ、上州ニテ度々ノ合戦ニ打勝ツ、或説ニテ合戦十二月十八日、同廿二日ト云々、同廿四年正月朔日、滿隆持仲ヲ具足シ、禪秀鎌倉ヲ立テ、同五日、

世谷原ノ

禪秀自殺

世谷原ニテ南一揆、江戸豊島ノトモカラト合戦ス、禪秀カイクサ利アリ、同九日又合戦ス、今度岩松一族、禪秀ニ功アリテ驕心甚ナリ、是ニヨリ諸士ト不和ナル故、逆心ノ者多クシテ、禪秀遂ニ打負ケ、其後鎌倉へ退ク、同十日、雪ノ下ニテ、滿隆持仲并禪秀同長子伊豫守憲方于時十、同五郎憲春僧快尊別當、僧禪瑾皆禪、長尾兵庫助氏春等自害ス、族黨凡五十七人、禪秀男女子以上四十二人皆自殺、上杉宮内大輔憲秋禪秀、同治部少輔教朝禪秀、兩人ハ、竊ニ京都ニ奔テ難ヲ遁ル、同十一日、憲基管領職還任シテ、鎌倉ニ入ル、同十七日、持氏鎌倉ニ歸リ、淨智寺ニ居ス、同三月廿四日、梶原美作守入道カ宅ニ移ル、同四月廿八日御所ニ歸座ス、

憲基鎌倉ニ歸ル
持氏鎌倉ニ歸ル

〔喜連川判鑑〕

從三位左兵衛督持氏

丙(應永)

十二月、持氏公駿州ヨリ飛脚ヲ以テ京都へ告ラル、管領憲基越後ヨリ京都ニ訴フ、因茲京都ヨリ、持氏御加勢トシテ、山名宮内少輔時熙ヲ差下サル、

丁二十四、正月五日、佐竹義憲越後ヨリ軍ヲ起ス、滿隆持仲、禪秀ト合戦、禪秀敗北メ、鎌倉ニ引退ク、

〔佐竹系譜〕

右京大夫義人

(應永)

二十三年十二月十五日、憲基義人兵を率ひて、越後國より上野國に到り、碓井坂を越候處、禪秀兵を出し禦、義人之爲に敗軍に及候、

從是義人軍勢競進らる、於所々得勝利申候、

〔烟田文書〕

武藏

同前

着到 常陸國鹿島一族、

烟田遠江守韓胤申軍忠事、

右自去年十月二日、依鎌倉大亂、世上忿劇之間、三日、上方就在介江御移之間、爲外門手晝夜宿直致警、(固カ)以降飯田民部丞御不審之刻、被切乘馬、同六日、於前濱御合戦、致太刀打、若黨松山左近將監韓信被疵々、其後同十二月、河村城江馳參、懷鳥御陣、同藤澤、同飯田原、へ同瀬谷原之御合戦、仁先懸仕、武者一騎切テ落、欲取頭處、御敵落重間、被押隔、不分捕間、爲證據取、腰刀ヲ、既大將一色宮内太輔殿御檢知之所也、至鎌倉雪下御合戦、勵無二之戦功、令供奉段、他于異所詮速下、給御證判、備後代龜鏡、彌爲奉、御大事叶、恐々言

瀬谷原ノ

應永廿四年二月 日
承候了 (持氏) 在判

○憲基義憲ノ越後ニ逃レシコト、十月十日、禪秀舉兵ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

上杉兵庫頭清方

朝方

〔上杉家記〕六 兵家紀開ニ、憲基北國ノ兵ヲ催サントシ、佐竹(義仁)ト甲斐、信濃ヲ經テ、越後ノ國上田庄ニ入り、上杉兵庫頭清方ヲ語ラヒ、越後、佐土、越中ノ軍兵ヲ催促ス云々ト記ス、蓋シ清方公ハ、憲實公ノ弟ニシテ、此時僅カニ四五才ニ過キス、決シテ此事アルヘカラス、民部大輔朝方ノ謬傳ナルヘシ、但シ憲基公越後ヨリ東國ヘ打出ル事諸書明記セス、僅カニ御列祖史略ニ、十五日笛吹嶺ヲ越ヘ、氏憲ト戰フ事ヲ記ス、然ハ此戰ハ、公義仁以下ヲ率テ氏憲ヲ擊破セシメタル事明ナリ、

應永二十四年丁丑

紀元二千七十七年

正月 戊子朔

二十六日、癸丑越後至德寺僧可久寂ス、後、佛印大光禪師ト勅諡セラル、

〔翰林葫蘆集〕

文集

至德開山像贊

周麟ノ贊

慈愛甘雨、威嚴冷水、俗譜產乎藤氏之親、感吉夢、憶栽松道者、童科膺乎柴山之選、誦法華、驚呪梅老僧、入禪刹、司內史、坐書林、挑孤灯、行年廿五歲、擇絕梅汝霖以結交、飛過大津風帆浪、橫近代兩三人、從古林季潭而學道、參遍名山雲笠月藤、范石湖遺藁之贈金塊珠璣、宋景濂交蘆之書鸞立鳳騰、在(建長寺)大明嚮靈隱典藏、歸日本稱國清中興、官命升位五山十刹、學徒盈門九到三登、歷住巨福瑞鹿、則叢規井々、創造大惠海龍者、卵塔層々、知事僭越、一言成敗、搢紳善惡、覲面勸懲、平生頭戴彌勒像、下視德光論師、錯不禮、少小諱同二祖名、珍重香至季子之相承、視(疎石)正覺師於齋姪、傳廣濟宗於雲仍、華嚴現大光王、化城祝延聖壽、佛印如樓至德出世、舉唱真乘、是心恢々晃々、吾道綿々繩々、無色不驚、不崩、試向稜嚴塔中、看越山雪後玉峻嶒、

越之後州、聖壽山至德禪寺開山始祖佛印大光禪師、慈容厥孫天鷹俊公首座、自寫此像、俾余贊之、余因讀行狀、斂衽鞠躬焉、謹撫其要、以繫之辭、去歲之秋、首座傳越君之命、曰、願升此山、以齒于十刹、余聞之、官々乃下、割置于等持已下之列、昔禪師以國清爲請、遂昇其位、今其庶乎、首座功可銘鐘鼎、以遺乎不朽者也、

〔上杉系圖大概〕

兵庫頭憲將、桂山嫡子、母方木戶、略御子一人、至惠開山佛印大光禪師、久庵僧可長老是也、受父遺命、南遊經十年、飯朝、具見于行狀、略至惠開山示寂、應

世系

應永二十四年正月二十六日

七三一

應永二十四年正月二十六日

七三二

傳記

永廿四丁酉、今年文明九丁酉六十一年、行年七十五癸未、
〔延寶傳燈錄〕二十 國清無礙妙謙禪師法嗣

相州建長久菴僧可禪師比壯入明、歸住圓覺、遷于本山、府內檀越建實際菴、延爲開基、永安寺殿壁山居士忌日香偈曰、綺窗寒雨想音容、仙駕翩翩入杳空、無所從來無所去、深沈松殿聽微風、賀菅廟栽梅曰、栽梅階下享天神、他日必成調鼎人、信種星兒心地闊、清香遍界萬年春、某年正月二十六日遷化、勅證佛印大光禪師、嗣其法者、建長伯溫德瑛、建長字江德永、建長星嚴統悟、

鎌倉圓覺寺七十二世

〔扶桑五山記〕

四 相陽瑞鹿山 圓覺興聖禪寺

住持位次、

七十二、久菴和上、諱僧可、(無碑)

應永廿四年正月十六日寂、勅號佛印大光禪師、

鎌倉建長寺七十二世

〔扶桑五山記〕

三 相陽巨福山 建長興國禪寺

住持位次、

七十二世久菴和上、諱僧可、嗣無碍、

〔建長寺年中諷經并前住記〕 年中行事、

正月廿六日 佛印大光禪師忌 實際菴、

福山住持次第、

七十三世佛印大光禪師 嗣法佛眞 諱僧可、

五燈會元
ヲ至德寺
ニ置ク

〔五燈會元奧書〕

伊羽前 伊佐早謙氏所藏

至德寺公用、

應永 壬辰八月日 僧可置之、

○至德寺妙磋等ノ事、便宜左ニ附收ス、

〔翰林胡蘆集〕

詩集 文成

妙磋首座、隸越之至德寺、雲照瑚公接之、嗣安養師、而爲佛印禪師四世之孫也、嘗趨京居琴臺板首焉、遠託紹介、求予之立別稱、淇澳詩曰、有匪君子、如切如磋、美武公之有文章也、仍以文成、副之拙偈、以證之、

功德華王顯、摠持、單傳、直指、少林師、牛毛學者、望塵拜、一角祥麟行地時、

越之后州有一佳刹、曰至德、出自吾常照氏焉、附庸于此者曰長松院、乃本朝大覺氏五世之孫、前壽福旭海師之攸翬基也、嗣之者曰仲轅師、嘗領巨福事、師有佳兒、名之曰祖暉、其遊遠寄紙於洛陽、求予之立厥字、辭不獲、稱之以陽坡、夫日者太陽之精也、登于扶桑、是謂朏明、盖暉也者明之義也、予取于此而有微意、以祝吾子遠大者、昔魏舒字陽元、少依外氏、々々起宅、相者云當出貴甥、於是舒自課百日習一經、因而對策、升第、後領司徒、今吾子託常照氏、以繼其明、俾明不匱、則大覺氏之道興于此、必如魏陽元之在晋也、

長松院祖暉
別稱ヲ周麟ニ求ム
陽坡

文成

妙磋別稱
ヲ周麟ニ
求ム

應永二十四年正月二十六日

七三三

陽坡夫勉旃哉更述一偈以證其義云、

混沌何年曾展眉分成上下四坤維風光綜錯天真佛綉作碧岩花落時、

祖溪

北越有佳人其名曰超紅顏綠髮標秀於稠廣之上人皆欽風采從師隸聖壽山中大覺祖之後裔也、有客爲余言之且求余之立其別稱以老懶辭焉客曰越君幕下專執國命者曰某介僕求焉願勿固拒於是乎不獲已以祖溪稱之遂告之曰超也汝々動于業一朝削披知吾宗有超佛越祖之談而後激起蘭溪一派則吾謂之名與別稱不虛設焉况彼國賴有外衛怵興祖道者久矣規祝不淺賦拙偈證其義云、

香至王家生碧瞳少林高掛九年弓一朝得々來踰海脚下清風日本東、

〔參考〕

〔越後頸城郡誌稿〕

二十五 名所舊跡五

關白旅館并至德寺安國寺廢跡

至德寺安國寺共

ニ大刹ナリケルト雖トモ此兩寺慶長三年上杉景勝會津轉封ノ節彼地へ引移リ當

郡ニハ其廢寺ノ跡ヲ村落トシ今ニ至德寺村安國寺村ノ名稱ヲ殘セリ、

〔米澤地名選〕

曹洞宗聖壽山鳳臺寺

丹波養澤寺寺祖を道可と云ふ道可は上

超別稱ヲ周麟ニ求ム

祖溪

鳳臺寺ト

改稱ス

杉民部大輔憲顯公二男也、又憲顯の長子憲持公の長子とも鎌倉建長寺長蔭にして弗印と號す、大光禪師久庵僧信可と云、南遊十年を経て歸朝し爲越後聖壽山至德寺開山、後鳳臺寺と改め、應永十四年正月二十六日寂す、年七十五、母は北條氏、佛域有園池、其景松嶋に擬す、彼粟田公か鳥羽の園は知ね共、鶴城の佳望也、又園中連理の枝有、〔米澤〕○中十世能達和尚は直江大和守實綱の猶子也、國公米澤へ御移のとき御供をして城南の田町に寺を建たり、願主は直江山城守兼續の鳳臺昌玉大姉なりし故、鳳臺寺と號せし也、

七月

小 癸卯 盡

是月、長賢、越後蒲澤山滿願寺ニ鰐口ヲ寄進ス、

〔鰐口〕○古志郡新組村大字釜澤觀音堂所藏

〔刻銘〕
滿願寺 結衆 越後國古志郡造脫庄下條蒲澤山鰐口

大工家吉
大工衛門太郎

○滿願寺ノ本堂前立繪像ヲ造ルコト、永正十七年五月二十八日ノ條ニ見ユ、

十一月

小 癸丑 盡

九日、〔辛酉〕越後吉河莊中條地頭職本郷持泰、所領ヲ被官人ニ押領セラレ、幕府ニ訴

大工家吉
衛門太郎

フ、是日、幕府、房方ニ命ジテ、之ヲ持泰代ニ沙汰付セシム、

〔古文書〕五 ○内閣記録課所藏

(三島郡)

本郷兵庫助持泰申、越後國吉河庄内中條北方壹分地頭職事、被官人押領云々、事實者不可然、早沙汰付下地お持泰代若又有子細者、可被注申之由、所被仰下也、仍執達如件、

應永廿四年十一月九日

(島山滿家カ)
沙彌判

上杉民部大輔入道殿

應永二十五年戊戌 紀元二千七十八年

正月 壬子 朔

四日、乙、鎌倉管領安房守上杉憲基卒シ、其養子憲實嗣グ、

〔上杉系圖大概〕 安房守憲基、大嫡子、法名信元、字海印、宗惠院殿是也、鎌倉管領時、

系圖
法名

號佐介殿、與同名右衛門介禪秀、結厄難、應永廿三年丙申、秋合戰、不年收復、經一年、廿五

房方ノ子
孔雀丸

年戊戌、正月四日、以疾逝去、乞取伯父大江三男孔雀丸讓位、歲廿七、壬申也、

憲實越後
國衛ヲ兼
領ス

安房守憲實、小曰孔雀丸、大江三男、法名長棟、字高岩、九歲時自越後到鎌倉、以養父海印

之讓、領上野州伊豆州兼領越後國衛、在管領職年久矣、略

〔上杉系圖〕三十後鑑百 憲基、安房守憲定子、右京亮、安房守、應永二十年二月五日管領、

鶴岡八幡宮惣奉行、應永二十五年正月四日卒、二十七歲、法名宗德院殿心無海印、

〔鎌倉九代後記〕 持氏 應永廿五年正月四日、管領憲基卒、海印ト

〔喜連川判鑑〕 從三位左兵衛督持氏 戊(應永)二十五、正月、管領上杉安房守入道憲基病

死、道號無悔、名海印、

〔關東上杉山内兩家及庶流傳〕○系圖綜覽二所收 憲定

道號
系圖

山内 憲基 山内安房守、應永廿二(イ)五任管領、或云、同廿三年五月十八補管領、鶴岡總奉行、

應永廿五(イ)正月四逝、行年二十七、法名信(心イ)元、道號海印、號宗德院、或云、應永廿六亡逝、

號崇眞院、
憲實 安房守、實民部大輔、房方男(息イ)、應永廿六正任管領、○下

〔上杉略譜〕 (應永) 同廿四年、從越後國來子鎌倉、爲安房守憲基嗣子、時年八歲、

築田家譜云、上杉右京大夫殿、受領安房守、法名海印、繁昌之事云々、雖然一子を持給はずして、内々、扇谷殿息を可有所望分に内儀相定ける處、一家被官中不庶幾間、越後之兵庫頭殿之長子四郎殿有所望養子になして下給ふ、然而公私之唱には、四郎殿は藝能に達し、大器用之人也と申けり、憲基右京大夫タルコト、家譜ニ見エヌト云モ、築田家ノ傳モ天文以上ノ記ナレハ、必ス徵セシモノ有シナルベシ、扇谷ハ氏定持定ノ、湘山星移集云、安房守憲實は、越前民部大輔房定(後ノ誤)、按ニ、房方ノ誤ナリ、房間ナルベシ、湘山星移集云、安房守憲實は、越前民部大輔房定、定ハ房方ノ曾孫ナリ、海

四郎大器
用

法號

印即憲基ノ法名ナリ、按ニ猶子なり、六歳の時關東越山あり、北條五代記是ニ同シ、蓋六歳是上ニ脱字アルベシ、（應永二十五）正月四日關東管領安房守上杉憲基病テ卒ス、年二十七、宗徳院殿信

業陰堂

元海印ト法諡ス、憲基子ナシ、伯父越後守護民部大輔上杉房方ノ三子孔雀丸ヲ鎌倉ニ迎ヘ、養テ嗣トナス、年甫九歳安房守憲實是ナリ、憲基學ヲ好ミ、文事ニ敏ナリ、祖父憲方嘗テ其堂ニ扁シテ業陰ト曰フ、憲基、僧得巖ニ請ヒ、之ヲ記セシム、○業陰堂記文見鑑ニ

四月 辛巳朔

十九日、伏見宮貞成親王、田村盛兼ヲ以テ、室町院領越後加治、菅名兩莊ノ代官職ト爲ス、

上杉氏ト有縁

〔看聞日記〕三 應永廿五年四月十九日、晴、抑室町院領、越州梶庄、菅名庄事、田村左京

加治莊ハ南禪寺任藏主ノ知行

亮盛兼仁科一族、代官職望申、上杉民部大輔越後守護、有縁之間、可廻秘計之由申、仍先仰付了、但梶庄者、萩原殿宮南禪寺任藏主御當知行也、無左右難道行事也、然而先申付了、

〔参考〕

〔本朝皇胤紹運錄〕

後堀河院第百十六 四條院諱秀仁、治十年、母藻壁門院、道家公女、

室町院暉子、二品内親王、母同

應永二十六年己亥 紀元二千七十九年

正月 丙午朔

八日、癸丑、上杉憲實、鎌倉管領ト爲ル、

〔鎌倉大草紙〕上 應永廿六年三月六日、上杉安房守憲基病に伏て管領を辭し、子息

四郎憲實當職を承り、安房守に任す、此人は文道に心をかけ、武道を嗜ければ、人みななひき隨ひけり、

〔鎌倉管領九代記〕中 應永廿六年正月八日、憲基の嫡男憲實を安房守に任して、管領職に補せらる、○下

〔鎌倉九代後記〕持氏 應永廿六年、上杉安房守憲實憲基男、管領トス、

〔喜連川判鑑〕從三位左兵衛督持氏 己應永二十六、正月八日、上杉入道憲基嫡子憲實

管領職ニ被補、安房守ニ任ス、

〔上杉系圖〕 憲基——憲實、安房守殿、實民部大輔、房方息、應永廿六年正月八日、管領

○秘閣本大草紙、十一月六日ニ作ル、喜連川判鑑、管領九代記ト合ハズ、疑フベシ、

應永二十六年五月二十一日

小山記、二十八年ニ係ク、誤レリ、

五月小巳盡

二十一日乙丑越後本成寺僧日陣寂ス、

傳記

〔陣門諸祖略傳〕

○越後本成寺所藏

五祖日陣師、姓源氏、佐々木裔也、生誕越後國瀨波郡加

治庄荒川郷也、九十八代光明院御宇、曆應二己卯年之誕也、是則印師御入滅十二年後也、師自幼童之時、具於異相、在掌中如意珠之形、童名號門一丸、印靜二師之間、京鎌倉之弘通御本意故、本成寺一人宛置代官學頭、令守大衆之法儀、故門一丸小童而登本成寺、以時代官日龍爲初發心師匠、天性聰明而不同群童、師十一才時、下荒川父母家、此所人受重病、不得禱藥驗、父母試令祈門一丸、沉痾頓愈、傍者見聞之、非常人信、多捨邪歸正、此時持法末葉、且越于今彼處在、雜染之後、號圓光房日陣、々字初陳之字也、後改陣之字、學業日新、而高名流都鄙、學問修行之日、奥州會津天台能化玄明教化方便、箱納開目抄上下、終依之捨邪歸正、開法華之一門、今日什門流是也、是豈非陣師善巧、如是弘法名流、故日靜師應安二年之入滅時、師齡三十一齒而受本成寺貫首讓、本成本國之兩寺水魚、而傳陣二師如雲雨、陣師受於靜師之讓、後經廿九年應永四丁丑年、上於中華、於本國寺說法之次、談蓮祖御弘通之本迹、且理迹化本化之異目、傳師聞之、懷於疑細發問、陣師開御

什門流ヲ開ク

八十一歳

日忠

書本疏、誠文談玄盡理、終山門學徒大智院加力於傳師、往覆經年、自應永四年、至十一年、此間諸國末寺令歸彼寺、十一年自彼送五十五ヶ條難勢、不待答文、及於不和、是併内々宿意在、故云々、故依陣師之法義、信仰道俗之請、不得於止悲絕、本化御弘通之御書本意、應永十三丙戌年、仰付大賢坊日登、四條堀川構方四町之屋敷造、一字精舍、號光了山本禪寺、師筆曰、日陣何死、收魂魄、可留四條堀川云々、信陣師法義之道、俗既多、雖新造之門前成市、多是武家且越也、故應永丁未之赤松逆心、爾來嘉吉、應仁、文明、永正等、都鄙之大亂、悉死去及衰微、有佛法通塞、可待後五百齒末耳、陣師自承靜師之讓已來、中夏之上下及數度、東海北陸、出羽奥州之弘法造寺、身輕法重、志無衰、況本迹實相同、異決、撰要略記、同見聞、五十五ヶ條之答文、御書本疏見聞、其外造數卷抄、年齡精而及八十一齒、欲盡化緣之時、本成寺讓日存、本禪寺讓日登、應永廿六年五月廿一日、於本成寺御入滅也、明應六年卯月十一日、於妙蓮寺常住院、日忠陣門法流一品二半之旨、被入本禪寺難狀、其難答之旨、在別一卷云々、

定 日陣在御判 本成寺規式并禁制之事、

一剃髮之後者、關萬事、以夜繼日、可致學問稽古者也、但於不能其器用之輩者、以無二之信心、可存給仕、奉公之處、空送年月、徒經時々之條、甚以不可也、然間向後堅固、可存此

本成寺規式并禁制

應永二十六年五月二十一日

旨者也、

- 一 每日二時晨朝日沒勤行之刻、无懈怠可被參攸、殊更於晨朝之勤行者、皆參入堂可有勤行、若放三日不參之輩者、三ヶ夜之間可有燈油之沙汰也、但除現病遠行者也、
- 一 每日當番二人正、權、勤仕當番役云々、然者先薦者止宿御堂、而可被申宿直、若有闕如之人者、任先日約束、三、日三夜可令勤行也、
- 一 佛具等紛失之時者、爲當日番役可辨濟也、如兼日法式而已、
- 一 當寺常住薦次之方、於童形者、以十七出家可爲方次也、同年可依前後也、而於內陣出仕之事者、可經三ヶ年者也、

- 一 剃立法師之事、以十三可爲方次、十ヶ年之間可爲外陣也、
- 一 橫入次第事、七ヶ年之間可爲外陣出仕、但依人可有有否也、
- 一 於他方來者、十ヶ年之間可爲外陣出仕、但隨器用可有出進歟、
- 一 朝夕行法以後、不法談不可論、无益雜言事、
- 一 依當寺止住爲休息、授部屋坊之後、號退出、或號要用、以件部屋坊不可被移、他所縱其身者、雖不止住、以坊屋者、御堂修理料可令點定者也、
- 一 比丘尼女性以下俗衆等、同以不可參候內陣、縱令雖爲僧衆、帶武具而不可著座也、

- 一 不著袈裟、不可參入內陣事、
- 一 賣買本尊持經科事、一期之間可停止出仕也、
- 一 於打擲罪科者、五ヶ年之間、可停止出仕也、
- 一 惡口謗言科、同上、
- 一 於刃傷事者、十ヶ年之間、可停止出仕也、
- 一 殺害科事、可限一期也、
- 一 博奕科事、五ヶ年之間、可停止出仕也、
- 一 盜人科事、二十ヶ年之間、可停止出仕也、
- 一 密懷事、可爲一期也、

右於此廿ヶ條之制法者、无親疎、堅可致其沙汰者也、兼又剩不經戒、不積法、龍、只守剃髮姿計、爲无智无行身、欲隣上座之條、且背出世之法、且違世間之禮、甚以不可也、然則可謂增上慢比丘、將墜於大坎、亦可思謂已、均佛名增上慢者矣、嗚呼此文、可恐々々、此句可耻々々、然者向後固所制止也、若背此旨之輩者、永不可爲聖人御門跡、仍未代後證制法之狀如件、應永元年戊申六月五日、

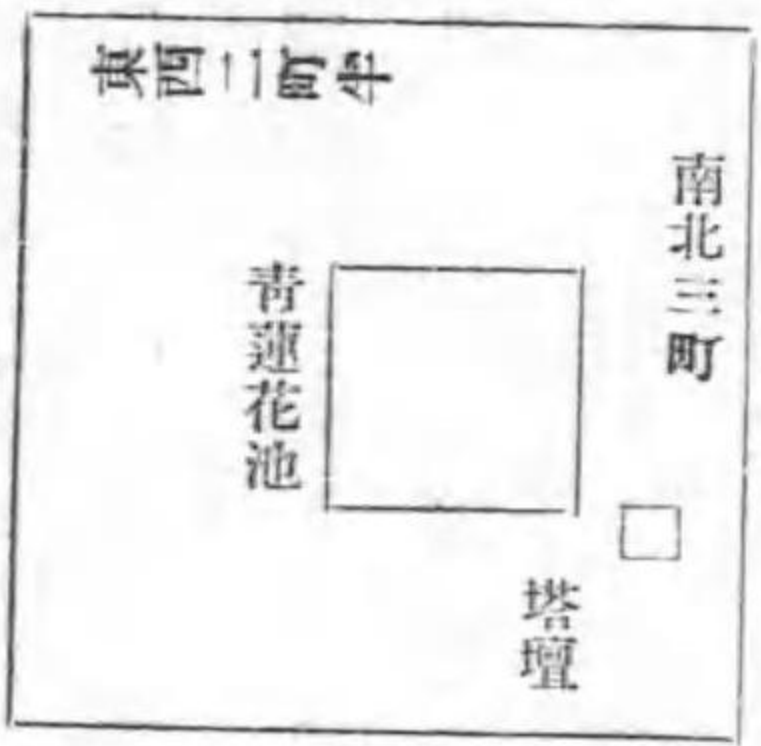
御本云、御本寺參詣之時、以文庫之御本、令書寫之、當門一家規範、可守此旨者也、

應永二十六年六月二十九日

永祿二己丑年五月廿日

本化勤息智門院日宏在御判云々、

七四四



越後本成寺伽藍屋敷之圖也、東西二町半、南北三町、此内本院在ト云々、惣寺家屋敷之外郭、東西七町、南北十町餘也、是三百餘坊之舊跡ト云々、
今ヤ悲哉、悉野原也、

六月大甲戌盡

二十九日寅陸奥ノ蘆名新宮兩氏相關フ、越後小川城主某、蘆名氏ニ應ズ、是日、新宮氏撃チテ小川城ヲ陷ル、

〔塔寺八幡宮長帳〕

應永廿六年亥六月廿九日夜、(東蒲原郡)小川城(葦名氏)黒川方にて落ぬ、

〔會津舊事雜考〕

應永二十六年亥六月廿九日夜、小川城被陷、是黨于葦名氏故、新宮氏攻之、傳云、城主今失其名先夜夢大水溢而城崩、果陷云、

○是後、新宮盛俊、越後ニ走リ、五十公野ニ居ルコト、二十七年六月二日ノ條ニ見ユ、

應永二十七年庚子

紀元二千八十年

四月大己亥朔

十七日卯幕府、房方ニ命ジテ、山城天龍寺領越後保倉保并ニ富川保ノ課役ヲ免ジ、寺家ノ所務ヲ全ウセシム、

〔天龍寺重書目錄〕

乙山城(東頸城郡津有村)

天龍寺領越後國保倉保并富川保段錢以下諸公事、臨時課役守護役等事、早任去十七日御下知之旨、一切停止其綺、可被令寺家所務、由所被仰下也、仍執達如件、○十七日ノ下知狀傳ハズ、

應永廿七年四月十九日

(細川滿元カ)沙彌判

上相民部大輔入道殿

六月大戊戌朔

二日亥新宮盛俊、蘆名盛政ニ破ラレテ、越後ニ走リ、五十公野ニ居ル、

〔會津舊事雜考〕

應永二十七年庚六月二日、新宮城被陷、或云、七月二日酉刻也、時

新宮氏奔越後、新宮盛俊奥川お去、越後之五十公野住、(北蒲原郡)

○葦名新宮兩氏相關ヒシ事、前年六月二十九日ノ條ニ、盛俊ノ越後小川莊ニ自

應永二十七年四月十七日 六月二日

七四五

應永二十七年六月二日

殺スルコト、永享五年十月二十三日ノ條ニ見ユ、

七四六

〔參考〕

〔塔寺八幡宮長帳〕

應永廿七年七月二日酉（刻カ）計也新宮城沒落畢、

〔會津舊事雜考〕四

應永十年癸未正月晦日新宮城落此年陷而又復興乎、後庚子、退新宮、奔越後、

是歲、上杉憲實、越後雲洞庵ヲ再興ス、

〔日本洞上聯燈錄〕五

耕雲傑堂能勝禪師法嗣

顯窓慶字

越後州明白山慈光寺顯窓慶字禪師、本洲某氏子、幼而禮傑堂於耕雲得度、（岩船郡門前）○中應永二

藤原房前
創草

十七年庚子、適州之上田、其地有一古寺名雲洞、乃大臣房前公所創也、上杉憲實、深欽師

德、革教作禪、延請爲第一祖、（藤原）○下

〔參考〕

〔越後名寄〕四

雲洞庵 上田郷六日町、寺領五十石 號金城山、往昔ハ尼寺ナ

金城山

リシカ、後眞言地ト成サテ又人皇百二代稱光院ノ御宇應永二十七年庚子、管領五代

目、上杉安房守憲實建立、曹洞派也、則上杉家ノ菩提所トス、（中）○祈禱ノ二字ノ額ハ、順

德院尊儀之御宸翰也、（略）○下

〔新編會津風土記〕百十一 外編越後國魚沼郡之 鹽澤組 雲洞村 寺院

雲洞庵（境内東一町二十四村ノ辰間、南北一町、免除地、）

北高
通天

巳ノ方山麓ニアリ、山號ヲ金城山ト云、本州村上耕雲寺ノ末寺、曹洞宗ニテ、本郡七十
九箇寺ノ録所ナリ、相傳フ、本ハ律宗ニテ、養老中、藤原房前公先妣ノ冥福ノ爲ニ草創
シ、雲洞寺ト號ス、承久中、順德院祈禱ノ二字ノ宸筆ヲ賜フ、應永二十七年、上杉安房守
憲實殿堂ヲ修理シ、永享元年、耕雲寺ノ僧顯窓ヲ請テ開山トス、是レ曹洞禪ノ第一世
ナリ、（法名高岩長棟）憲實ハ後此山ニ隱遁シ、雲洞庵主ト號シ、上杉家代々ノ菩提所トナリ、若干ノ寺
領アリ、第十世ノ僧ヲ北高ト云フ、武田信玄ノ請ニ應シ、信州岩村田ニ龍雲寺ヲ建立
シ、元龜三年、千人結制ヲ執行セシト云、十三世通天ハ、謙信景勝二代ノ歸依僧ニテ、天
正十四年、勅特賜佛慧普明禪師ノ綸旨并紫衣ヲ賜フ、（略）○下

應永二十八年辛丑

（紀元二千
八十二年）

六月（大
壬辰朔）

二十三日（甲寅）、本間時直ヲ佐渡守ト爲ス、

〔佐渡志〕（官員）

口宣案

口宣案

洞院大納言

上卿 洞院大納言（滿季）

應永廿八年六月廿三日

宣旨

應永二十八年六月二十三日

七四七

應永二十八年十一月十日

左衛門尉源時直(本問)

宜任佐渡守

藏人權右中辨藤原俊國奉

十一月大庚申朔

十日、民部大輔上杉房方卒ス、其子朝方嗣ギ、越後守護ト爲ル、

〔上杉系圖〕○諸家系 圖纂所收 憲榮

系圖

房方

房方 童名龍命丸、民部太輔、實安房守憲方二男、父憲榮、近世時、家老長尾筑前守高景自越後赴鎌倉、爲主歸越州、令繼跡、朝房法名大德院大江常越、應永廿八年辛丑十一月十日卒、五十五

重方

賴方

朝方

〔關東上榎山内兩家及庶流傳〕○系圖綜覽二所收 憲榮

房方(山) 本民部大輔治部大輔朝房猶子、直越州守護憲榮猶子、實安房守憲方男、息子越州守護、法名常越、號大江、應永廿八年辛丑十一月十日逝去、五十四

朝方(山) 高倉左馬助、○中略

賴方 七郎、永享壬子二年去

憲實 憲基猶子、任管領、名長棟

清方 十郎、兵庫從、京歸、於途中被誅

重方 三郎

□□ 六郎

□□ 十郎

女子

女子

〔天文上杉長尾系圖〕

大江常越 天樹道合御事也、憲基

光德院殿 明月院殿嫡子、民部大輔、戶部、房方、明月院殿、櫻殿、院殿御舍弟

密林常堅 憲方房方、密林常堅、保真院殿、光德院殿御息、民部大輔、左馬助殿

〔上杉系圖大概〕 民部大輔朝方、大江嫡子、法名常堅、密林、保真院殿是也、在京時號高倉殿、御子一人、

〔上杉家記〕 七(應永二十八)十一月十日、越後守護民部大輔上杉房方卒ス、年五十四、光德院常越

應永二十八年十一月十日

七四九

七四八

應永二十八年十一月十日

七五〇

五男アリ
朝方
賴方
憲實
清方
重方

大江ト法諡ス、五男アリ、長朝方左馬助、又民部大輔ト稱ス、越後守護ヲ襲グ、京師ニ在リ、高倉ト稱ス、次賴方、山浦氏ト稱ス、次憲實、叔父憲基ニ養ハル、次清方、次重方、三郎ト稱ス、兄憲實ニ隨ヒ鎌倉ニ在リ、後チ僧トナリ道悅ト稱ス、

按ニ、今傳ル所ノ上杉系圖、房方ノ子ヲ七男二女トナス、文明上杉系圖大概、天文越後上杉系圖等皆五男トナス、且ツ房方ノ死、今天文越後上杉系圖及ビ文明上杉古系圖ヲ採ル、

〔延寶傳燈錄〕十四 南禪平田慈均禪師法嗣

一源禪師ノ傳

京東祇樹庵一源會統禪師、肥後州菊池氏子、總角有出纏之志、嘗平田和尚還、自支那、寓筑前、油山僧攜投之、十六得度、從田于東福、又依大陽冲、應接賓客、田遷南禪、師侍衣鉢、參寂室於永源室、令看趙州狗子話、提撕六載、杳無所悟、或割頭膚、內舍利、或燒指節、誓諸佛工夫不弛、既有省所、應安初、檀越祇樹庵、延居攝之、光雲大明之後、宗乘不振、衆請住持、師不就、丈室、退居學位、與衆共甘酸、叢規粗備、鐘鼓一新、樞府陞位甲刹、歷年回河東、春屋葩龍、漱澤、性海見古劍快、伯英俊、剛中柔南、宗綱往來無間、日藤房方上杉源義則氏、赤松氏、俱來聞法、應永五年、結白石菴於城州小山、爲溘焉之地、翌歲四月二十五日坐逝、壽七十一、火化得舍利、師自贊曰、咄個默漢、全無所知、三十年間坐無明裏、自稱祇樹下老古錐、有一

房方佛法ヲ一源ニ聽ク

分信、著一分疑、無修無證、何描如斯、呵呵、呵識者誰、

〔河東祇樹一源統禪師行狀〕略○上 官員士庶趨拜致敬者不可勝計、而上相藤戶部房方

法名常越、赤松源光祿義則、法名性松、忘形方外、誓爲檀越、初不度弟子、後恐斷佛種、稍授禪戒而已、略○下

○房方、憲定ニ代テ管セル叔父憲春ノ遺領ヲ、憲定代ニ渡付セルコト、應永三年

七月二十三日ノ條ニ、越後吉田保等ヲ等持院ニ寄進セルコト、同十三年十一月

二十日ノ條ニ、見ユ、

應永二十九年壬寅 紀元二千八百二十二年

六月 丙戌朔

二十六日、辛亥足利義持、朝方ノ京都第二遊ブ、

〔看聞日記〕三 應永二十九年六月二十六日、晴、抽開、今日上杉屋形（朝方）、室町殿入御、々

將軍應應ノ引出物

引出物三千貫、金鯉同組、同組箸銀御盃等進之、一獻二十七獻之間、每獻ニ御引出物進之、翌日又越後布車一兩、子飯一兩進云々、御共申大名共、鎧一兩馬一匹引之、上杉初而入申間、如此振舞云々、

是月、常陸小栗滿重、足利持氏ニ叛ク、持氏、憲實ノ弟重方ヲシテ、之ヲ伐タシム、

應永二十九年六月二十六日 六月是月

七五一

〔鎌倉九代後記〕 持氏 應永廿九年小栗孫次郎滿重叛逆ニヨリテ、上杉三郎重方弟、發向ス、

同卅年五月廿八日、小栗孫次郎滿重退治ノタメ、持氏鎌倉ヲ立テ、下總結城ニ發向、同八月二日、城ヲ攻ム、滿重沒落ス、

〔續本朝通鑑〕百五(應永二十九) 六月常陸國士小栗滿重叛、持氏使上杉重方弟、實伐之、而畀書於小山滿泰同討之、

○是後、重方、兄憲實ノ命ニ依リ、結城氏ノ黨信濃大井持光ノ兵ヲ上野ニ防グコト、永享十二年八月是月ノ條ニ見ユ

十月大酉朔

十四日、戊戌民部大輔上杉朝方卒ス、其子房朝嗣ギ、越後守護ト爲ル、

系圖 諸家系 憲榮——房方

〔上杉系圖〕 高倉左馬助、民部大輔、應永二十九年十月十四日、於高倉死、號保真院密林道堅、房朝

〔上杉系圖大概〕 民部大輔房朝、小曰幸龍丸、密林嫡子、法名常勝、宇建幢、常春院殿是也、寶應元年己巳二月廿七日逝去在京、

高倉左馬助 幸龍丸

〔天文〕上杉長尾系圖

建幢常勝 常春院殿 保真院殿御息民部大輔、戶部、無御息、

二十三日、丁未長講堂領越後吉河莊等ノ貢租ヲ以テ、京都六條院修造ノ費ニ充ツ、

〔看聞日記〕四 九日、晴、長講堂寺役事、仙洞奉書勅筆六條廳益直持來、任所望之旨、被

下御奉書畏悅無極、且益直忠節也、神妙之間殊更兩種賜之、召前對面、仙洞御返事則付、

益直進之、此奉書事者、當所年々水損土貢失墜之間、六條殿寺役不究濟之間、長講衆歎

申、仍當所別納之地人給寺庵知行下地等、悉寺役配分可致沙汰之由、可被下御奉書之

由、去比申入了、仍如然被下之珍重也、將又先日廣橋令申山前庄以下事、載目安今日遣

之返事、以機嫌可伺申云々、

〔看聞日記〕七 二十三日、晴、益直參、六條殿御修理事、此間嚴密有其沙汰、長講堂領悉

可被配分云々、諸人知行之士貢、可注進之由、廣橋大納言、日野中納言爲兩奉行、可尋諸

家之由、益直被仰付、當所土貢可被注進申之由、急可注進之由、仰畢、

〔長講堂文書〕

六條殿御修理問宛、

長講堂 略

應永二十九年十月二十三日

六條院廳 勅筆、執 事益直ノ 幹旋 六條殿領 買租納ラ ザルヲ以 テ長講堂 領ヲ以テ 補フ

應永二十九年十月二十六日

七五四

西洞院面
ノ築垣

皆損
築垣

西洞院面

山城 下桂庄 三本、六尺、
在垣形

紀伊 石垣河北 一本、

近江 忍海庄 一本、二尺、
在垣形脇壁、

攝津 志宜寺 三本、四尺、
在垣形脇壁、

淡路 福良賀集庄 二本、二尺、
尺七寸、

筑前 志賀島 一本、一尺、
三寸六分、

越後 (三島郡) 吉河庄 一本、一尺、
三寸六分、

大和 雨師社 一本、一尺、
三寸六分、

越前 敦賀 一本、一尺、
三寸六分、

攝津 生島庄 一本、一尺、
三寸六分、

美作 一宮 二本、二尺、
七寸、

備中 多氣庄 一本、一尺、
三寸六分、

○長講堂領吉河莊等ノ目錄ヲ注記セルコト、十四年三月是月ノ條ニ見ユ、

二十六日、^{庚戌}前越後守護左近大夫上杉憲榮卒ス、

傳記

〔上杉系圖大概〕

夫大將監憲榮、小曰龍樹丸、母方北條時政苗裔、桂山末子、法名道久、

字大遠、如意輪寺開基是也、^(憲將)以父桂山之讓、領越後、以霜臺之讓、領國衙、雖然不染世緣、歲

十八、捨國遁世矣、自鹿苑院殿、被召還、強令在京、依其志不可奪、終蒙免許、歲廿八、再遁世、

在但馬月潭會下、撥草瞻風、粗明心月、後到伊豆州大見郷山本、如意輪寺、勤修日夕、不怠、

手親汲水採薪、以供晨炊、晝則看讀、首楞嚴維摩經、夜則修安般三昧、或燒香禮佛、有人參

扣、不擇緇素、不雜言語、一目視之耳、三衣一鉢之外、無長物、行年七十三、無病而示寂、應永

廿九年壬寅十月廿六日逝去、

系圖

〔羽前米澤上杉茂憲系圖〕

憲將

憲榮

龍樹丸、左近大夫將監、實ハ憲顯七男、母ハ北條氏、兄憲將ノ讓リヲ受ケ、越後國ヲ領ス、
又從兄朝房ノ讓リヲ以テ、同州ノ國衙ヲ領ス、然リト雖トモ、常ニ出座ノ志アリ、十八
歳ノ時國ヲ捨テ遁世ス、義滿ノ命ニ依リ還俗シ、在京奉公シテ越後ノ事ヲ行フ者十
年、再ヒ遁世シ、但馬ノ國月潭力會下ニ在リ、禪法ニ參ス、後チ伊豆ノ國大見郷ノ麓ニ
如意輪寺ヲ建立シ、之レニ住ス、手自ラ水ヲ汲ミ、柴ヲ搬シ、以晨昏ニ供ス、晝ハ楞嚴維
摩ヲ讀ミ、夜ハ安樂三昧ヲ修メ、香ヲ燒キ、佛ニ禮スル怠タラス、來リ訪フ者アル貴賤
ト無ク、緇素ト無ク、一視シ、而シテ多言セザル也、座間ニ在ル所ノ者唯三衣一鉢ノミ、
應永廿九年十月廿九日、無病ニシテ寂ス、年七十三、

房方

〔上杉系圖〕

○諸家系
圖纂所收

憲顯

憲將

能憲

憲英

憲春

憲賢

應永二十九年十月二十六日

七五五

應永二十九年閏十月十三日

七五六

憲方

葛見左近將監

憲榮

號葛見左近將監、童名龍樹丸、憲賢之跡相續、京都奉公、狩野莊如意輪寺、霜臺猶子、越州守護、自桂山相續之間、憲方爲猶子、十八歳遁世、義滿公命還俗、再遁世、但馬國月潭會下、至伊豆國大石郷本建如意輪寺、三衣一鉢、應永二十九年十月二十三日卒、歳七十三、法名道久大遠、

房方

〔天文〕上杉長尾系圖

大遠道久

如意輪寺殿

稜巖院殿御舍弟

無程浦曾江御隱遁

無息、左近大夫將監

親衛

〔上杉家傳〕

○續本朝通鑑 百五十九所收

憲榮者

憲顯季子也

憲顯多子

長男憲將爲越後守護

而與

次男憲賢共先卒、故三男能憲代憲顯爲鎌倉管領、四男憲春、五男憲方相繼管領、六男憲英爲上野守護、其七男則憲榮也、初憲將有一子爲僧、故以越後國讓憲榮、然有遁世之志、歳十八、棄國而去、義滿強召之、故在京仕幕府、領越後國衛十年、固請避世、義滿許之、憲榮喜而爲禪僧、稱道久、略下

閏十月

小乙卯朔

十三日、卯常陸佐竹與義、足利持氏ト相協ハズ、持氏、房方ノ孫上杉房實ニ命ジテ、與義ヲ鎌倉ニ誅セシム、

〔鎌倉九代後記〕

持氏

應永廿九年閏十月十三日、佐竹（與義）上總入道常元、持氏ノ命ニ

背ク、討手ノ大將トシテ上杉淡路守房實（鎌倉）清方男、行向フ、比企法花堂ニテ上總入道父

子自害、並家人十三人討死ス、

〔鎌倉管領九代記〕

中四

佐竹入道常元父子自殺付上杉憲秋三島に責下る、

同廿九年閏十月十三日、佐竹上總入道常元は、左馬頭持氏の命にそむき、をのれか館

に歸り、謀反をおこさんと企たてけるを、管領憲實聞付て、上杉清方か長男淡路守房

實は甥なり、是を討手の大將として、二百よ騎をさしそへ、佐竹か館に向らる、上總入

道父子家の子郎等わつかに十三人、ふせぎたゝかふといへとも、小勢にてかなはず、

比企谷の法花堂にて、たがひに差違て死けるこそ、いたはしけれ、後にきけは、さした

る罪科もなかりしを、左馬頭殿の近習に佐竹入道をにくむ者ありて、悪く讒し申け

るを、持氏これを信して、かくほろほし給ひけり、年比忠勤の心ざし私なかりし人な

りけるを、科の實否をも正されず、卒爾に討手を向られ、あたら武士をうしなひ給ふ、

末たのもしからずと思ひ奉る人もおほかりき、此事京都將軍義持公傳聞給ひて、か

かる行跡にては、國家久しくおさまるへからず、關東かならず亂れに近かるべしと

内々いさどをり思召さる、略下

應永二十九年閏十月十三日

七五七

足利義持
關東ノ亂
ヲ憂フ

應永二十九年閏十月十三日

七五八

此企カ谷

〔喜連川判鑑〕 從三位左兵衛督持氏 寅廿九年閏十月十三日、佐竹上總、入道常元、御不審ヲ蒙リ、野心ヲ起ス、管領憲實カ甥淡路守房實討手ノ大將トシテ、佐竹カ館ニ向フ、佐竹入道父子比企カ谷ニ走リ、法花堂ニテ自害、

〔前佐竹氏譜〕

山入與義、興義、稱上總介、後薙髮稱常元、源、系圖、應永廿三年、上杉禪秀

上杉憲定ノ子義憲、佐竹氏ヲ嗣ケ、與義等之ニ反對シ、禪秀ニ應ズ

持氏與義ヲ誅ス、十三人之

叛、足利持氏、與義黨之、初義盛無子、臣族議嗣、請上杉憲定二子義憲承後、與義及額田義亮、長倉義景等不肯、欲立義盛弟義有爲嗣、而持氏助上杉氏勸之、其約既成、不可復搖焉、義憲竟嗣、與義等隱忍順其計、然竟常怨持氏、是以遂應禪秀圖除義憲、復佐竹氏、十月二日、禪秀襲持氏第、與義出兵百五十餘騎于極樂寺口、應之、二子祐義、宗義、弟小田野自義、族長倉義景、土佐守美濃守及山縣海、天、入道、河井淡路守、長瀬駿河、西宮某等從焉、鎌倉、紙、旅、宿、問、答、湘、山、星、移、集、海、天、據、飯、野、文、書、廿四年禪秀敗死、與義出降、而欲除義憲之計益殷、以弟自義嘗專謀、養義憲意、常啣之、廿八年五月十六日、使孫義知逼殺自義、戶村本、密藏、院本、二系圖、已而子族相聚、據額田城、舉兵、義憲發國中兵攻之、文書、六月廿五日、持氏遣安戶持朝二階堂信濃守二人和解之、不愜、二階堂、文書、與義以此遂忤持氏、屏居比企谷、廿九年十二月二日、持氏遣上杉憲直圍其第、與義防戰、遂入法華堂自刃而死、二子及臣屬死者凡十三人、大草紙、鎌倉大日記、神明鏡、富施記、戶村本系圖、按、一書引比企谷本行院日記、觀上人記、載十三人姓名云、佐竹常源、同彌三郎、同彌四郎、同治部、少輔、同常陸三郎、額田三郎、五郎、松本五郎、二郎、根津新左衛門尉、關七郎、次郎、進藤三郎、左衛門

尉大足駿河次郎海上與一郎、粟飯原三郎四郎合十三人、

〔參考〕

系圖

〔上杉長尾系圖〕

房方 清方上條氏ノ祖

定顯

房實淡路守、號朝日寺、法名蓮器玄隆、

某兵庫頭號上、條少彌入道、

十一月大甲申朔

二十七日、房朝、山吉行盛ニ命ジ、黑川基實ノ所領ヲ管シテ、念珠關軒足ヲ定メシム、

〔讀史堂古文書〕

伊羽前早謙氏所藏

當郡承仰候間、黑川殿於御領檢斷職にても、岩船郡念珠關、彌すの軒足にても、指置申候、次關軒足每

年四拾貫文可給候所、如件、

應永廿九年十一月廿七日

〔山吉〕 行盛〔花押〕

十二月小甲寅朔

十二日、乙、足利義持、本間末長ニ、其所領佐渡和泉保内ノ地ヲ安堵セシム、

應永二十九年十一月二十七日 十二月十二日

七五九

軒足四十貫文

應永三十年三月九日

〔木村正辭氏所藏文書〕○京東

(足利義持)
花押

佐渡國和泉保四分一、(金澤村)方云々同保内、田壹町、屋敷一所事、任當知行旨、本間四郎左衛門尉末長領掌、不可有相違之狀、如件、

應永廿九年十二月十二日

〔參考〕

系圖

〔佐渡本間系圖〕

季忠 刑部左衛門入道、

季宗 小四郎、

末長 四郎左衛門尉、
應永廿九年十二月、知行和泉保、

應永三十年癸卯

紀元二千八百三十三年

三月 壬午朔

九日、庚寅足利義持、房朝ノ京都高倉第二遊ブ、

〔滿濟准后日記〕十二

應永卅年三月九日天晴、(足利義持)御所様渡御越後守護上杉亭、御代初

申入分也、

〔兼宣公記〕七

應永卅年三月九日庚寅、晴、依召參室町殿、今朝南禪院入院也、略、○中今

日渡御上相許云々、

○義持復、房朝ノ京都第二遊ブコト、三十一年三月二十六日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔上杉家記〕七

按ニ、房朝ノ父朝方卒去ノ地明記セルモノナシ、蓋シ京師ノ邸ニ於テ卒去セシカ、又朝方ノ嫡子房朝尙ホ幼少ナレハ、京師ニアリテ、越後國事ハ、家宰長尾上野亮光景等代官セルナルヘシ、

九月 己卯朔

五日、癸未房朝、越後守護代長尾邦景ヲシテ、山城天龍寺雜掌ニ、寺領越後保倉保ヲ渡付セシム、

〔天龍寺重書目錄〕乙

山城

當國保倉保、天龍寺領分事、可沙汰付寺家雜掌由、被仰出候、下地於早速可被相渡由候也、恐々謹言、

應永卅年

九月五日

長尾上野(邦景)入道殿

應永三十年九月五日

藏人丞重實判
沙彌 祐功判

應永三十年十一月十六日 是歲

十一月 大寅 盡

七六一

十六日、癸巳足利持氏、下野長沼憲秀ニ令シ、憲實ノ代官ヲ援テ、越後上田莊ヲ鎮撫セシム、

〔栃木縣廳採集文書〕

四下都賀郡皆川成内村皆川花所藏

越州上田庄事隣國上者、令合力安房四郎代、致忠節者可抽賞之狀、如件、

應永卅年十一月十六日

(足利持氏)

長沼淡路入道殿

○越後騷亂ノコト、是歲ノ條ニ見ユ、

是歲、房朝ノ被官上杉賴藤・長尾朝景・和田房資等、邦景及ビ其子實景ト争フ、是ニ於テ越後分裂シ、黑河・加地・新發田・白河等、邦景ニ屬シテ黑河城ニ據ル、賴藤等援ヲ陸奥伊達持宗ニ請ヒ、之ヲ圍ミテ陷レ、尋デ、城主黑川基實ヲ殺ス、

〔和田房資記錄〕

房朝ノ幼時越後一亂、房資賴藤朝景ニ屬ス、大面護摩堂管名田上原

一房資之代、上杉民部房朝竹馬之時、一國及大亂、彼御方向數年之合戰也、自余之内外様之面々、内々構謀計有者モ、又直ニ度々心替而引弓族モアリ、色々様々謀略無窮也、諸人之進退不可勝計、雖然、房資於一人者、始中終更無異同、(北蒲原郡)岡之城籠、親類内者、(南蒲原郡)大面護摩堂之要害、仁分勢、(中蒲原郡)菅名田上原之合戰、仁者、自及太刀打、少

上河

堀越

三寶寺匠
作黒川城
ヲ援ク

頼藤伊達ノ將滑津某ニ荒川保ヲ給ス、黒川基實戰死シ、子彌福丸大寶寺ニ逃ル、高野郷彌福丸復歸ス、乙寶寺ノ舍利伊達氏ニ奪ハル、房資空範律師之ヲ回收ス

々蒙疵、從類打死手負不及記、然於此陣中、黑河・加地・新發田・白川之面々、一同仁引破陣、夜中越上河各引籠在所、指塞通路、於當陣爲切腹、然所仁、上相兵部賴藤以下之勢、引退陣、堀越之押寄要害、不日仁打落、則範藤取彼城、賴藤朝景加納本庄房資等之置代、歸在所構要害、爰黑河下野守實基謀叛之爲張本人、府中之勢、大將三寶寺匠作三百餘騎引越館籠畢、仍頼藤以下之諸勢、并伊達之軍兵都合五百餘騎、黑川之城仁取陣、應永卅年以後實基爲降參畢、其固加地・新發田同前、其後頼藤長尾筑前守朝景依有兼約、伊達江軍忠之賞多也、先荒河之保仁、伊達一族滑津ト云者居住セリ、彼者夜打仁實基仁切腹、子息彌福丸、房資房資之手仁奪取助命、其以後、自頼藤敵之爲子間、爲生間敷由、度々在催促、依難圍、外甥三庄大寶寺江落、其間黑河之百姓等、中條之隨手、又高野郷之事、(北蒲原郡乙村)京都之依成敗、房資仁被渡間、渡狀知行無相違、次氏實丸、彌福丸長尾上野入道性景之以舉達、爲歸國、本領之安堵尤無相違、實基生害夜討之時、乙寶寺之舍利、黑河自館伊達之者共懷取、于己他國之可爲重寶處、仁、房資與竹内住侶空範律師談話シテ、廿餘貫仁請留、乙寺ニ寄進畢、○下

應永三十一年甲辰

紀元二千八百四十四年

三月 小 丑 朔 盡

二十六日、壬寅足利義持復、房朝ノ京都第二遊ブ、

應永三十一年三月二十六日

七六三

應永三十一年九月十六日 十月二十六日

七六四

方違

〔兼宣公記〕七 應永卅一年三月廿六日、壬寅晴、○中今日、室町殿渡御上杉宿所（房朝）云々、直御入管領宿所（畠山滿家）爲御方違、今夜御逗留云々、

○義持、房朝ノ京都第二遊ベルコト、前年三月九日ノ條ニ見ユ、

九月 癸酉 癸酉 癸酉

十六日、子金山某等、越後奥山莊ノ神祇官段錢ヲ納ム、

〔和田中條文書〕○羽前 伊佐早謙氏所藏

請取 神祇官段錢之事、

合陸町者

右爲越後國奥山莊（北蒲原郡）内金山殿御知行分、所請取如件、

應永卅一年九月十六日

山吉 久盛判

大藏丞信秀

大藏丞信秀判

十月 癸卯 癸卯 癸卯

二十六日、辰太田某、山城隨心院門跡領越後白鳥莊ノ代官ト爲リ、請文ヲ捧ゲテ、所務懈怠セザルヲ約ス、

〔隨心院文書〕○山城

山東郡 守護方契約年貢十貫文

預申隨心院御門跡領、越後國山東郡白鳥庄御年貢、任守護方契約之旨、如元每年拾貫文、不法無懈怠可致其沙汰候、仍爲後日請文之狀、如件、

應永卅一年拾月廿六日

太田刑部少重（花押）

太田刑部少重

除稻川吉水釜屋 加增年貢京進貳拾五貫文

預申隨心院御門跡領、越後國山東郡白鳥庄内於木方持分、（下除力）除稻川吉水釜屋事、雖守護方契約候、以加增、毎年御年貢京進貳拾伍貫文、不法無懈怠可致其沙汰候、萬一無沙汰之事候者、可被召放御代官候、仍爲後日請文之狀、如件、

應永卅一年拾月廿六日

太田刑部少重（花押）

○隨心院嚴寶ノ、白鳥莊ノ事ニツキ、越後ニ下向スルコト、文明十年三月二十八日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

小野曼茶羅寺

〔諸門跡譜〕 隨心院 小野曼茶羅寺、寛喜元蒙宣旨、親嚴門跡領掌云云、後堀川院御宇、後七日御修法之賞、以隨心院永爲御祈願所矣、

〔山城名勝志〕十七 宇治郡部

曼茶羅寺小野村隨心院東傍有藥師堂、是曼茶羅寺金堂云云、土俗呼曼茶羅藥師、

眞言傳云、僧正

仁海曼茶羅寺ヲ小野ニ建立ス、

應永三十一年十月二十六日

七六五

應永三十一年十一月二十六日 十二月二十日

七六六

○今ノ三島郡ハ、古ノ三島郡ト全ク相異也、古ノ三島郡ハ今ノ刈羽ニシテ、今ノ三島ハ、今ノ古志郡ノ西部ナリ、故ニ西古志郡又西越庄ノ稱號ノコル、此地ハ、中世山東郡ノ私稱アリ、寛文中、幕府國郡ノ稱謂ヲ正シタル時、改メテ三島トナス、モ、唱呼ハ其舊ニ因リ「サントウ」ト云フ、山東ノ郡號ハ、刈羽郡ヨリ、其山丘ノ東方ヲバ呼ビテ山東ト曰ヘルニ起ル歟、吉田東 佐説

十一月大 壬申 朔 盡

二十六日、房朝、京都ヲ遁ル、

〔看聞日記〕三

應永卅一年十一月廿六日、晴、夜雨下、抑聞上杉失面目、今日沒落、前上

細川島山ノ確執

杉子息四、爲宗領之間、爲取立管領奪取云々、依之有騷動、前管領ハ上杉最負、當管領ハ

天下物議

前上杉合力、兩方確執云々、委細不能記之、

社務僻事

十二月五日、雨下、卯刻有大地震、近日就上杉事、天下有物言、有兵革哉、八幡神人、此間自樓悉被出云々、過半者死去云々、去騷動事、室町殿被聞食披、所詮社務四、僻事也、社務可被改替之由、有御沙汰云々、但未定歟、神人無罪之由、能々申披云々、

○房朝ノ、京都ヲ遁ル、理由詳ナラズ、

十二月大 壬寅 朔 盡

二十日、邦景、山城北野神社領越後大積ノ地ヲ、八島伊賀入道ニ渡付ス、

〔北野社舊記〕○山 城

邦景打渡狀

依被仰下、大積之四ヶ村之内、判門田方之代官被申候上者、東方七十貫之所、打渡申處也、恐々謹言、

應永卅一年十二月廿日

(長尾邦景)

八島伊賀入道殿

(後書) 此れは長尾上州也、

房方渡狀

越後大積庄渡狀事、

依被仰出候、北野之御寄進之事、

四百五貫文

越後國頸城□屋大積四ヶ村四百五貫、所打渡申也、恐惶謹言、

二月五日

(上杉) 房方

松梅院

(後書) 此れは上杉大こうさまの渡狀云々、

○頸城大積莊ノ地、其所在詳ナラズ、三島郡ニ大積莊大積村大字東方アリ、或ハ

應永三十一年十二月二十日

七六七

應永三十二年二月九日 六月一日

是カ、姑ク疑ヲ存ス、

應永三十一年乙巳

紀元二千八百五十五年

二月壬寅朔盡

九日庚亥房朝、邦景ヲシテ、越後居多神社ノ神事ヲ沙汰セシム、

〔居多神社文書〕越後

(房朝)花押

違亂者ノ處分

於一宮(中頸城郡)居多神社御神事、在廳等致違亂煩者、在廳等可改易候、若有神子同心之儀者、神子在廳共可改易候、如前々、以他所神子、可被勤申神事者也、仍狀如件、

應永卅二年二月九日

(邦景)性景花押

(花前保長)居多神主殿

六月己亥朔盡

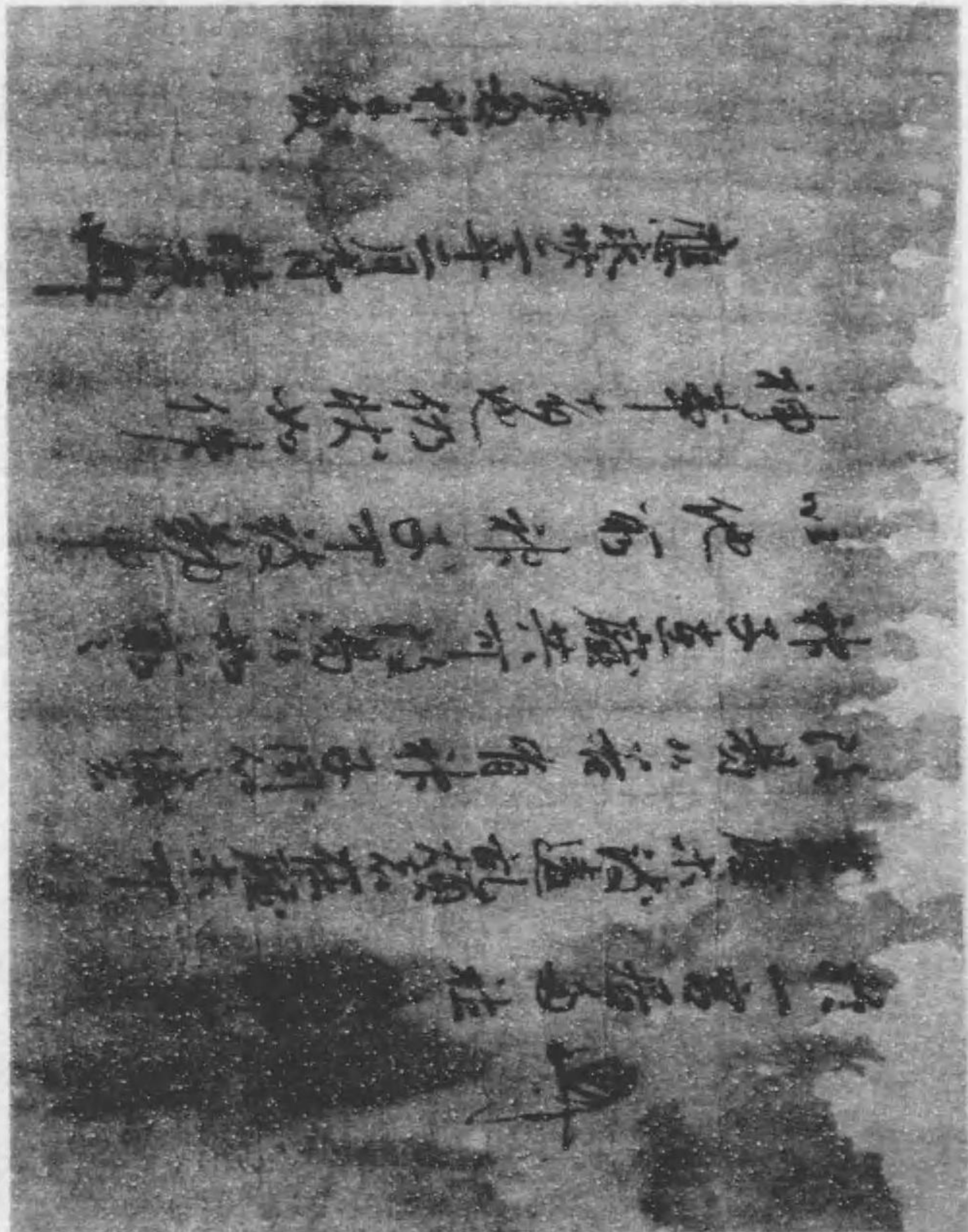
一日己亥朝景、越後加地莊ノ地ヲ、和田房資ニ安堵セシム、

〔讀史堂古文書〕羽前伊佐早謙氏所藏

田中分

越後國蒲原郡加地庄之内、田中分之事、任由緒、無相違彼所可有御知行者也、仍如件、

越後中頸城郡 居多神社所藏



長尾邦景居多神社神事沙汰狀

應永三十一年二月九日 六月一日

是カ姑ク疑ヲ存ス、

應永三十一年乙巳

紀元二千八百五十五年

二月壬寅朔盡

九日庚亥房朝、邦景ヲシテ、越後居多神社ノ神事ヲ沙汰セシム、

〔居多神社文書〕後○越

(房朝)花押

違亂者ノ處分

於(中頸城郡)一宮居多神社御神事、在廳等致違亂煩者、在廳等可改易候若有神子同心之儀者、神子在廳共可改易候、如前々以他所神子、可被勤申神事者也、仍狀如件、

應永卅二年二月九日

(邦景)性景花押

(花前保長)居多神社主殿

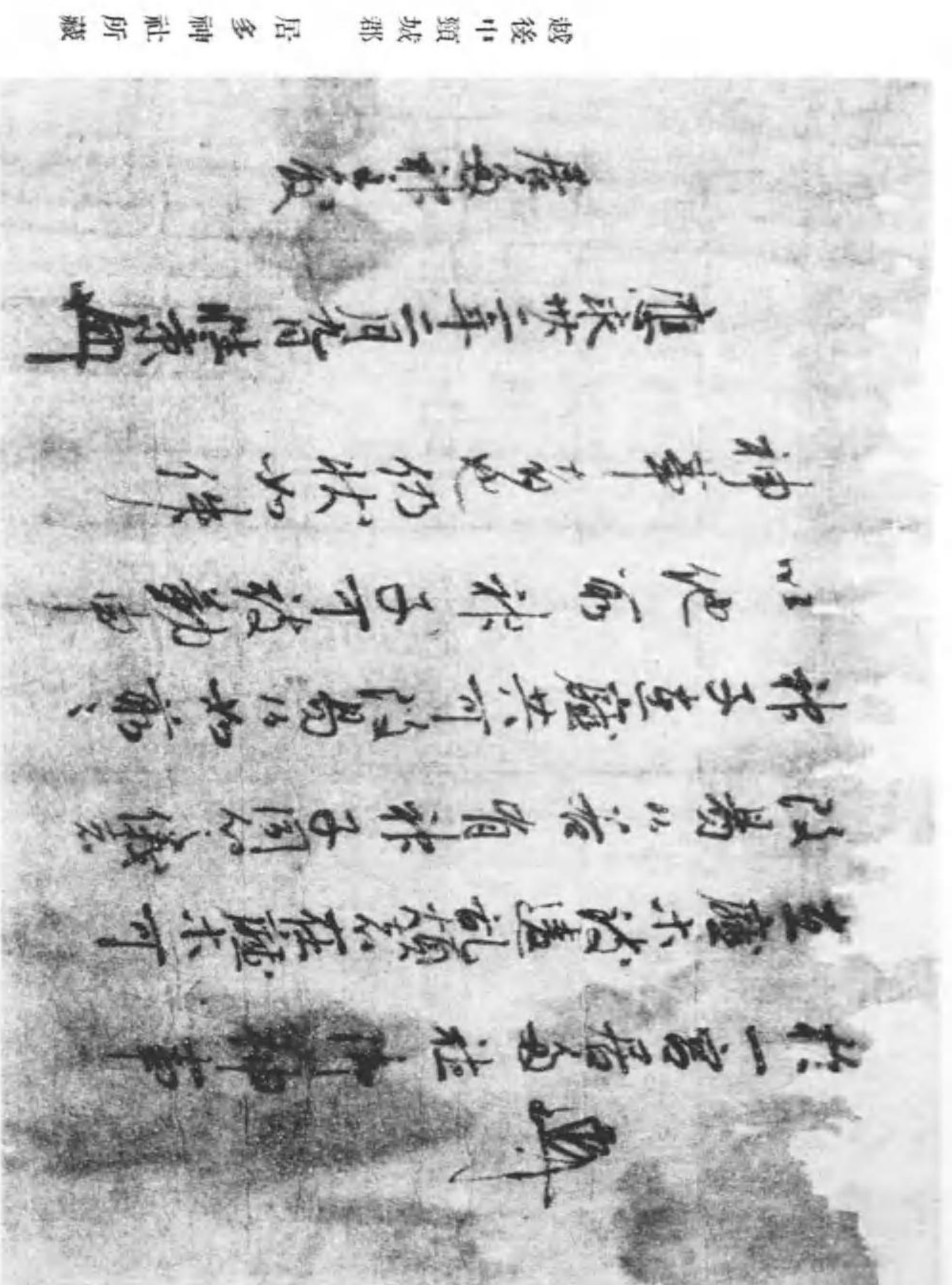
六月己亥朔盡

一日己亥朝景、越後加地莊ノ地ヲ、和田房資ニ安堵セシム、

〔讀史堂古文書〕○羽前伊佐早護氏所藏

田中分

越後國蒲原郡加地庄之内、田中分之事、任由續、無相違、彼所可有御知行者也、仍如件、



長尾邦景居多神社神事沙汰狀

越後中頸城郡居多神社所藏

應永卅二年六月一日

筑前守朝景(長尾)

和(房資)田中條殿

八月大朔

三日、朝景、越後奥山莊内高野郷ヲ、和田房資ニ安堵セシム、

〔集古文書〕

蒲原郡奥山莊内高野郷之事、無相違可在御知行者也、仍如件、

應永卅二年八月三日

筑前守朝景(長尾)

和(房資)田中條殿

〔和田房資記録〕略 又高野郷之事、京都之依成敗、房資仁被渡間、讓狀有之、知行無相違、下

十六日、足利持氏、上杉淡路守ヲシテ、武田信長ヲ甲斐ニ撃タシム、

〔鎌倉大日記〕

應永卅二乙巳八月十六日、上杉淡路守、給御幡、武田爲退治發向、同卅

三丙午、武田右馬助依出張、一色刑部少輔爲大將、六月廿六日向御幡、同八月廿五日降參、

〔鎌倉九代後記〕

持氏 應永三十二年八月十六日、甲州武田ヲ退治トシテ、上杉淡

應永三十二年八月三日 十六日

七六九

甲斐逸見
武田兩氏
ノ争

路守房實持氏ノ幡ヲ賜リテ發向ス、

〔鎌倉大草紙〕上

甲斐國の住人に、逸見中務丞有直と云者あり、古より逸見武田小

笠原三家は、甲州の大將なりしかとも、頼朝の御時に、加賀見小笠原は信濃國の守護となり、信州にうつりたまひ、甲州半國石澤五郎にたまはり、それより代々初は中郡を知行有、東郡は加藤、西郡は逸見たまはりしを、後には一圓に武田拜領して、加藤は被官に成、逸見は公方へ御奉公の體也、西郡の名字の地計知行有しかは、いかにもして武田を絶して、甲州一圓に守護せはやと、持氏公へ盡忠功ける、今度禪秀逆心して、京鎌倉より退治被成しかは、武田安藝守入道明菴は禪秀の小舅也、千葉修理大夫兼胤は智也、兩人ともに持氏をそむさけるを、逸見よき時分也と思ひ、持氏の寵臣二階堂三河守は逸見縁者なれば、是を頼み、色々甲斐の事望申ける、去程に甲斐の國は關東の御分國にて、基氏の御時より、鎌倉へ出仕申といへとも、明菴も禪秀の事に恐れ不參候間、鎌倉より御勢を被向、大將は上杉淡路守憲宗也、千葉は早々降參す、武田安藝守信滿もつるの郡へ馳出、二年に及て合戦するといへとも、多勢に無勢不叶、終には打負、信滿は甲州都留郡木賊山にて自害してうせぬ、法名明庵道光、于時應永二十四年二月六日の事也、略中、甲斐國は逸見に給はり、打入けり、然といへとも、京

武田信滿
ノ敗死

武田信長
ノ再興

逸見氏ノ
敗亡

持氏信長
ヲ伐ツ

信長歸降
ス

浪月

和田彌三
郎

都公方より御引渡はなし、鎌倉殿よりの御意計なり、此時信滿入道明庵の二男右馬

助信長と云人あり、一人國へ立歸り、郡内の加藤入道梵玄を相具し、西郡へ押寄、逸見と合戦數年也、略中、逸見武田兩家の合戦應永二十四年より初る、終に逸見は打負、或は打死、或は自害にをよみ、残る人々鎌倉へ歎申間、持氏大にいかりたまひ、應永三十年丙午、一色刑部太輔持家爲大將、一千餘騎發向す、しかれ共甲州は要害能國にて、人の心も不敵なれば、鎌倉勢を事ともせず、度々の戦ひに持氏方打負しかは、持氏御旗をむけらるゝ、同六月二十六日、武州横山へ發向有て、武田を責らるゝ、信長もさる橋へ馳むかひ責戦といへとも、同八月一日、武州の七黨秩父口より亂入しかは、八月二十五日不叶、信長甲をぬき降參しける、御免被成、鎌倉へ召連ける、略下

二十五日、朝景、戦功ヲ賞シテ、

〔讀史堂古文書〕○羽前伊佐早謙氏所藏

和田房資ニ越後奥山莊ノ地ヲ、羽黒性秀ニ同加

地莊ノ地ヲ安堵セシム、尋テ復、房資ニ、同國大面莊ノ地ヲ安堵セシム、

應永卅二年八月二十五日

筑前守朝景

和田彌三郎殿

應永三十二年八月二十五日

七七一

應永三十二年八月二十五日

七七二

櫻曾根
高濱

蒲原郡加地庄櫻曾根條內三千五百疇、いか入道在家、同庄高濱之內千五百疇之事、右今度依戰功、如元無相違、可有知行者也、仍如件、

應永卅二年八月廿五日

筑前守朝景

羽黑(性秀)刑部大輔入道殿

新才條

蒲原郡大面庄內新才條之事、

右依今度之戰功、彼所無相違、可有御知行者也、仍如件、

應永卅二年十一月廿日

筑前守朝景

(房資)和田殿

吉田跡玉
幽跡

越後國蒲原郡大面庄之內、吉田跡并玉幽跡、彼兩所之事、

右依今度之忠節、彼所無相違、任先例、可有御知行之處也、仍如件、

應永卅三年丙午七月十九日

(上杉)賴藤花押

(房資)和田殿

○是ヨリ先、房資朝景ニ屬シ、邦景ト戰ヒシコト、三十年是歲ノ條ニ見ユ、

十一月大朔丙申

九日甲辰、足利義持、復、房朝ノ京都第二遊ブ、

〔兼宣公記〕七 應永三十二年十一月九日、晴、參室町殿、可有渡御上(房朝)杉宿所、自此所可

有御參院面々可參候云々、仍人々同道退出、頃之參仕仙洞、一位禪門執權等多以參會、奉待御參之處、依御沈醉、直御歸云々、

○房朝、京都ニ歸還ノ日、詳ナラズ、是ヨリ先、義持、房朝ノ京都ノ第二遊ブコト、三十年三月九日、同三十一年三月二十六日ノ條ニ見ユ、

應永三十三年丙午

紀元二千
八十六年

三月大盡乙未

二十日甲寅、沙彌道意、邦景ニ命ジ、栗田替地トシテ、越後彌彥莊內下條、船越兩條ノ地ヲ毛利道元ニ渡付セシム、

〔毛利安田文書〕○羽前(伊佐早謙氏藏)

蒲原郡彌彥莊內下條、船越兩條事、爲栗田替地、可被打渡、毛利修理亮(道元)之由候也、恐々謹

應永三十三年三月二十日

七七三

言

應永卅三年三月廿日

沙彌道意花押

長尾上野入道殿

系圖

〔毛利系圖〕

道元○中三十三

三年三月廿日爲栗田替地賜蒲原郡彌彦庄内下條船越

兩條有沙彌道意之書○下

十月辛酉朔

是月、和田房資、加地新發田等幕府ノ命ヲ奉ジテ邦景ヲ擊タントシ、其黨山吉久盛ヲ越後三條島城ニ攻ム、加地新發田等俄ニ志ヲ翻シ、却テ房資ヲ攻ム、房資退還シ、却テ邦景ノ弟長尾定景、子實景ニ攻メラレテ河間城ニ遁去ス、尋デ、幕府、邦景ヲ赦シ、越後ノ諸氏ヲ諭シテ、爭鬪ヲ止メシム、

中袋

〔和田房資記錄〕○上

次應永卅三年丙午又重而國之中袋仁發向ス所々敵城等追落

三條島城

〔南蒲原郡〕

三條島城仁取向、彼城ノ山吉大炊介久盛館籠、已可切腹處、重而又加地新發向田面々、

上河

有心替府中江内通シテ引越、多勢前後モ押裏間、陣中難忍而引破曳返ス、於上河敵轉

船間、計會之外無他、雖然越彼河、懸而敵之猛勢列後陣、而怨敵滿途、長尾信濃守定景同

河間城

五郎右衛門實景

〔北蒲原郡〕領因幡、兩大將而築地之廣原仁取陣、加地新發田、豊田、白河之面々、自

關澤致迄金山

充滿者、黑河荒河蜂起セリ、此時居館於引退、河間之城仁取籠、應永卅三年丙午十月

敵亂入條々内取陣、同十一月敵陣退散、以春羽黑要害仁押寄、入道秀性切腹、心替露、此

時多々良勘解由資治入道良儀打死畢、秀性之子共上府中、其後以詔訴、歸住在所、抑如

此之大亂者、長尾上野〔邦景〕入道治罰之御教書依成下也、然至後年、彼仁取直上意、有御免、如

元守護代無相違、一國平均之沙汰仁及上者、敵御方損者不知數、於房資者頂戴御教書、

任上意取弓箭間、敢不及別之子細者也、此大亂數年之間、於在々所々、灘波前美作寒經、

分捕高名及度々、是達上聽間、彌房資施面目所也、此亂之砌、關澤掃部助顯元守護之成

官矣、○下

應永三十四年丁未

紀元二千八百七十七年

二月庚申朔

三日、〔東古志郡〕長尾宗景、越後東古志ノ地ヲ、其孫四郎左衛門ニ讓ル、尋デ、房朝之ヲ安

堵ス

〔上杉古文書〕○三羽前

ゑちこくにひかしこし

應永三十四年二月三日

應永三十四年二月三日

七七六

くりの事

内御(恩)おん御(料)れう所の事、心ざしあるによつて、四郎さへもん入道殿いたす所候也、
おうち(應永)ぬい卅四年二月三日
長尾宗景(長尾宗景)花押

房朝安堵
狀

祖父備中入道長泉跡、料所給分事、相續不可有相違候、謹言、

四月十三日

房朝(上杉)花押

長尾四郎左衛門尉殿

〔参考〕

〔上杉家記〕七

應永三十四年二月三日、越後國藏王堂長尾備中守宗景入道長泉、所領ヲ其孫四郎左衛門某ニ讓ル、宗景ハ長尾彈正左衛門尉景春ノ三子、豊前守某ノ子ナリ、長尾系圖、上杉古文書、按ニ、長尾諸系四郎左衛門ヲ豊前守孝景ノ事トナス、孝景明應四年十二月二十六日、所領ヲ其子小法師ニ與ル讓狀アリ、應永三十四年ヲ距ル六十九年ノ後ナリ、孝景ノ生年月未タ知ル能ハズト雖モ、六十九年前ニ於テ、四郎左衛門入道ト稱スベカラズ、且四郎左衛門ノ後ニ、彌四郎又備中守ト稱スル人アル事明カナリ、疑フラクハ豊前守孝景ノ祖ニシテ、孝景ニ非ス、景春ノ庶流越後ニ分派セシモノ其

流頗ル多シ、而テ記録乏絶、其世系皆ナ明確ニスル能ハス、

十八日、幕府、信濃守護小笠原政康ニ命ジ、越後ノ動亂ヲ鎮定シテ上洛セシム、

〔小笠原文書〕二

下向以後、國之時宜定無爲候覽、目出候、入國初候之間、爲祝着太刀一腰進之候、又可成、越後御教書候、追可仰下候也、

八月廿七日

花押(足利義持)

〔朱字〕
應永□三年

小笠原治部大輔入道殿(政康)

〔小笠原文書〕一

今春可有參洛之由、雖仰下、越後發向事、國者共可無沙汰歟、致催促、依一左右可有上洛也、

二月十八日

花押(足利義持)

小笠原治部大輔入道殿

越後事可進發之由、先度成御教書之處、於于今無沙汰不可然候、早々罷立可致忠節之

應永三十四年二月十八日

七七七

上洛ヲ止
メテ越後
ニ向ハシ
ム

應永三十四年五月六日

旨、各相觸、依其左右可有參洛候也、

(應永三十四)
六月九日

(足利義持)
花押

七七八

小笠原治部大輔入道殿

〔小笠原文書〕二

越州發向事、國境まで被立候者、可懇待候也、

十月廿六日

(足利義持)
花押

小笠原治部大輔入道殿

〔滿濟准后日記〕十二

(畠山滿家)

應永卅四年十一月十二日、晴、○中其次ニ、越後國事被仰出子

細在之、仍先度管領申入旨具申入間、其趣可然被思食、重可相尋管領方由被仰下了、

十三日、晴、今夕、管領來、越後國事、無爲珍重由爲申云々、

○邦景、上杉賴藤等ト戰ヒ、越後動亂スルコト、應永三十年是歲、及ビ三十三年十

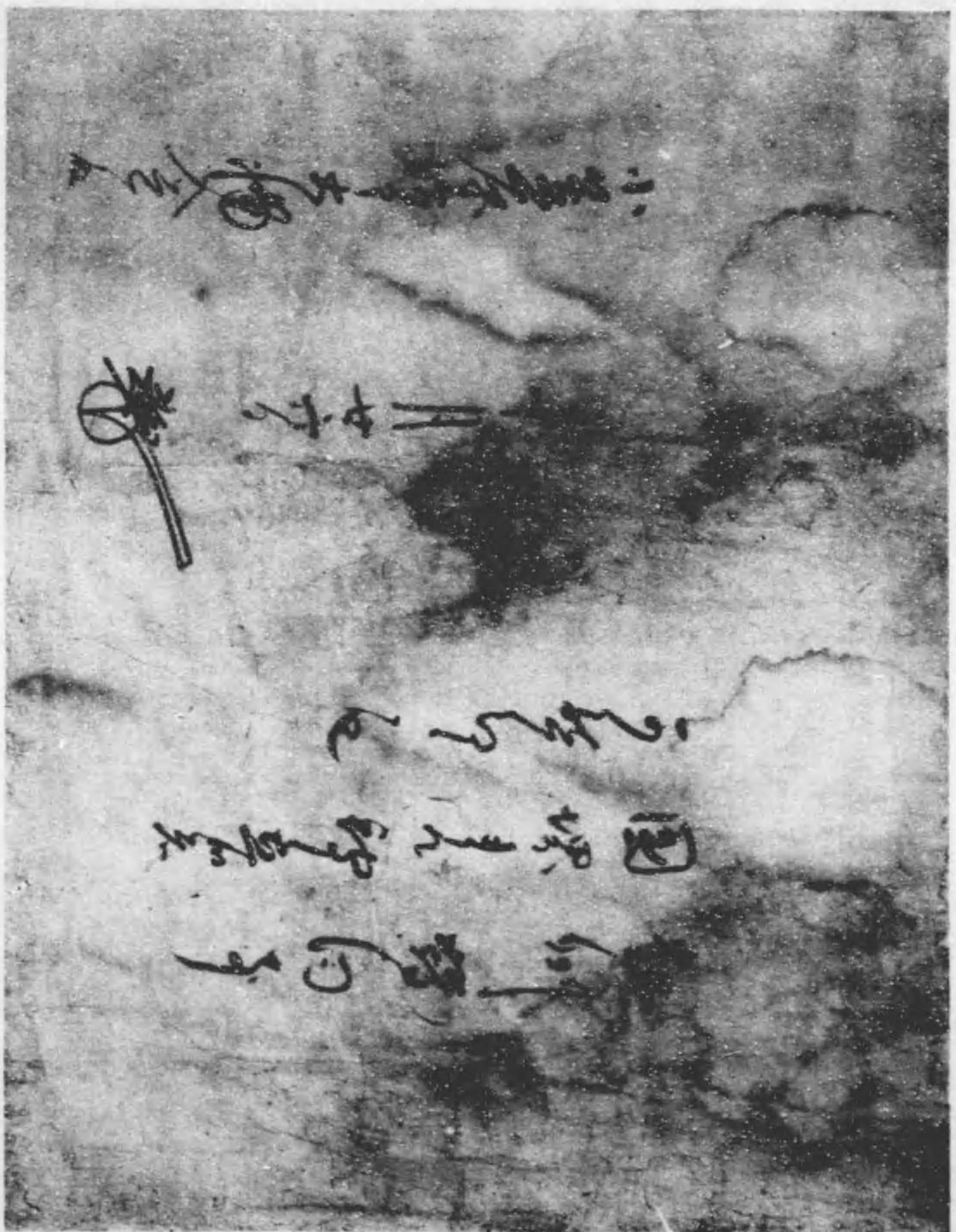
月是月ノ條ニ見ユ、

五月 大盡
戊子朔

六日、巳、癸佐渡國分寺別當明賢、職ヲ尾悵ニ讓リ、其成人ニ至ルマデ、眞性ヲシテ代

理セシム、

子爵 小笠原長定氏所藏



足利義持自筆内書

應永三十四年五月六日

旨、各相觸、依其左右可有參洛候也、

(應永三十四)
六月九日

小笠原治部大輔入道殿

〔小笠原文書〕二

越州發向事國境まで被立候者、可懇待候也、

十月廿六日

小笠原治部大輔入道殿

(足利義持)
花押

七七八

高山滿家
三寶院ヲ
訪フテ越
後平定ヲ
賀ス

〔滿濟准后日記〕十二

應永卅四年十一月十二日晴、○中其次ニ、越後國事被仰出子

細在之、仍先度管領申入旨具申入間、其趣可然被思食、重可相尋管領方由被仰下了、

十三日晴、今夕、管領來、越後國事、無爲珍重由爲申云々、

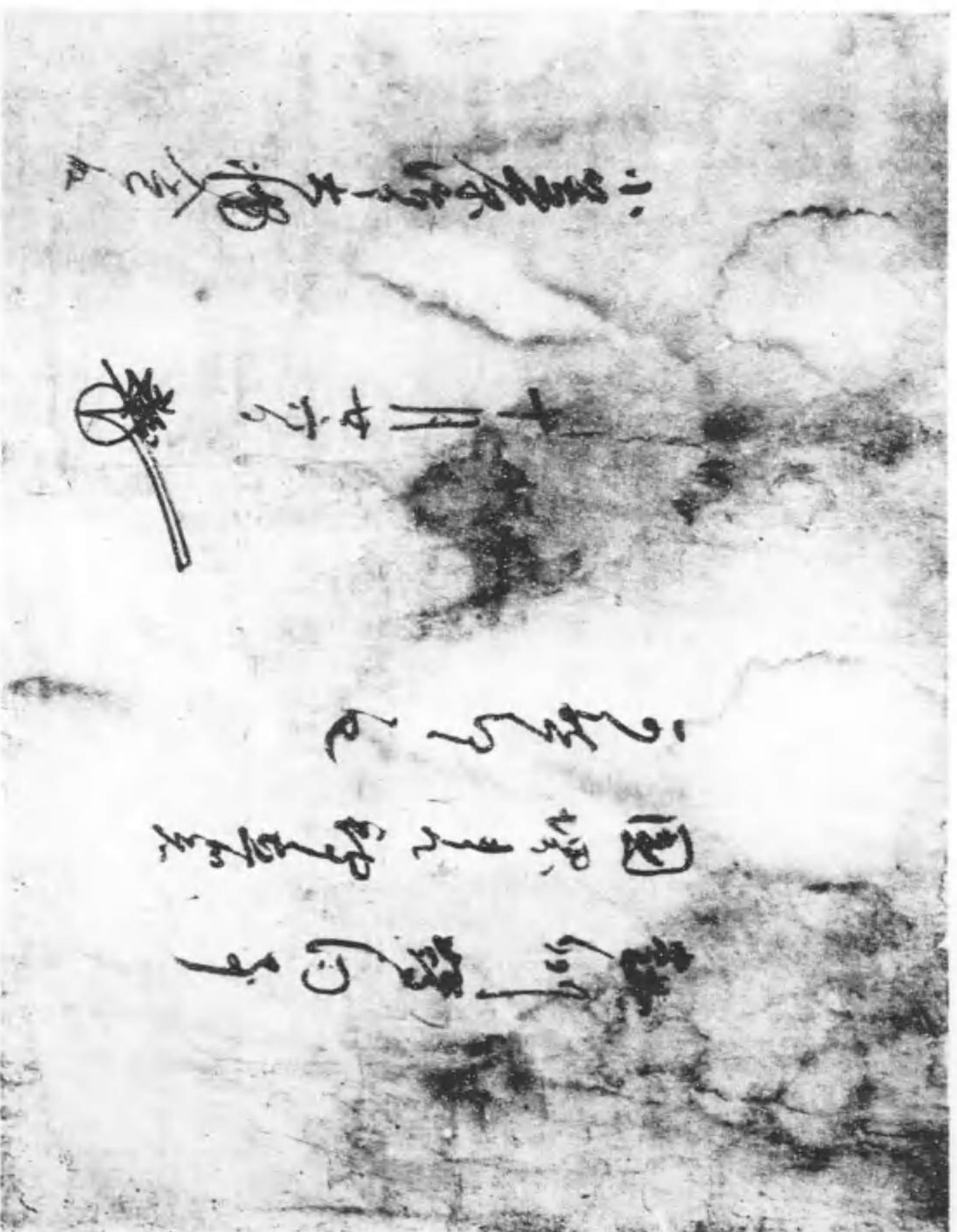
○邦景、上杉頼藤等ト戦ヒ、越後動亂スルコト、應永三十年是歲、及ビ三十三年十

月是月ノ條ニ見ユ、

五月 大 盡
戊子 朔

六日、巳、癸佐渡國分寺別當明賢、職ヲ尾悵ニ讓リ、其成人ニ至ルマデ、眞性ヲシテ代
理セシム、

子爵 小笠原長定氏所藏



足利義持自筆内書

〔佐渡國分寺文書〕

渡〇佐

讓與

國分寺別當職之事、

眞性坊
讃岐公

右件之於別當職(職)ニ者、尾根公ニゆつる處也、彼法師せいしんの程は眞性坊(坊)たいくわんとして可致勤行候、せいしん候は、やかてくうりわたされへく候、若讃岐公師にて候人のおい、又は我(弟子)てしなんと、申候て、のそむ事候は、ふけうたるへく候、若地反の御はからいにおさへ、かの物に御わたし候は、七代まではうらみをいたし申へく候、たとへ此法師ふきように候は、我(恨)くかいつかに申つけて給へく候、仍爲後日狀如件、

應永卅四年五月六日

國分寺別當明賢(花押)

六月小盡

十五日申、壬、色部朝長、所領越後加納莊惣領職ヲ、其子重長ニ讓ル、

〔色部文書〕〇羽前伊佐早謙氏所藏

讓與

越後國(岩船郡神納村)瀬波郡加納庄惣領職事、

應永三十四年六月十五日

千代童丸

應永三十四年八月七日

七八〇

右於所領者、平朝長重代相傳之所領也、然を嫡子千代童丸惣領として、代々具書を相副讓與之處也、無他妨可知行者也、但恒例臨時之御公事、守先例、可致其沙汰也、仍讓狀如件、

應永卅四年六月十五日

平朝長(色部)花押

〔參考〕

系圖

〔色部系圖〕 氏長——朝長

重長童名千代童丸、後平三郎、後遠江守、

八月丁巳朔

七日、癸、越後耕雲寺僧、能勝、寂ス、

〔耕雲種月開基年譜私錄〕 傑堂行狀

戰場ニ傷キ蹴トナ
古劍ニ就テ業ヲ受ク
梅山ヲ師トス

師諱能勝、字傑堂、河内人也、蚤歲於戰場而流矢傷膝、遂成跛躄矣、遜世投于由良古劍和尚、出家受業、時歲二十五、古劍順世之後、遊方造於賀洲金剛寺、參梅山和尚、管帶參究、孜不舍晝夜、有時梅山令侍僧祖道召師、夕至、梅山乃指案山云、汝見案山上人麼、師纔舉頭

而看、豁然得旨、徧體汗下、退具威儀、而詣方丈禮謝、梅山遂隨侍幾乎三年矣、師法臘十五、世壽四十、

杜澤ニ耕雲庵ヲ結ブ

梅山來越
梅山ヲ耕雲寺ノ開山トス

應永元年、甲戌、師辭梅山、入越後州路瀨波郡杜澤小嶺、結茅而居、名曰耕雲庵、四圍植杉、蔚乎蕭森、梅山聞之、名山曰靈樹、而改庵爲寺、略中
二十年、癸巳、梅山和尚從越前龍澤寺、造于耕雲寺、訪師閑居、師始出五十里而迎梅山、爾後不復出山矣、梅山入寺、稽留踰年、因請爲靈樹開山祖矣、
二十一年、甲午、梅山和尚依舊歸于龍澤寺、略中
三十三年、丙午、謙宗法臘二十五、世壽四十、傳付事畢、乃辭師入備前牛頭山、住庵扁、所居曰種月、蓋取宏智所謂耕雲種月之義、

三十四年、丁未、夏四月、遣僧祥泰、通書於耕雲先師、師問謙宗所居之名、泰對曰種月、師云庵也、院也、寺也、對曰非庵、非院、非寺、但曰種月、師仍回報曰、進上種月寺方丈、乃曰、雖爲弟子、而既爲一分僧、則貴之故、曰進上、蓋重其法也、其秋八月七日、先師遷化、坐夏四十八、世壽七十三、塔于本山、法兄慶字監寺、繼踵而住、大衆或歸伏或不伏、或舊同參、故傲慢之輩多矣、是以行道不純真、兄以爲患而已、

〔日本洞上聯燈錄〕四 龍澤梅山開本禪師法嗣

應永三十四年八月七日

七八一

七十三歲
慶字嗣ク

應永三十四年八月七日

七八二

越後州靈樹山岬雲寺傑堂能勝禪師、河內人也。世姓橘氏、楠正成之裔孫也。天資秀發、膽勇出群、累從將師征討、頻立戰功、俄感悟乞出家、入高瀨大雄寺、從古劍訥禪師爲弟子、及受具後、首抵永澤、謁通幻、々示以智不到處、切忌道著語、微有契、後聞龍澤梅山和尚道望、徑往造焉、山問何處來、師曰永澤、山曰有何指示、師曰智不到處、切忌道著、山曰汝作麼生、會、師無語、山打趣出、師拜求指的、山再理前話、詰之、師答不契、山當面唾、師不覺白汗下、乃索掛塔、一夕山舉仰、山問僧近離甚處、僧云盧山、仰山曰曾到五老峯麼、云曾不到、仰山曰閣黎不云曾遊山話問、師亦不契出去、山起出檐端、喚勝閣黎、師回首、山以手指曰、卻看案山麼、師當擡眼、豁然大悟、懷香設拜、山領之、遂服勤歲餘、日益玄奧、應永元年抵越之杜澤、創立精舍、號曰靈樹山岬雲寺、以梅山爲開山之祖、逮開堂日、衆盈萬指、梅山滅後、衆請董龍澤席、師堅辭不應、一坐三十年、足未嘗輒越門限、應永癸卯秋、示微疾、至中秋七日、召門人曰、我幻軀將謝、汝等蓋咨決所疑、於是衆皆請益、師隨機應接、不異平時、又召浴主曰、吾去後三年、汝勉此浴主唯々、師乘竹轎出三門前、徘徊松杉下、眺望案山、浴罷坐脫、正寢、壽七十三、塔本山、有法嗣顯憲字南英、宗虛廓清三人。

〔日本洞上聯燈錄〕

五

耕雲傑堂能勝禪師法嗣

越後州明白山慈光寺顯憲慶字禪師、〔中蒲原郡瀧谷〕○下略、事蹟ハ、永享五年正月

越後州牛頭山種月寺南英謙宗禪師、〔西蒲原郡石瀨〕○下略、事蹟ハ、長祿三年五月

越後州慈光虛廓長清禪師、初游講肆、後依傑堂、稟印記、出世總持、永享癸丑法兄顯憲順世、師狗衆請繼席、示衆舉提婆達多在地獄中受罪、師曰百鳥不來春、又老不知誰是到菴人、示衆舉靈雲見桃華悟道玄沙未徹、師曰豈只靈雲哉、盡大地人漆桶不會、

〔示衆〕

上

耕雲傑堂和尚、賓位主位之二影、同掛一室、〔南英〕月乃設問云、兩箇相逢那箇是真底、自代云、那箇是真底、云爲甚麼、與麼、自代云、左右逢源、

〔示衆〕

下

月自種月來耕雲、因問衆云、山僧夏前去、夏後來、夏中事作麼生、自代云、拖犁拽杷、不得葷鹵、一拶當頭空迸裂、毒拳徹、因以何酬、自荷錡子爲勞役、種月耕雲福地秋、月因在種月、先師忌齋作中偈、後於耕雲、師忌齋之次、舉前偈云、且問諸人、未審靈樹果熟也未、自代展開兩手云、誠喫看、又云、還有喫得底麼、正是橙黃橘綠時、

○傑堂周易ニ精通シテ、顯訣ノ書ヲ註解ス、南英傳習シテ、能ク之レヲ宣明セシコト、長祿三年五月十九日、南英示寂ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

應永三十四年八月七日

七八三

應永三十四年八月七日

七八四

耕雲寺
開山

〔越後名寄〕^五 耕雲寺 小泉庄村上、寺領黑印百五十石、納米九十俵餘。曹洞派中僧司ナリ、開山梅山門本和尚也、元來ハ傑堂能勝ナリシニ、師父梅山ヲ勸請シテ、開祖トス、能勝和尚最初當國へ船ニテ磐船郡ニ着岸シテ、石船の波打きはに出て見よきたみの境いつく成らん

ト詠セラレシトカヤ、雲月録ニ出乎、辨慶書寫ノ觀音經有、能勝書寫ノ大般若經半バ有シヲ、三代ノ南英謙宗書續テ、全部六百卷ト成、衆寮ニ待鳳軒額有、南英ノ筆ナリ、故ニ衆寮ト云ズシテ、待鳳軒ト呼フ、山門總門廻廊等都テ壁ヲ不付、ミナ杉ノ廣板ニ圍タリ、山林一里餘、杉ノ大木ノミナリ、唐木ノ種ヲ栽シト云ヘリ、^略下

〔越後野志〕^十 佛寺 耕雲寺 小泉庄村上城ヨリ二里山中ニ在、寺領百石、納米九十六俵、曹洞宗隨會法幢地中僧錄也、錄下百八十寺、^略下

〔越後名寄〕^五 佛開 慈光寺 菅名庄、瀧谷山、寺領百石。開祖傑堂能勝和尚、曹洞派中僧錄也、傑堂ハ梅山門本和尚ノ門人也、又傑堂ハ楠判官正成ノ末男、幼年ノ出家也、正成討死ノ心掛ケ侍リテ、記念トシテ、鎧ト卷布ヲ消息ニシテ、送り侍リシトカヤ、何レノ頃ニヤ、諸堂舎回祿ニテ、錦卷布ハ燒失セシニ、消息ハ法脉袋ニ在テ、今猶存セ

慈光寺

リ、^略下

〔越後野志〕^十

佛開 慈光寺

紙谷莊、白山ノ山足、蛭野村ヨリ山林ニ入事一里、瀧

谷ニ在、寺草創記云、應永十年、守護職神戶太郎最重、傑堂禪師ヲ請シ、殿堂伽藍ヲ建立シ、莊田三百石ヲ寄附シ、師ヲ以開祖トス、後亂世ニ及、伽藍莊田共ニ滅却ス、元和中ニ到テ、前ノ村上城主堀丹後守直寄、新ニ寺領百石寄附アツテ、法筵再ヒ繁榮ス、今四箇ノ禪場ト稱スル其一寺ニテ、曹洞宗副僧錄所、隨會法幢地也、附屬スル山周廻七里許、白山主トシテ、高ク南ニ聳エ、案山長ク北ニ横タハリ、山中六百六溪アリテ、松柏杉檜ノ大樹森然トシテ、夏秋常ニ日影ヲ不洩、岑巖幽邃、遠ク人烟ヲ隔ツ、實ニ本州無二ノ勝地也、^略下

十月 ^大 乙卯 朔 盡

十一日、^乙朝景、越後荒河保内坂市、堀内兩所ノ地ヲ、中島與次郎ニ知行セシム、

〔讀史堂古文書〕^〇 羽前

伊佐早謙氏所藏

瀨波郡荒河保内坂市并堀内兩所之事、無相違可有、知行也、仍如件、

應永卅四年十月十一日

(朝景) 花押

中島與次郎殿

應永三十四年十月十一日

七八五

正長元年六月九日

正長元年戊申

紀元二千八百八十八年

七八六

六月壬午朔

九日庚寅幕府、黒川基實ノ子氏實ニ、其所領越後奥山莊北條桂關等ノ地ヲ安堵セシム、

〔讀史堂古文書〕

伊佐早謙氏所藏

知行狀紛失

奥山莊北條事、御本領之上者、去應永卅三、二月五日、

雖被紛失、不可有相違御知行之條、如件、

正長元年六月九日

沙彌(畠山滿家)花押

關隼人佐

關隼人佐殿

黒川殿

長尾邦景打渡狀

奥山莊(氏實)、黒川方本領之内、桂村(岩船郡カ)同關、關下入道跡女子分之事、可被打渡、黒川方之代候也、謹言、

正長元年六月九日

性景(長尾邦景)花押

山村帶刀左衛門尉

山村帶刀左衛門尉殿

奥山莊之内、關澤跡之事、爲兵糧料所、任御遵行之旨、可被打渡、黒川殿代候、謹言、

〔正長元〕六月九日

信高(花押)

關隼人佐殿

奥山之庄、黒川殿本領之内、桂村同關、關下入道跡并女子分之事、任御遵行之旨、可被打渡、彼代候、謹言、

〔正長元〕六月九日

信高(花押)

關隼人佐殿

實景(顯元カ)氏實ヲ諭シテ所領ヲ關澤某ニ交付セシム

關澤(顯元カ)本領事早彼方へ御渡候哉、所詮半分御渡候て、半分をば、其子細替之地迄、可有御申候哉、可然様可有御調法候、關澤于今令在府候御心中之趣、可承候、恐々謹言、

五月廿九日

實景(長尾)花押

黒川下野守殿

〔和田房資記録〕

略上

以後實基爲降參畢、其固加地新發田同前、其後頼藤、長尾筑前守

朝景、依有兼約伊達江軍忠之賞多也、先荒河之保仁伊達一族滑津ト云者居住セリ、彼

正長元年六月九日

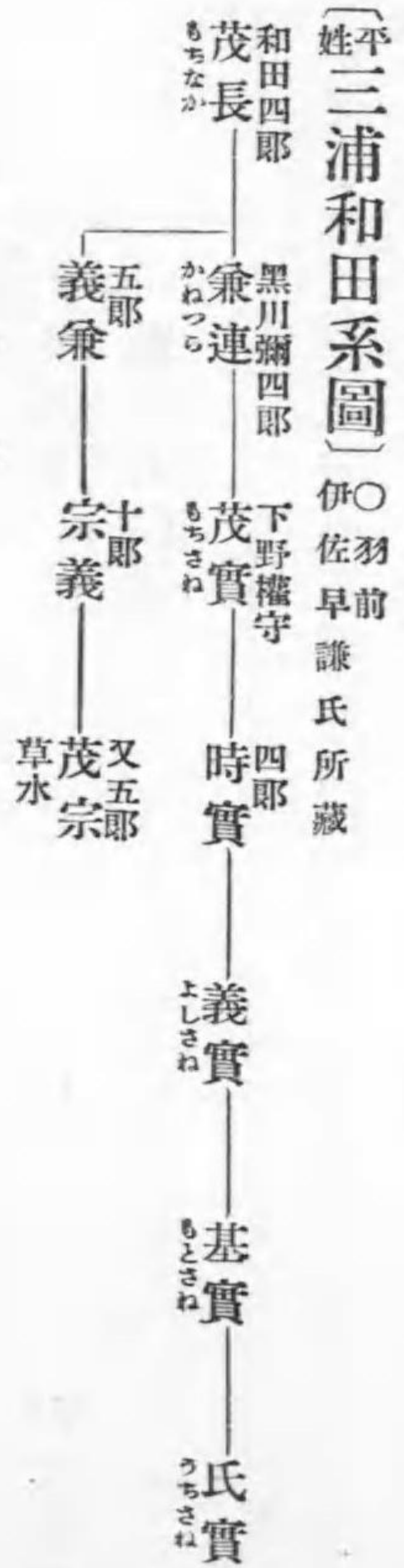
七八七

氏實大寶寺ニ遁ル
氏實性景ノ擧達ニ依リテ舊領ヲ復ス

者夜打仁實基仁切腹子息彌福丸房實房資之手仁奪取助命其以後自頼藤敵之爲子間不生間敷由度々在催促依難圍三庄大寶寺江落其間黑河之百姓等中條之隨手又高野郷之事京都之依成敗房資仁被渡間渡狀知行無相違次氏實彌福丸長尾上野入道性景之以擧達爲歸國本領安堵尤無相違略

〔參考〕

系圖



十月 庚辰朔

十六日、邦景、足利持氏ノ越後諸氏ヲ誘ヒテ、幕府ニ抗爭セントスルヲ注進ス、仍リテ足利義教、邦景及ビ其國人ヲシテ、忠節ヲ幕府ニ勵マサシム、

〔滿濟准后日記〕二十 應永卅五年二月十日、晴、管領申入條々在之、今日則於等持院

申入了、

越中松岡

一越中國松岡トヤラン城事、越後國事未シカ、トモ不靜謐間、爲彼用心、此城尤簡

城ヲシテ越後ニ備ヘシム

持氏邦景等ヲ誘フ

幕府信濃守護小笠原政康ヲ越後ニ下サントス

要也密々ニ可用意由已申付了、可得御意云々事、○コノ外ニ

此三ヶ條何モ爲管領申入、略中越中城事不可有子細歟、但猶可有思案歟云々、

十月十五日、晴、今日可入寺處、自管領重事申旨在之、自越後國守護代長尾上野入道方

注進在之、自關東越後國人并長尾入道等方へ、被成御教書、其趣參御方、致忠節云々、陰

謀企已必定歟、此事明且早々可有御披露云々、仍令逗留了、

同十六日、晴、自越後國注進狀等、今朝令持參、委細申入了、長尾上野入道狀ニ申入題目、

越後國人中へ、可被成御教書事、次信濃守護小笠原早々可被下事等也、兩條尤可宜云々、

則被仰管領了、

〔薩戒記目錄〕 關東反逆沙汰事 (正長元、十月) 廿三日、關東反逆露顯事、

十一月 己酉朔

二十八日、足利義教、其忠節ヲ賞シテ太刀ヲ邦景ニ與フ、

〔上杉古文書〕三 羽前

長尾上野入道無二心事候之由、連々聞及候、尤神妙候、向後彌致忠節候様、尙々可被申

付候、殊更太刀一腰遣之候、可被傳候也、

十一月 廿八日

〔足利義教〕(花押)

正長元年十一月二十八日

永享元年二月二十三日

(畠山滿家)
左衛門督入道殿

七九〇

爲身上御感宛愚身被下御自筆之御書候之間進之候、同被遣御劔候、旁以面目不可過之候、彌不可有御等閑候、恐々謹言、

(正長元)
十一月廿八日

(邦景)
長尾上野入道殿

(畠山滿家)
道端(花押)

後花園天皇

永享元年己酉

紀元二千八百九十九年

二月小 戊寅朔

二十三日、庚子幕府邦景ノ請ニ依リ、上杉清方ヲ諭シテ、忠節ヲ勵マサシム、

〔滿濟准后日記〕二十

正長二年二月廿三日、晴、上杉十郎方(清方)へ御教書事伺申入處、早

上杉十郎
幕府教書
ヲ清方ニ
遺ス

々可成遺候旨、被仰出間、其由以遊佐勘解由左衛門參之次、申遣管領了、此御教書事、長尾上野入道申請云々、於國可致忠節由事也、

〔參考〕

〔上杉系圖大概〕 十郎清方、

(房方)兵庫頭清方、大江四男、法名道亘、字咲中、最勝院殿是也、

八月大 乙亥朔

十八日、壬辰陸奥篠河ノ足利滿貞、持氏ノ陸奥白河氏朝、下野那須氏資ヲ滅サントスルコトヲ注進シテ、幕府ノ援助ヲ請フ、是日、幕府、房朝ヲシテ、越後・信濃ノ兵ヲ率キ、出デ、之ヲ援ハシム、

〔滿濟准后日記〕二十 正長二年七月十一日、晴、早旦出京參御所處、越後・信濃兩國、爲

(結城)白河合力可致用意旨、可被成御教書之由、被仰管領了、爲管領申入趣、此事已京都鎌倉

御中違因縁也、仍以外大儀候歟、以前面々ニ雖被仰談候、猶重可被成御教書一段諸大

名意見於モ御尋有テ、隨其儀可被成御教書候歟之由申入也、爾者可爲此分之由、被仰

出了、仍遊佐於召寄御所、以大館此仰旨管領へ申了、

廿四日、晴、少雨、自奥篠川殿注進狀、自細川中務少輔方、可備上覽之由申間、如先々持參

懸御目了、注進題目ハ、自關東白河彈正少弼入道爲對治、向大勢間、已合戰及度々了、此

全一向關東京都へ向、申野心ノ故也、白河對治以後ハ、篠河ヲモ可被治罰用意勿論也、

永享元年八月十八日

七九一

系圖

白河援助
用意ノ教
書

持氏ノ野
心

永享元年八月十八日

七九二

白河援助
ノ可否ヲ
諸大名ニ
諮問ス

篠河ハ偏ニ京方ヲ被申入間、篠河以下與輩ヲ退治シテ、京都へモ可責上結構云々、爾者身上大事、又京都御大事也、早々可有御合力之由事也、此事以前白河注進了、仍越後、信州兩國爲彼合力、可罷立可致其用意旨、今月初御教書ヲ被成遣了、今度彼注進ニ付テハ、可有如何哉之由諸大名各意見ヲ可申入旨、飯尾肥前(常健)同加賀守ヲ以テ管領以下、武衛山名一色細川讚岐入道、畠山修理大夫入道、赤松左京大夫入道等ニ被尋仰處、以下諸氏ノ意見ハ之ヲ略ス、

黒羽城危シ

八月十八日、雨、御對面、便宜聊雖憚覺、自與佐々河右兵衛佐注進事申出了、今日可被御覽之由、被仰間、令披露也、非殊儀、白河彈正少弼氏朝爲那須合力、則那須館黒羽城ニ罷籠云々、仍此時節、自京都御合力可畏入云々、此事先々及數度注進之了、其子細ハ、自關東、白河可被退治之由已事治定了、爲京都無御扶持者、可及生涯(害)之由、自佐々河モ又白川モ注進申間、越後、信濃、駿河邊事、可致其用意之旨、被仰付、已及兩度被成御教書了、今度ハ聊篇目相替歟、白川己爲合力、楯籠那須城云々、然者非我大事、人ノ大事ヲ請取テ、京都御合力事申入條如何、雖然又嚴密ニ此三個國事(越後、信濃、駿河)、可致合力旨、被成御教書之由、被仰出了、則管領方へ申遣也、

○幕府、房朝ヲシテ、再ビ那須氏ヲ援ハシムルコト、二年八月是月、持氏ノ那須氏

ヲ攻メントスル條ニ見ユ、

永享二年庚戌

紀元二千九十年

二月壬申朔

二十七日戊戌、足利義教、山城石清水八幡宮、酬恩寺法印了尊ヲシテ、其所領越後乙面保内山侯、及ビ竹屋內免金鉢名等ノ地ヲ安堵シ、神役ヲ勤メシム、

〔菊大路文書〕五 ○山城

石清水八幡宮領、河内國通法寺庄地頭職、攝津國木代庄内小松名、越後國乙面保内山侯、上中下條、并竹屋內免金鉢名等事、任當知行之旨、酬恩寺法印了尊全領知、可專神役之狀如件、

永享二年二月廿七日

右近衛大將源朝臣(足利義教)花押

三月辛丑朔

十五日乙卯、色部朝長、先規ニ依リテ、越後耕雲寺ニ寺領ヲ寄進ス、尋デ、色部重長、又之ヲ安堵セシム、

〔古案記錄草案〕○羽前伊佐早謙氏所藏

奉寄進田地之事、

永享二年二月二十七日 三月十五日

七九三

永享二年四月二十一日

七九四

合伍貫陸百文地者在所四至本
文書有之

右件田者、已前色部遠江守雖進寄進狀候、猶以爲後證、重而進寄進狀候、縱雖御德政之御沙汰候、更不可有違亂煩候、令停止萬雜公事者也、同加納親類中、於賣得寄進之地、若背此旨、違亂申仁候者、爲公方御成敗、早可被行罪過申候、仍而爲後日、重而寄進狀趣如件、

永享二年 庚戌 三月十五日

(色部)
朝長(花押)

(書字)
越後國瀨波郡加納莊色部遠江守

永享六年 甲寅 一月廿五日

(色部)
重長(花押)

(慶字)
耕雲寺方丈

○耕雲寺領ヲ冒占セラル、コト、永享五年正月二十二日、顯憲示寂ノ條ニ見ユ、
四月辛未 朔

二十一日辛卯、邦景、諏訪部孫五郎ヲシテ、越後垣澤四郎知行分神田ヲ、毛利道元ノ代官ニ渡付セシム、

〔毛利安田文書〕

○羽前伊佐早謙氏所藏

(別羽那カ)
垣澤四郎知行分神田事、可被渡安田之代候也、謹言、

永享貳四月廿一日

(長尾邦景)
性景(花押)

諏訪部孫五郎殿

八月己巳 朔

六日戊甲、邦景、越後關下ノ地ヲ、黒川氏實ニ返付ス、

〔讀史堂古文書〕

○羽前伊佐早謙氏所藏

關下女子分之事、各別之由申所望之者候間、進候事者、令廢忘宛行候處、今度御文書披見申上者、於下地者、如以前返進候、當年所務候當給人申付候、此由御代官御僧仁令申候、定可有御物語候哉、恐々謹言、

永享二年八月六日

(長尾邦景)
性景(花押)

(氏實)
黒川殿

○幕府、氏實ニ、關下入道跡女子分ヲ安堵セシメシコト、正長元年六月九日ノ條ニ見ユ、

是月、足利持氏、下野那須氏資ヲ攻メントス、幕府、復、房朝ヲシテ、氏資ヲ援ハシム、

〔滿濟准后日記〕

三十

永享二年八月六日、晴、略、中、自白河方注進事ニ付テ、可被仰談

永享二年八月六日 八月是月

七九五

持氏一色
宮内大輔
ヲシテ那
須城ヲ攻
メシム
越後信濃
駿河ノ三
國ヲシテ
那須氏ヲ
援ハシム

永享三年二月三日

七九六

云々、旁早々可_(衍カ)馳參了、於寶池院壇所伺機嫌、參御所、兩條畏申了、次自白河方注進趣
被_(直兼)仰、一色宮内大輔爲大將、重可罷向那須城、由有風聞、定可爲大勢歟、於此時者、自京都
無御合力之儀者、可及生涯、由注進也、仍三个國越後、信濃、駿河可合力旨、重被_(直兼)仰付了、越
後、信濃兩國事、畠山方へ申了、駿河國事并信州大文字一揆事、山名方へ申了、各可_(直兼)申下
由申了、

○是ヨリ先、幕府房朝ヲシテ、氏資ヲ援ハシメシコト、元年八月十八日、足利滿貞
ノ、白河那須兩氏ノ爲ニ援ヲ請フ條ニ見ユ、

永享三年辛亥

九十一二年

二月 丙申朔

三日、_(戌)邦景、關助義ヲシテ、黑川氏實ノ庶子關某及ビ篠澤次郎五郎ニ、其所領ヲ
渡付セシム、

〔讀史堂古文書〕

伊佐早謙氏所藏

黑川方庶子關面々知行分事、可被打渡彼面々代候也、謹言、

○正長元年六月

永享三 二月三日

性景花押

關隼人佐殿

黑川方庶
子關某知
行分

篠澤次郎
五郎知行
分

篠澤次郎五郎知行分事、父子各別之事候上、於黑川方一所被致忠節仁候處、如是沙汰
敢難心得候所、差置代官召返可被打渡篠澤次郎五郎方之代候、努々不可有緩怠之儀
候也、謹言、

永享三 二月三日

性景花押

關隼人佐殿

三月 乙丑朔

五日、_(巳)幕府、山城實相院門跡領、越後紙屋莊ヲ、陸奥篠河ノ足利滿貞ニ知行セシ
ム、

〔昔御内書案〕

〇後鑑百四

越後國紙屋莊事、可有御知行之狀、如件、

永享三 三月五日

佐々河殿

右兵衛佐殿

〔滿濟准后日記〕

三十

永享三年二月廿九日、雨、越後國紙屋莊_(實相院門跡領)事、可被_(足利滿貞)進、佐々
河、於實相院者、近所ニ替地可有御計之由被_(足利滿貞)仰出、此旨則申被_(足利滿貞)門跡了、畏入由御返事、

永享三年三月五日

七九七

替地ヲ實
相院門跡
ニ給セン
トス

永享三年四月二十二日 四年二月三日 九月九日

四月乙未朔

二十二日丙辰、本庄顯長、保管ノ文書ヲ、黒川氏實ニ返付ス、

〔讀史堂古文書〕伊佐早謙氏所藏

黒川殿御文書

袋三、御内裏分候分、以上返進申候也、

永享三年卯月廿二日

永享四年壬子紀元二千九十二年

二月辛卯朔

三日癸巳、沙彌妙仙、知行預狀ヲ、黒川氏實ニ納ル、

〔讀史堂古文書〕伊佐早謙氏所藏

關下分四
十貫

右之所者、關下分此間公方へ被召上候者、(氏實)黒川殿依御忠節、爲御知行、然者某四十貫預申處也、若自然ちかじめ之時者、彼所被召上代人に御あつけ候共、兎角不可有異議候、仍狀如件、

永享六年二月三日

九月丁巳朔

沙彌妙仙花押

九日乙丑、道淨安景等、越後天津神社神宮寺ニ、梵鐘一口ヲ寄進ス、

〔鐘〕西頸城郡糸魚川町經王寺所藏

(刻銘)

奉建立(西頸城郡糸魚川町)天津神社神宮寺鐘一口、

越中國前澤金屋大工藤原末次沙彌了性
大旦那 糸井河道淨次郎左衛門尉藤原安景

沙彌 妙立
又三郎 家景
沙彌 妙圓
沙彌 挨(ア、)粉
沙彌 善永
沙彌 善藤
沙彌 善仁
沙彌 法德
沙彌 源六
彌九郎 宗景

永享四年九月九日

永享五年正月二十二日

八〇〇

願主平良宣

永享六年壬子九月九日敬白

同彌次郎義景
 沙彌道覺
 多田沙彌道永
 沙彌永久
 源沙彌妙壽
 金輪坊藤原長光
 宮司源良義
 願主平良宣院主

平觀道坊賢空
 本壇那重賢

慈弥

○天津社神宮寺ノコト、延長五年十二月二十六日ノ條、奴奈川神社ノ項ニ見ユ、

永享五年癸丑

九元三年

正月

丙辰朔

二十二日、越後慈光寺僧顯窓、寂ス、

(慶字)

〔耕雲種月開基年譜私録〕

(永享)

五年癸丑正月廿二日、字監寺圓寂、寺無主將、屬敗壞、宗不

南英慶字

ノ後ヲ興

獲止、再出住持、寺莊亦前年所復之半、分自、如也、

(五)

〔日本洞上聯燈錄〕 耕雲傑堂能勝禪師法嗣

傳記

越後州明白山慈光寺顯窓慶宇禪師、本州某氏子、幼而禮傑堂於耕雲得度、尋遊京師、侍

傑堂ニ師

義堂信公、有年矣、後還鄉菴居、一日省傑堂、次問曰、承聞謙宗有悟處、是否、堂曰、爾也、汝隨

雲洞庵ヲ
再興ス
耕雲寺ヲ
嗣ク
寺領侵略
セラル

我三十餘年、猶未徹在、卻使後學著一鞭、師退脇不沾席、眼不交睫、單々只究法身即虛空、

虛空即法身語、一時驀然有省、趨告堂、堂即印可之、且謂南英曰、一箭尋常落一鵬、吾今一
箭落雙鵬、汝他時勿將此語而接人、恐成窠臼矣、應永二十七年庚子、適州之上田、其地有一
古寺名雲洞、乃大臣房前公所創也、上杉憲實深欽師德、草教作禪、延請爲第一祖、三十四
丁未秋、傑堂入滅、師移繼其席、正長二年己酉春、因州郡騷動、豪民特強、侵占莊園、憲實遣
使迎歸雲洞、師乃以契券盡付原主、畢、退院示衆、舉鄧隱峯、登五臺、公案曰、隱峯擲錫空中、
頓息闌心、山僧付券本主、立和姦心、畢竟如何、卓柱杖曰、杖頭到處、閑雲種竹、栽松一境、
闕徑去還雲洞、時法弟南英在備州牛頭山、聞師因事退院、遠來董其席、既而民皆改悔、伏
膺諸莊歸于寺、於是英自謝院事、請師再住、畀雲師應之、恬無固我矣、一日英和來訪、師禮

永享五年正月二十二日

八〇一

謝罷示衆，畀雲種月，瞬目曰：山僧今日望既足矣，請大衆仰其德。英曰：和尚只有一双眉，師領之，良久曰：黍稷非馨，明德惟馨。英後問衆曰：作麼生是明德？自代曰：日面佛，月面佛，師聞之曰：若請他語脈者，便向中央禮拜去。又一日英來訪，師問曰：相逢秋色裏，共語月明中，借問話箇什麼？英曰：錦帳繡鴛鴦，時人不得知。師擬進語，英以手掩師口曰：低聲。師曰：低聲，師曰：慚愧。復問衆曰：大衆聞箇什麼？英又掩口曰：低聲。師曰：果然。二師呵々大笑，相接入方丈。尋常填籠酬唱，大槩如是。師一日示衆，舉僧問首山如何是用心處？山曰：怪汝一問遲，拈曰：此僧七事隨身，首山解打不意，奈何言鋒既彰，有人問山僧如何是納僧用心處？對佗道：寒夜一爐火，渾家身上衣。僧問：新年頭還有佛法也無？師曰：瑞氣流沙界，和風滿帝城。問：如何是新年頭佛法？師曰：東西南北一等家風。僧曰：未審何人家風？師曰：切忌觸諱，問承聞涅槃後有大人相，如何是涅槃後大人相？師曰：風前有恨梅千點，溪上無人月一痕。先師忌拈香，以香指真曰：這沒巴鼻漢，何受香供養？啖一輪明月挂青霄，無限清風動寰宇。師主耕雲前後數載，復令英和尚補之，自依檀越之請，住瀧谷慈光寺。寺本嶽城主神戶最重之所創，以傑堂爲開山，師居第二世，有興復之績。永享五年春，梁木將頽，鳴鐘聚徒，戒約已畢，湛然示寂。正月二十二日也，分骨塔于瀧谷雲洞兩處焉。

神戶最重
慈光寺ヲ
創立ス

法弟雲窓
祖慶

〔日本洞上聯燈錄〕六

越後州雲洞雲窓祖慶禪師，本州源氏子，生時神光照室，自幼神

志高邁，非人所及，出家依慈光顯窓禪師，稍長遊諸老門，侍川僧子一雲，僧遷主總持龍澤，師皆從之，或居記室，或掌藏鑰，僧贈之，以雲窓之號，竝示偈曰：楚王夢醒沒蹤由，六戶虛凝院落幽，爲雨從龍非我事，松間只伴睡獼猴，後省觀顯窓，始得大事了畢，出世總持繼雲洞席住持，法門鼎盛過前時。

六月癸未朔

十一日癸巳幕府，上杉持房ヲシテ，所領越後紙屋、鵜河ノ二莊ヲ襲領セシム，邦景、命ヲ奉ゼズ，是日幕府邦景ヲ諭シテ，先ヅ鵜河莊ヲ持房ニ渡付セシム、

〔滿濟准后日記〕四十

永享五年六月十一日晴，自公方以兩使松田對馬守飯尾左衛門大夫被仰出，上杉中務少輔號八所領越後鵜川庄三分一事，去年嚴密被仰付守護代

八條殿
鵜河莊三
分一

長尾入道了，而于今未及沙汰付云々，去年如長尾上野入道申狀者，紙屋庄、鵜河庄相竝可沙汰付條國大儀也，所詮兩所內一所先依上意可沙汰付之由申入間，仰旨然者，先鵜河庄事，早々可沙汰付云々，既如此乍好申于今無沙汰條，且子細何様事哉，早々可申入旨，可仰付長尾右京亮入道之由，可申滿家對面兩人飯尾御返事，此事于今無沙汰，如被仰出何様子細哉，不審千萬候，早々可申昌山之由申了，則以兵部卿法橋若狹法眼兩人申遣昌山方也。

長尾實景
ニ催促ス

永享五年六月十一日

系圖

〔參考〕

〔上杉系圖大概〕 中務少輔持房〔上杉氏憲〕傑山次男、母方武田、法名常衍、字大成、繼叔父左典廐之跡、自六歲在京、永享亂時、賜御旗關東下向、持氏落去後、再在京以微疾逝去、

九月辛巳朔

二十二日壬寅、房朝代長尾實景、長尾六郎左衛門尉二、越後宇賀地ヲ知行シ、守護料所槿脫莊内接待屋ヲ管掌セシム、

〔上杉古文書〕〇羽前

魚沼郡之内宇賀地之事、爲御恩可有知行候、并槿脫庄之内接待屋之事、爲御料所可有、執沙汰於御年貢之由候也、恐々謹言、

永享五年九月廿二日

右京亮實景〔長尾〕

長尾六郎左衛門尉殿

打渡狀

古志之郡内〔攝田屋〕說太屋事、打渡申候、可有御奉行候也、恐々謹言、

四月廿二日〔九ノ誤カ〕

實景

備後守殿

〔參考〕

〔地理志料〕三十五 越後國 魚沼郡〇中下條古谷廣瀬上川宇賀地、赤石大卷大井田羽根川、

吉田美佐島番場留實關右白早川木六ノ十七郷、

十月庚戌朔

二十三日壬申、新宮盛俊、弟某ト共ニ、越後小川莊ニ於テ自殺ス、

〔塔寺八幡宮長帳〕 永享五年癸丑十月廿三日、新宮殿、多年弓箭依、越後國ニ居住、數

相伴死者

年經而小河庄打入、城籠、無幾程町腹切共人數三河殿尾張殿新宮殿兄弟打死數十人、其時タイシヤウ伊與守申也、其後會津豐饒也、

〔會津舊事雜考〕五 永享五年癸丑、

十月廿三日、新宮氏兄弟自殺于小川莊、是應永〔二十七〕庚子、退新宮奔越後、此時入小川自殺、相

伴死者三河守尾張守等十人也、今搜索於古寺過去帳、曰道宗禪定門九月廿五日、父子三

義開朝榮賢範、如斯記法號耳、故不分其某、時曆號亦欠、不足參校、嗚呼遺憾哉、徒里人說

曰、曾新宮氏自殺小川莊人谷也、欲傳其首於黑川、忽崇民間、故處々崇祀焉、曰、今神曰實

首之宮、是彼靈也、云、然未詳其稱名、未知自時連幾傳也、

人谷實首
之宮
盛俊ノ新
宮城

〔新編會津風土記〕六十七 陸奥國耶麻郡之十 館迹 村北三町餘ニアリ、本丸跡東

永享五年十月二十三日

八〇五

西七十間、南北八十二間、二之丸跡東西二百二十間、南北二百間、此館ハ新宮城トイヒ、又大城トモイヒシトソ、新宮氏代代ノ居所ナリ、何レノ時築シト云コト詳ナラス、ハ、建曆二年ニ、六郎左衛門尉時連、新宮氏ハ遠江守盛連ノ六男六郎左衛門尉時連ノ後ナリ、時連ノコト東鑑ニ詳ナリ、或ハ六郎兵衛尉トイヒ、或ハ遠江大夫判官ト云、康元元年十一月二十三日兄弟三人相摸守時頼ト共ニ出家シテ、法名ヲ觀蓮ト云、子孫相續テ此所ニ住シ、耶麻郡半郡ノ地ヲ領ス、元亨ノ頃、右衛門尉時明ト云者アリ、時連ノ子宗明、其後數世ノ間主名事跡詳ナラス、康曆ノ頃、北田氏ト戦ヒ、塔寺八幡宮所藏長帳ニヨルニ、應永中ニ至テ、黒川ノ領主葦名氏、政ナリト云、ト地ヲ争ヒ、二十二年十一月、二十五年正月、等ノ軍アリ、二十五年六月ニ小河ノ城ヲ攻落シ、七月、小布瀬ノ城ヲ攻落サル、二十七年六月二日、或云七、此城遂ニ陥リ、新宮氏連六世ノ孫ナリト云、越後國ニ出奔シ、永享五年再ビ小河莊ノ城ニ據リ、葦名氏ト戦シカ、恢復ノ功ナラスシテ、十月二十三日、新宮氏兄弟三河尾張ナト云者數十人討死シ、新宮氏遂ニ亡フ、越後國蒲原郡小河莊去帳ニ、九月二十五日、新宮殿道宗禪定門義開朝榮賢範父子、三人、小川ニテ討死ト記シテ、傍ニ永享五年ノ時分歟トアリ、

〔参考〕

○是ヨリ先、盛俊ノ越後ニ走レルコト、應永二十七年六月二日ノ條ニ見ユ、

葦名氏小川城ヲ攻

盛俊墓

〔新編會津風土記〕

百瀬組 鹿瀬組 鹿瀬村 墳墓之三

古塚

下村ノ南一町計菜圃ノ中ニ、

高三尺許ノ塚アリ、村老ノ説ニ、新宮次郎盛俊カ墓ナリト云、

十一月

大庚戌朔

三日、壬子實景、越後水吉ノ地ヲ、同國鞍馬寺ニ寄進ス、

〔鞍馬寺文書〕

後越

奉寄附

水吉ノ内深町分

越後國頸城郡五十公野郷之内、田員（東頸城郡下保倉村）新鞍馬寺之事、依意趣、水吉ノ内、深町分新給八百八十文之事、所奉寄進也、仍爲後證、如件、

永享五年十二月三日

（長尾）實景

鞍馬寺別當

永享六年甲寅

紀元二千九百四十四年

五月

小丁丑朔

四日、己未幕府、觀世元清、世河ヲ佐渡ニ流ス、是日、元清、京都ヲ發ス、

〔世阿彌十六部集〕

金島

若州

永享六年五月四日、みやこをいいて、次日若州をばまると云とまりにつきぬ、こは、先年

觀世元清ノ金島集若州

永享五年十二月三日

六年五月四日

八〇七

京都出發
若狭小濱
到着

永享六年五月四日

八〇八

もみたりし處なれとも、いまは、らうもうなれば、さたかならず見れば、江、めぐりめぐりて、いその山、なみの雲とつらなつて、つたへきくもろこしのゑんほのきはんとやらんも、かくこそ、おもひ出られて、歌引船とむる、つたの入らみ、見わたせは、五月もはやく、たち花はなの、むかしこそ、身のわかさ路とみえしものを、いまは老の後せ山され共、松はみとりにて、木ふかき木すゑは、けしきたつ、あを葉の山の夏陰の、うみのにほひにうつろひて、さすやうしほも、青浪の、さもそこひなき、みきは哉、せいたい衣をひて、いわをのかたにか、り、はくうん帯に似て、山のこしをまはるとは、くらくてんかなかめける、ひかしの船西のふね、いて入る月に、かけふかき、しんやうのゑのほとり、かくやとおもひしられたり、

海路

海路

小濱ヨリ
乗船

只うたかくて、しゆんふう時いたりしかは、ともつなをとき、舟ねにのりうつり、かいしやうにかむ、さるにても、さとのしままては、いかほどのかいるやらんと、たつねしに、すいしゆんこたふるやう、はるのふな路なりと申しほとに、下とをくとも、きみの御かけにもれてめや、八島のほかも、おなしうみ山、いまそしる、さくたに遠き、さとのうみに、老のなみ路の、ふねの行すゑは、んりのはたうにおもむくも、下くりた

佐渡大田
浦ニ着船

配處

笠借嶺ニ
駒ヲ休ム

はい處

帆、一はんの道とかや、一葉の内には、せんくわけんとくをつうしよあり、こせきはけにや、世のなかは、なににたとゑん、あさほらけ、こき行ふねの路も、はや、いくせのなみをこえぬらん、北海まんくとして、うんちうに一たうなし、ひかしを遙に見わたせは、五月雨のそらなから、その一かたは、夏もなき、雪のしら山ほのみえて、雪まや遠くの残らん、なを行すゑも、旅ころも、のとの名におふ、くにつかみ、すゝのみさきや、七しまの、かいかんはるかにうつろひて、入目をあらふおきつなみ、そのまゝくられて、ゆふやみのぼたるともみる、いさり火やよるのうらをも、しらすらん、上たなひく雲のたて山や、あけ行あまのとなみ山、くりからみねまても、それそとはかりみたし路の、ふねはるく、とこきわたる、すゑあり明のうらの名も、月をそなたのしるへにて、浪のよるひる行ふねの、さること、はやき、としのやの、下のゆみはり月も、はや、曙の波に松みえて、早くそ、爰に岸影の、爰はと問は、さとの海、大田の浦に着にけり、

永享六年五月四日

八〇九

永享六年五月四日

八一〇

長谷観音
ヲ拜禮ス
新保ニ至
リ國守代
官ニ引渡
サル
満福寺ニ
宿ス

らはまでも心あるさまにおもひそめてき、そのまゝ山路をおりくたれば、はせと申
て、くわんおんのれいはいして、その夜はさうたのこほり、しんほと云とところにつきぬ
は、ねんころにらいはいして、その夜はさうたのこほり、しんほと云とところにつきぬ
國のかみのたいくわん、うけとりて、まんふく寺と申せういんにしゆくせさせたり、
この寺のありさま、うしろには、かん松むら立て、こぬ秋さそふ山風の庭の木すゑに
をとつれて、陰はすしき、やり水の、こけをつたいて、いわかきの露もしつくも、なめ
らかにて、まことに、せいさうふりけるありさま也、御ほそんは、やくしのれい佛にて
わたらせ給よし、あるし、の御そらのおほせられしほとに、いとありかたきこゝち
して、下歌かしみやうかうの春の花、十あくの里までもにほひをなし、しゆひやうし
んによの秋の月、こちよくの水にやとるなる、ちかひの陰もあらたにて、庭のやり水
の、月にもすむは心也、しはし身を、をきつき處、こゝなから、月はみやこの雲おそ
とおもひなくさむ計こそ、老のねさめのたよりなれ、けにや、つみなくて、はいしよの
月をみる事は、古人ののそみなるものを、身にも心のあるやらん、

時鳥
泉

時鳥 ○永仁六年三月十六日、冷泉爲兼ヲ佐渡
流ス條ニ掲ゲタルヲ以テ、コトニ略ス、
泉 ○承久三年七月二十日、順徳上皇佐渡ニ遷
シ給フ條ニ掲ゲタルヲ以テ、コトニ略ス、

十社

十社

國中戦亂
居所ヲ泉
ニ移ス
十社ノ神
ニ詣テ法
樂ヲ捧グ

只こと葉 かくて、國にいくさをこりて、こくちうおたやかならず、はい處も、かせんのち
またになりしかは、在所をかへて、いまの、いつみといふ所にしゆくすさるほとに、秋
さりふゆくれて、永享七年の春にもなりぬ、爰は、たうこく、十社の神まします、けいし
んのため、一曲をほうらくす、さしと、それ人は天下の神物たり、さねかならはしに
よりて、いくわうをまし、五すいのねむりを、むしやうしやうかくの月にさまし、しゆ
しやうらも、そくさい、えんめいと、まもらせ給御ちかひ、けにありかたき御かけ哉、神
のまに、まうてきて、あよみをはこふ、みやめぐり、けにやわくわうとうちんは、け
にやわくわうとうちんは、げちゑんの御はしめ、八さうしやうたうは、りもつのをわ
りなるへし、やまちとあきつすのうちこそ、御代のひかりや、玉かきの國ゆたかにて、
さうねんを樂む、民の時代とて、けに九の春ひさに、十のやしろは曇りなや、

北山

北山
佐渡ノ神
話

只ことかくて、ふるさ人にあいて、たうこくの神祕、けいかい、たつねおくりなり、上う抑
わかつて、う、あきつしまと申は、そくさんへんとのせうこくなり、と申せとも、あめつち
かいひやくの國にして、あまてるあゝん神の御すゑ、たしく日とうをいたく事、

永享六年五月四日

八一〇

いまにたえせず、さし事しか、ん國の名をとへは、神道において、さま／＼也、まつ、大日本こくにとは、あをうなはらのかいていに、大日のきんもんあらはれ給しより、こうたいに、名つけし國とかや、しはらく、これをおもんみれば、そのしな／＼一ならぬ、八島の浪のよりよりに、あら／＼かたり申へし、曲舞、そのはしめをおもんみれば、天その御ゆつり、あまのうきはしより、ひかりさしをろす、ほこまの國の、あはちをはしめとして、あれはなんかい、これはほつかいのさとのしま、たいこんりやうふをそなへて、なんほくにうかむ、かいしやうの四かいをもる、七よふのこかねのはちすのうへより、も、うかみてたつ國として、神のち／＼は、とも、このりやうたうを云とかや、されは、ほくやの御せいにも、かのうみに、こかねのしまの、あるなるを、その名をとへは、さすと云也、この御神ゑいも、あらたにて、たえなる國の名もひさし、上うしかれば、い伊非諾、伊非冊、さなき、いさなみの、その神の代の、いま、ことに、御かけを分て、いさなきは、くまののこんけんとあらはれ、なんさんの雲にたねまきて、こつかをおさめ給へは、いさなみは、はくさんこんけんとしけんし、ほつかいにたねをおさめつ、ほたいねはんの月かけ、このさとの國や、ほくさん、まい月まい日のやうかうも、いまにたえせねは、くくとゆたかに、たみあつき雲のはくさんも、いさなみも、おさまるさとの海とかや、下抑か

胎金兩部
ヲ具ヘテ
南北ニ浮

こがれの
しま

南都春日
興福寺二
月ノ神事

薪ノ能

ゝるれい國、かりそめなから、身ををくも、いつのたしやうのゑんならん、うしや、代雲水のすむにまかせて、そのまゝに、しゆしやうしよ佛も、あいおかさず、山はをのつからたかく、かいはをのつからふかし、かゝりつくす、さんうんかい月の心、あらおもしろや、さとのうみ、まんもくせいさん、なををのつから、その名をとへは、さとし、いふ、こかねのしまそ、たへなる、
夫、おさまれる代の聲は、やすんして、たのしめり、これまことに、そのまつり事やはらげば也、天地をうこかし、鬼人をかんせしむ、二月の、はつさるなれや、春日山、みねとよむまで、いたゝきまつるとゑいせしは、けにも、ゆへある道とかや、又、二月や、雪間をにけし、かすかのゝをく霜月も、神まつりの、いまにたえせぬは、國あんらくのしんりよ也、しかれば、をみころも、ささらき第二の日、この宮寺にさんきんし、□の歌をうたふも、さそ御なうしうはあるらん、上しかれば、こうふく寺の、西こん東こんの兩堂のほうしにも、まつ、ゆふかくの舞歌をととのへ、はんせいをいのりたてまつり、國とみ、たみもゆたかなる、春をむかへて、としをつむ、たききの神事、これなりや、されは、北野の天神も、名は、たいたうにとまり、ゑは、こうふくに、おさまるとの御くわんもんも、あらたにて、十二大元のはしめ、にも、このゆふかくをなす事の、たうたいのいまに

流罪ノ情
明徴ナシ

さて世子の佐州配流は、從來俗傳にも多く聞ける所なりしかど、其の詳を得ざりしに、今、金鳥集を獲て、七十二歳(永享六)の衰老此の遠行ありし實際を盡すは、最吾人の感動に勝へざる所也、署名に沙彌善芳とあるは、他に見聞なしと雖、世阿の一道號なりと知らる、元雅は善春といへるにも合考すべし、善芳の流罪の罪狀につきては、明徴なし、予が敢て前の七十以後口傳の下に摘發爲し、且之を試みしに外ならず、識者の判断に待たんのみ、佐渡作能の事につきては、正名悶言に「元清流于佐州數年矣、自作唱曲十首、詩僧一休撰焉、世號之曰佐渡十首、一休上朝廷、帝詔以赦之」と云へり、一休云々は信じ難きも、佐渡十首といふは、根據なしと謂ふべからず、現に金鳥集に八章を收めたり、又、赦免還京の事ありしや否やに附きては、最徴證の材料を缺きたりと雖、實鑑抄と題して、音阿の作と僞れるものには、世子佐州より赦免歸洛の途に、白山禪定を爲し、事を録したれど、如何にやあるべき、

家譜

〔觀世家譜〕 二世元清

從五位下左衛門太夫秦元清代り嗣ぐ、元清、小名は藤若丸、若名三郎と云、後に世阿彌と號す、元清美少年の頃、將軍義滿公に愛幸せられ、義持、義量、義教の三世に歷仕し、伎藝の名人なるは云迄もなく、文學をはじめ、諸道に通達して、頓智自在の廣才なりし

越智觀世
義教、謔言
ヲ信ジテ
元清ヲ佐
渡ニ流ス
佐渡七番

が、後に禪機を好て、一休和尚の參徒なりしなり、或時公方の御伽申せし時、何にても謠曲一章作りて差上よとの仰有しに、其儘次へ退きて、しばし案じて在しが、頓て浮船の謠を作りて捧ぬ、略○中、元清二男一女あり、長を十郎元雅と云、次を七郎次郎と云、女子は今春氏信に嫁せり、元清女を氏信に嫁せしめし時、婿引手物に、父清次が作れる松風の謠をは送れり、氏信やがて正生シテと未生ウツキとに、次第を補ひ添たりしとなり、今彼派流、松風の能に、正生と未生とに、次第の有は、これが故縁にぞ有ける、略○註、然に元清は、聳氏信が才を愛して、嫡子十郎元雅を退けぬ、元雅父の偏愛なるを恨みて、弟七郎次郎七郎次郎が子に三郎と云ありて、と俱に、(伊豫)越智村に別居しぬ、夫より邑名を以て氏とし、越智十郎大夫と稱號しぬ、かれ世に越智觀世と稱目せり、此座二代ばか、十郎元雅は、長祿三己卯十月九日卒、年六十五、法名大圓と云へり、人此事を以て、元清を諷言せしかば、將軍義持(教、誤)の思召に違ひて、佐渡島に流されぬ、かくて彼所に在事年あり、元清彼國に在て制れる謠曲七番あり、世に佐渡の七番と號せり、いはゆる定家葛三輪、三井寺、熊野、東北後に軒端、梅と云、梅と云、檜垣、井筒これなり、

〔參考〕

〔世阿彌十六部集〕

世子七十以後口傳 一帖 合六紙

永享六年五月四日

永享六年五月四日

永享五年春三月日

世阿(花押)

八一八

元清流罪
説ニ關スル

元清正法
寺ニ居ル

本書は略中帖首の第一條に、まづ、元雅早世嫡孫幼弱、門弟にも其人なくして、觀世一座の破滅せんとするを歎き、略中殊に、たとひ、他人なりとも其人あらば、此の一跡をもあづけ、おかん」とあるは、注目すべき苦衷の點なり、然り而して、此世阿が歎きにくれたる永享五年春三月の後、幾句ならず、四月音阿(元重)は觀世大夫の名跡を得て、盛なる河原能を勸進興行せり、公武の貴人々に臨みて、千載一遇と稱し、音阿の藝名頓に發し、推して一代の典型と曰はる、略中此間の形勢音阿の樂頭たらんことは、世阿の本意にあらざりしや、瞭然たり、世阿は他年の希望を金春善竹氏信に屬したる由は、前の文にも見ゆれど、音阿には及ぶなかりき、而て今、音阿が俄に公武廣大の御最負を得て、河原能を興行せるに至れるを見る、太異とすべし、夫の音阿の一座相續は、蓋公方の仰に出でしと雖、世阿の胸中には、之を樂まず、或は老人の一徹心に、奪攘の思を爲し、も知れず、世阿之に因りて、遂に公方の不興を招き、以て翌年の遠島流罪を招致したる歟、予は世阿の遠島を以て、音阿の相續に交渉する所ある者と確信す、

〔佐渡志〕

古蹟

嘉吉年中、觀世太夫清入道世阿彌故アリテ流罪ノ時、今ノ和泉村ノ正法寺ト云ヘル禪院ニコモリ居テ、謠曲ニ山ヨリ出ル北時雨ト云詞ヲ作リタルヨ

元清ノ孫
元忠河原
田ニ猿樂
ヲ興行ス

シ言ヒツタヘタレトモ、タシカニ記セシモノナシ、後天文二十二年ノコロ、元清ガ玄孫元忠ト云人河原田ノ城主本間氏ノ招ギニ應ジ、門人市倉彦九郎保生七郎服部又四郎・同三太夫春四郎ナト云者ヲ伴ヒ來リ、河原田ニテ猿樂を興行セシコトアリ、其時ノ番組ト云モノ翁、式三番、玉の井、實盛、軒端梅、船辨慶、半菰、弓八幡ト記セリ、

六月丁未 朔

五日、辛亥陸奥蘆名盛政、所領越後小河莊等ヲ、其ノ子盛久ニ讓ル、

〔楓軒文書纂〕石川 九十四

讓與 子息五郎盛久所々事、

合

- 一 陸奥國會津郡守護職、
- 一 同大沼郡、
- 一 同大會津郡、
- 一 同耶摩郡、
- 一 同河沼郡、
- 一 蜷河庄、

永享六年六月五日

八一九

永享六年六月五日

八二〇

- 一新宮庄、
- 一加納庄、
- 一越後國小河庄、(東蒲原郡)
- 一奥州長井庄内伊保郷、
- 一京屋地、四條坊門油小路、
- 一重代鎧袖、同重代襖、

右彼所々者、聖喜本領相傳當知行地也、

一相模國三浦郡葦名郷同山口郷、竝鎌倉屋地一所大倉尺迦堂谷、信濃木島郷、周防國久
 賀保、日前郷下總國白井庄此外所々本訴地是等者、雖爲不知行爲、後日之訴訟相副
 手續證文、讓與子息之五郎盛久所也、仍讓狀如件、

永享六年六月五日

沙彌聖喜花押(盛政)

〔參考〕

系圖

〔葦名系圖〕

盛政 葦名小太郎、從五位下、刑部太輔、
 應永廿一年、與懸田播磨守定勝相戰、討定勝、一男常陸介定泰、顯武名於二
 近國、永享元年六月廿八日卒、五十四歲、
 (六九)

盛久

葦名小太郎、從五位下、遠江守、無子、以弟盛信爲嗣、康正元年八月廿日卒、五十五歲、

盛信

是歲、越後耕雲寺ノ僧仲珊、明ニ渡航ス、

〔本朝高僧傳〕

四十 越後耕雲寺沙門中珊傳

在明十九年

示寂
燈油田ヲ
南谷庵ニ
寄進ス

(件) 釋中珊、字珊瑚、姓平氏、備中人也、生質溫雅、聰慧躡等、早慕祖道、入種月寺、從南英宗公勤
 侍參究、稍久辭去、徧遊叢社、永享六年、附舶入明、掛搭天童、歷謁諸老、在明十九年、及飽參
 歸觀、呈一偈曰、宜時全體迷空界、失處通身達本源、曲罷晚來人不見、江村依舊月黃昏、英
 宜之、開法越之、慈光移洞、福耕雲、二利化導共盛、文明元年正月二十四日寂、壽七十七、洞
 上錄作、珊在天童時、自出衣財、買燈油田若干畝、附如淨和尚塔所南谷菴、一衆德之、議道
 元兒孫、永免守塔之輪差矣、

贊曰、慎終追遠者、人之所易忽也、珊公之納油田、急於人之所忽焉、其誠之不可掩、永得衆
 免之議、慶流來裔、蓋能合爲人後之道乎哉、

○仲珊示寂ノコト、文明元年正月二十四日ノ條ニ見ユ、

永享七年乙卯

紀元二千九十五年

永享六年是歲 七年正月二十三日

八二一

二十三日丙、足利義教、邦景ヲ召シ、三寶院滿濟ト會シテ、足利持氏ニ對スル策ヲ議セシム、

〔上杉古文書〕六羽前

以面可申候へとも、既罷出之間進狀候、就其今夜長尾(邦景)入道可召進候、委細可被仰談候、此者事在國之間者、凡無沙汰なる様存候つる、今度上洛より無二志候けると存候、如何様被思食候哉、左候間、此題目をも御談合候へと存候、乍去御所存之趣、可奉待御返事候也、恐惶謹言、

(永享七)
正月廿三日

(足利義教)
教

(滿濟)
三寶院殿

〔滿濟准后日記〕三十

永享七年正月廿二日、晴、越後守護代長尾(邦景)入道、依有被仰出子細參申壇所、先御書在之、御書案日附ハ正月二十二日ナリ、但書案上杉古文書ニ同ジ、但御按文也、御使者高橋彦(右カ)左衛門云々、不能請文、委曲直申入故也、將軍渡御壇所、今日十惡日之間、明日可召給上野入道可仰含旨被仰出了、小笠原事同前、可召仰游佐筒井事同前、

邦景不參

廿三日、晴、長尾入道今夜可召給云々、仍御書日付以今日分被遊改拜領了、

廿四日、晴、將軍渡御壇所、長尾入道夜前物詣云々、仍不參歟、今日御德日、明日可參申入云々、

廿五日、晴、小雪、長尾上野入道、依仰參申壇所條々仰旨申含了、門跡へ御書類所望申入間、遣之了、子初刻計歟參申了、

廿六日、晴、將軍渡御壇所、夜前長尾上野入道ニ仰含様御尋問、具申入了、所詮無口者歟、不及委細御返事キ、

○是時邦景在京セルモ、其ノ入京ノ日、詳ナラズ、

二月大 盡
癸卯朔

二十九日辛未、信濃大井、蘆田兩氏相爭フ、是日、足利義教、小笠原政康ニ命ジテ、之ヲ調停セシム、兩氏肯ゼザレバ、邦景ヲシテ、兵ヲ出シテ之ヲ鎮定セシメントス、

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

大井(持光)越前守與蘆田下野守不快事、不可然候、早可和睦之旨被仰出候、仍當國面々被成御教書候了、若猶不事行(者カ)□可被差遣美濃、越後御勢之由可申沙汰候、此段堅可被仰含候、恐々、

永享七年二月三十日

(永享七)

二月十九日

(政康)

小笠原殿

八二四

〔滿濟准后日記〕七十

七十

永享七年二月廿九日晴早旦渡御壇所信濃小笠原廿六日壇

所へ來内々依仰也就關東事被仰出旨等具仰含了其御返事様又委御間申入了大井

トアシタト弓矢落居旁可然存候(佐久)郡(信州)ニ此大井モアシタモ構要害候サク郡

ヲトフリテウスイタウケヘモ又上野國ヘモ罷通之間以越後勢大井ヲ御合力候

テアシタヲ御退治可然大井ト小笠原ト一所ニ罷成候者信州事ハ可有何程候哉左

様ニ候者關東邊事モ又一方ハ可罷立御用由存云々此由申入候處越後勢合力事以

赤松播磨(滿政)可被仰付長尾云々

一月大癸卯朔盡

越後勢ヲ
シテ大井
ヲ授ケ蘆
田ヲ伐タ
シメント
ス

三十日申壬足利義教佐渡和泉保等ノ地ヲ本間頼長ニ安堵セシム

〔諸家系圖纂〕三十之

三十之

佐渡國和泉保四分一號總領分同保内田一町屋敷一所事任當知行之旨本間四郎左衛門

尉頼長領掌不可有相違之狀如件

永享七年二月卅日

(普廣院義教判)

黒川氏寶寄進鰐口



越後北蒲原郡藏王 金峰神社所藏

〔佐渡本間系圖〕

末長 四郎左衛門尉、
應永廿九年十二月知行和泉保

賴長 四郎左衛門尉、
永享七年二月受讓

賴季 右近丞、

是歲、越後白牛ヲ獻ズ、

〔年代記殘編〕 永享七年、此御宇、越後白牛進、

永享八年丙辰 紀元二千九十六年

三月 大盡
丁卯朔

是月、黒川氏實、越後金光山如意輪權現ニ、鰐口ヲ寄進ス、

〔鰐口〕 ○北蒲原郡黒川村大字藏王金峰神社所藏
徑一尺一寸

〔刻銘〕

平實隆 平村義

越後國蒲原郡奥山庄黒川大旦那平朝臣氏實

如意輪權現 金光山 鰐口

于時永享八年 太才三月吉日 願主祐海 實時 貞義

平元義

○如意輪堂ノコト、元弘元年八月是月、仙阿柴燈鉢寄進ノ條ニ見ユ、

永享七年是歲 八年三月是月

永享九年三月六日

永享九年丁己

紀元二千九十七年

八二六

三月辛卯朔

六日丙申、本間源厚所領佐渡金丸三宮・長木・中興保等ヲ、其子淳泰ニ讓ル、

〔本間文書〕渡○佐

讓與所領等事、

合

(眞野村)
金丸保半分、

(細野村)
三宮保肆分壹、

(三宮村)
長木保三分壹、

(金澤村)
中興保八分壹、

雜太郷十貳分壹、

(小木町)
大浦郷、

(小木町)
木浦郷内宿禰宜浦、

右彼於河領等者、重代相傳爲所間、本間左衛門太郎淳泰所讓渡也、

永享九年三月六日

本間參河守源厚花押

本間左衛門太郎殿

○本間詮忠、佐渡長木保等ノ地ヲ、有泰ニ讓レルコト、應永十四年七月二日ノ條ニ、淳泰ノ、金丸三宮等ノ地ヲ、金丸虎王丸ニ知行セシムルコト、寶徳三年五月二

十八日ノ條ニ見ユ、

九月戊子朔

二十一日戊申、足利義教、僧中矩ヲ、越後米山寺住持ト爲ス、

〔蔭涼軒日録〕 永享九年九月十八日、米山寺(中頸城郡米山村)中矩西堂略○中各以吹嘘狀伺之、

廿一日、公帖四通御判出矣見十日、

十年三月廿日、自米山寺獻蠟燭百挺、

米山寺蠟燭ヲ獻ズ

○義政僧瑞珣ヲ、米山寺住持ト爲スコト、寛正三年七月二十四日ノ條ニ見ユ、又

米山寺ノ事、神護景雲三年是歲、神融示寂ノ條ニ見ユ、

十一月丁亥朔

十五日辛丑、西片光行、越後吉谷彌彦神社ニ、鰐口ヲ寄進ス、

〔鰐口〕北魚沼郡城川村土川魚沼神社所藏
口徑一尺四寸三分

(刻銘)

奉懸(鰐)口 越後國魚沼郡吉谷村

彌彦 南無大明神

永享九年十一月十五日

永享九年九月二十一日 十一月十五日

八二七

永享十年二月二十二日

八二八

大願主 西片彌三郎平光行 敬白

○吉谷彌彦神社ノコト、延長五年十二月二十六日、延喜式錄進條ノ魚沼神社ノ項ニ、光行ノ藪川宇都宮神社ニ鰐口ヲ寄進スルコト、同十年七月十九日ノ條ニ、上杉輝虎供田ヲ寄進スルコト、永祿五年九月十三日ノ條ニ見ユ、

永享十年戊午

紀元二千九十八年

二月 大 乙卯 朔

二十二日、子丙足利義教、本間季直ニ、其所領佐渡石田郷金丸・長宇禰・長池・關浦等ノ地ヲ安堵セシム、

〔木村正辭氏所藏文書〕

○東 京

(義教) 判

佐渡國石田郷金丸半分、(新穂村長教)長宇禰半分、(外海府村)長池・關浦等事、任當知行之旨、本間太郎左衛門尉季直領掌不可有相違狀、如件、

永享十年二月廿二日

○季直、近藤左衛門ニ所領ヲ安堵セシムルコト、便宜左ニ合叙ス、

〔佐渡國誌〕

季直安堵 狀

近藤左衛門(田畑)はたけ、野山におゐて、子孫まで不可有他之妨者也、仍爲後日如件、

享德二年二月廿二日

季直判

四月 小 乙卯 朔

十六日、庚午尼妙義、所領ヲ喝食清雲ニ讓ル、

〔利濟庵文書〕

○佐 渡

(端裏書) 清雲かつしき

ゆつり狀の事、妙義あまのあとの事、せ清雲いうんかんしき(喝食)にゆつりわたすところなり、ちやうのしたに、わせた十二のしたなわしろのつばはんだのやしき、おなしき田千(具)ぞくかりたてのまで、つはきのかま(孫子)まくゆつるなり、もしいらんのま(孫子)こもあらは、ふけうのしんとして、なかくうらみおなすへし、けにんうちのざいほう一ふんに、この寺へつけるなり、いかにもくしんくおいたし候て、たいてんなきやうに、(二カ)おくない候へく候、よんてこ日のためのゆつり狀、くたんのことし、

妙義(花押)

永享十年四月十六日

永享十年四月十六日

八二九

永享十年七月十九日

七月癸未朔

八三〇

十九日辛丑、西片光行、越後藪川宇都宮ニ、鰐口ヲ寄進ス、

〔鰐口〕北魚沼郡城川村藪川宇都宮神社所藏

〔刻銘〕

越後國魚沼郡内吉谷村藪川住人惣大宮司等

宇都宮 鰐口 且那平朝臣西片彌三郎光行 願主敬白

大工道久

永享十年戊午七月中旬九日 大工道久禪

○光行ノ、越後吉谷彌彦大明神ニ、鰐口ヲ寄進セルコト、九年十一月十五日ノ條見ユ、

〔参考〕

藪川町

〔新編會津風土記〕

百七外編越後國魚沼郡之二 小千谷組

藪川村 小千谷陣屋ノ西ニ當リ、行程二十

三町、家數七軒、東西三十五間、南北一町五十間、四方田圃ナリ、東町（脱アルカ）四十五間、南一町五

十八間、共ニ東西吉谷兩村ノ界ニ至ル、○下

神社 宇都宮神社 村西ニアリ、勸請ノ時代ヲ知ス、土川村彌彦神社十八社ノ一ナ

神職

リト云、鰐口一口アリ、徑一尺、○刻銘前掲天和三年神職ノ田地ヲ免除セラル、神職

芳賀和泉明曆三年左京勝吉ト云者神職トナリ、今ノ和泉喜治マテ六世ナリト云、

十月壬子朔

二十一日壬申、是ヨリ先、憲實、其主足利持氏ニ抗シ、援ヲ足利義教ニ請フ、義教、關東隣境ノ諸將ニ命ジテ出兵セシム、仍リテ實景、越後ノ兵ヲ率キテ關東ニ赴キ、憲實ニ從フ、是日、義教、實景ノ出陣ヲ褒シ、尋デ、戦功ヲ勵マシム、

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

上杉安房守身上事、及難儀候者、可有御合力候趣、先度内々被仰訖、於于今者、定被致其用意候哉、然間關東時宜近日可及合戦之由、其聞候、不日被相催郡々御勢、可有御合力安房守旨被仰出候、以此旨可然様可令披露給候、恐惶、

永享十 八月一日

進上 高南伊豫入道殿

上杉安房守御合力事、屬（足利滿貞）佐々河殿御手、可被致忠節之由、被仰出候、恐々

八月一日

石橋治部太輔殿 懸田播磨入道殿

永享十年十月二十一日

八三一

伊達兵部少輔殿	猪苗代越後守殿
蘆名三郎左衛門尉殿	田村遠江守殿
白川彈正少弼殿	安住左今衛尉殿
二階堂遠江守殿	川俣飛彈入道殿
石川一族中	小峯三河入道殿

關東事、上杉安房守下國之上者、不過時日可有發向候、仍被成御書候、兼又自鹿苑院殿(義滿)御時異于他被仰通候者、併爲如此候歟、若遲引候者、一向已前之儀可處于無、次用中和尙下向之時、關東退治事、雖爲一身之功、不可有疑、能々由直物語之趣被申候キ、誠憑思召外無他候、殊於今度者、折角候歟、不日可被抽忠節之由被仰出候、巨細猶雜掌可被申候、恐々

八月十三日

伊達兵部少輔殿

〔武家雲箋〕

關東進發事、于今遲々無勿體候、依而重而以使節宗西堂被下御書候、所詮不廻時日被

忠節者可有御感候、子細西堂可被申候、恐々、

八月廿九日

小笠原被官人御中

(細川)持之

〔小笠原文書〕二

上杉安房守合力事、現形以前被仰之處、未馳越之旨、今月七日安房守註進到來了、但去六日出陣云々、然者既令着陣歟、不日致忠節者可有恩賞也、

九月廿四日

小笠原大膳大夫入道とのへ

(足利義教)花押

〔上杉古文書〕〇三

羽前

今度、最前上州着陣條、尤以神妙、彌可抽忠節也、

十月廿一日

長尾因幡守とのへ

(足利義教)花押

上州着陣

實景盡實
ニ從フ

從上杉安房守着陣武州府中之條、尤以神妙、不廻時日、可抽戰功也、

十一月一日

(足利義教)花押

永享十年十月二十一日

八三三

永享十年十月二十一日

長尾因幡守とのへ

八三四

早速可被致合戦之旨對上杉安房守意見候由注進、尤神妙、彌可抽忠節候、其子細具自
(赤松)滿政方可申下也、

十一月六日

(足利義教)
花押

長尾因幡守とのへ

〔足利將軍家御内書案 女房奉書留〕

關東事、已乍被取圍申、于今延引如何様之子細候哉、言語道斷事候、因茲種々浮説等充
滿候歟、千萬無勿體候、未落居候間、諸軍勢長々在陣、且者不便之次第候、年始歲暮殊不
可然候、旁以急速御落居目出候、委曲赤松播磨守殿可被申候間、令省略候、恐々、
(滿政)

(永享十)
十二月五日

上杉安房守殿

〔鎌倉大日記〕

永享八丙辰於信州小笠原入道與村上中務合戦、村上爲加勢持氏軍
兵發向、是都鄙不快甚也、

京都鎌倉
不和

義教憲實
ヲ促シ關
東ヲ鎮メ
シム

同十戊午六月、鎌倉持氏若君賢王殿、於八幡宮元服、號義久、依此事、上杉憲實及諫言再
三、持氏憲實不快、八月十四日、憲實退去鎌倉、同十六日、持氏發向、十月三日、三浦介與上
杉一味、

〔鎌倉九代後記〕

持氏 (永享) 同十年六月、持氏長子賢王 久義 元服ノ沙汰アリ、先例京都ニ

持氏ノ非
行

持氏憲實
ヲ殺サン
トス
憲實白井
ニ退ク

シテ元服スト雖モ、初メ義持公嫡子義量早世、持氏ヲ養子ノ約アリ、既ニ義持薨去シ
テ、弟義教ヲ繼子トス、コレニヨリテ持氏、義教ト不和、義教又鎌倉ヲ亡スベキ志アリ、
此故ニ持氏先規ヲ繼シテ、往昔義家ノ例アリトテ、鎌倉鶴岡八幡宮ニテ元服ノ儀ア
リ、憲實京都ヲ憚リテ、頻ニ諫言ストイヘトモ承引ナク、終ニ彼實前ニテ、元服ノ儀ヲ
調フ、諸國ヨリ召ニ應シテ參勤ノ武士多シ、此時ヲ得テ一色直兼上杉憲直モ鎌倉ニ
歸參ス、憲實ハ違例ト稱シテ出仕ヲ止ム、弟上杉三郎重方出仕ス、其後憲實ヲ誅伐セ
ラルヘキ風聞アリ、是ニヨリテ同八月十四日、憲實鎌倉ヲ發シテ上州白井ヘ引退ク、
上杉修理大夫持朝 扇谷治部少輔持定男、同右馬助憲信 右馬助憲光次男、龜鼻性順ト號ス、永井三郎入道小山田
小四郎那須太郎等跡ヲシタヒテ上州ニ趣ク、同十五日、一色宮内大輔直兼同刑部少
輔時家先手ノ兩大將トシテ鎌倉ヲ發シテ上州ニ趣ク、同十六日、持氏出馬シテ武州
高安寺ニ陣ス、憲實白井ヨリ京都ヘ訴フ、持氏誅伐スヘキ旨、義教ノ御教書ヲ給ル、又

憲實京都
ニ訴フ

持氏憲實
ヲ討ツ

永享十年十月二十一日

八三五

持氏ノ軍
敗ル

上杉中務大輔持房禪秀次男、義教ノ旗ヲ賜リテ、大將軍トナリテ東海道ヲ發向ス、九月十日京方横地勝間田カ勢、伊豆國守護代寺尾四郎左衛門同心シテ、箱根越山シ水呑ニイタル持氏方大森伊豆守箱根別當等謀ヲ廻シ、惡所ニ引懸ケテ、數百人討捕、横地打死、寺尾兄弟疵ヲ被ル、持氏ノ命ニテ、上杉陸奥守憲直大將トシテ、二階堂一黨、穴戸備前守海老名上野介、安房國ノ軍士等、大森カ加勢ニ發向ス、同廿七日相州早川尻ニテ合戰、憲直利ヲ失ヒテ、家人肥田勘解由左衛門、蒲田彌次郎足立、荻窪以下多ク討死ス、同廿九日、持氏相州海老名ノ道場ヘ陣ヲ移ス、此時千葉助胤直、持氏ニ諫テ、憲實ガ歸參ノコトヲハカルトイヘトモ、承引ナキニヨリテ、胤直恨ヲ含ミテ、持氏ニ背ク、又京勢箱根山ヲ越ル由ヲ聞テ、七月二日、木戸左近大夫將監持季大將トシテ、相州八幡林ニ陣ヲトル、上方ノ大將上杉持房、同國高麗寺ニ陣ス、同三日、三浦介時高、鎌倉留守ノ警固タリシカ、心ヲ翻テ三浦ヘ歸ル、又一色直兼、同時家ハ相隨フ羣士皆退散ニヨリテ、同四日、持氏ノ陣ヘ歸參ス、同六日、憲實上州ヲ進發ス、同十七日、三浦時高、鎌倉ヘ入テ、大藏、大懸等放火ス、同十九日、憲實分倍ニ着陣、同十一月朔日、三浦介時高ハ、二階堂一家、上杉修理大夫持朝カ被官等ヲ相語ヒテ、大藏ノ御所ヘ押寄セ、義久持氏子、滿貞持氏父、扇谷ヘ具足シ、鎌倉中ヲ放火ス、御所中ニテ近習ノ輩、築田河内守、同出羽守名

持氏長尾
芳傳ニ倚
リテ憲實
ト和セン
トス
稱名金澤
於テ剃髮
ス
憲實持氏
ヲ永安寺
ニ綱ス

憲實持氏
ヲ諫ム

塚右衛門尉河津三郎等討死ス、同日憲實家老長尾尾張入道芳傳、鎌倉ニ赴ク、此時持氏海老名ヨリ歸陣、葛原ニテ參會シ、合戰ニ及フ所ニ、持氏、一色持家ヲ使トシテ、芳傳カモトヘ遣シ、直兼、憲直、讒人タル間、憲實カ心ニ任スヘシトアリ、芳傳僞テ和ヲ約シ、則持氏ヲ供奉シ、同四日、金澤稱名寺ヘ入奉ル、同五日、持氏剃髮ス、同七日、一色直兼父子三人、上杉憲直其子淡路守憲家、同小五郎持成、淺羽下野守皆戰負ケテ自害ス、同十一日、持氏永安寺ヘ移ル、憲實カ代官大石源左衛門尉憲儀、上杉修理大夫持朝、千葉介胤直等相替テ警固ス、○下略

〔喜連川判鑑〕

從三位左兵衛督持氏

戊(永享十)

十六月、若君賢王丸鶴岡ニテ御元服、號義

久、御代々從京都御一字ヲ請ラル、事御先例ナリ、因茲管領憲實諫メ申トイヘトモ、御許容無シ、遠ク義家ノ例ヲ追テ八幡宮ニテ加冠アリ、自是君臣ノ間不睦、八月、憲實山ノ内ヲ出テ上州平井ニ退去、同十六日、憲實御退治トシテ、鎌倉ヲ御立、武州高安寺御陣、三浦介時高、鎌倉ノ御留守タリ、因茲憲實京都ニ訴フ、京都ヨリ鎌倉退治トシテ、上杉中務少輔持房大將トシテ、繪旨御教書ヲ添テ諸勢ヲ差下サル、九月二十八日、早川尻ニテ合戰、持氏ニ背ク者多クシテ敗北、御陣ヲ相州海老名ノ道場ニ移シ、玉フ、同二十九日、千葉介胤直御陣ニ參リ、憲實ト御和睦ノ儀ヲ諫言申スト

永享十一年二月二日 十月十日

八三八

イヘトモ、御許容ナシ、胤直其夜陣ヲ拂テ、我ガ館ニ歸ル、

○是後、持氏敗軍シテ、鎌倉永安寺ニ自殺スルコト、十一年十二月是月ノ條ニ見ユ、

永享十一年己未

紀元二千九百十九年

二月 己卯朔

二日、庚辰長松院祖杲、羽黒某ニ、其所領越後中村ノ地ヲ安堵セシム、

〔羽黒文書〕

○羽前伊佐早謙氏所藏

中村ノ闕所

古河庶子分、中村之欠所、不可有異議候、自今以後、就公事篇可申談候、努々不可有等閑

之儀候也、猶御知行分、不可有他綺候也、

永享十一年二月二日

長松院

祖杲(花押)

羽黒殿

十月 丙子朔

十日、乙酉幕府、房朝ニ命ジテ、越後蒲原津ヲ、白河氏朝ノ代官ニ渡付セシム、

〔白川文書〕

○陸

越後國蒲原津事、早任御判之旨、可被沙汰付白川彈正少弼氏朝代之由、所被仰下也、仍

執達如件、

永享十一年十月十日

右京大夫(細川持之)(花押)

上杉左馬助殿

十一月 丙午朔

七日、壬子房朝、越後居多神社ニ社領ヲ寄進ス、

〔居多神社文書〕

○越後

花押

奉寄進

越後國一宮居多社九月九日

御米田之事、

柳原五段半横山分、并

田貳反蛭川分、同五段太三女子分、

田三反

屋敷三間并川原畠在是、

同高津郷内飯田ニ田二段、

田壹町、

一所未野新保知行分、

一所石神野内中澤、

永享十一年十一月七日

八三九

末野新保
高津郷飯
田
石神野

柳原

一所未野新保知行分、

一所石神野内中澤、

永享十一年十二月是月

八四〇

吉川

一所(中頭城郡)吉川西方分、

屋敷一字、
田貳町、

屋敷五間、并安塚分、
捌段半、田屋浦、

右田屋敷者、本主等相副本證文、寄進申候上者、社家知行不可相違候、仍爲後證狀如件、

永享拾壹年十一月七日

(長尾邦景)
性景花押

十二月乙亥 朔

是月、是ヨリ先、足利持氏、憲實ト鎌倉ニ戰ヒ、敗レテ永安寺ニ自殺ス、憲實剃髮シテ伊豆國清寺ニ隠レ、弟清方ヲシテ、關東ノ政務ヲ沙汰セシム、

〔小笠原文書〕

義教教書

持氏誅伐事、爲尋究上杉安房守所存拍心和尙下向候、就被返事、爲京勢可致沙汰之間、爲用心被仰、佐々河、武田、刑部、大輔、入道等了、自京都河野以下、可令下向、然者相待彼等、着陣諸陣、加談合、差寄永安寺、保國寺、無越度様可致忠節、巨細兩人可申也、

(附箋)
永享十一年二月十三日到來

閏正月廿四日

(足利義教)
花押

小笠原大膳大夫入道殿

〔鎌倉九代後記〕

持氏 同十一年正月、義教ノ命ニヨリテ、小笠原信濃守政康、今川

憲實ノ軍
永安寺ヲ
攻ム

上總介範忠範政子、武田太郎信重、朝倉小太郎教景等、諸國軍勢、關東發向、鎌倉ヲ攻ム、上杉憲實軍ヲ率テ會ス、同二月十日、永安寺へ武士亂入シテ、持氏子時四十二歳、後長春院ト號ス、滿貞

義久報國
寺ニ自殺
憲實清方
ヲ越後ヨ
リ招キ其
子ノ生長
スル間清
方ヲシテ
管領タラ
シム
憲實自殺
セントス

自害、此時近習面々、木戸伊豆守入道、冷泉民部少輔、小笠原山城守平子、因幡守印東、伊豆守入道、武田因幡守賀島駿河守、曾我越中守、設樂遠江守、沼田丹後守、木内伊勢守、入道、神崎周防守、中村壹岐守討死ス、滿貞ノ家來ニハ、南山上總入道、同左馬助里見治部少輔、今川左近藏人、二階堂伊勢守入道、同民部少輔下條左京亮、逸見甲斐守入道、石川民部少輔、新宮十郎左衛門尉岩淵修理亮、泉田掃部助等防戰テ討死ス、同廿八日、義久報國寺ニテ自害ス、今按ニ、永享十一年正月、京勢鎌倉ニ發向ノ説ヲ用ハ、去、同年、上杉兵庫頭清方、民部大輔、鎌倉ノ管領トス、清方ハ憲實カ弟ナリ、憲實ハ職ヲ止メ、剃髮シテ長棟菴、サシメ、憲實カ所爲ニテ、同年六月廿八日、上杉安房守憲實、持氏ノ影前ニ詣テ、燒香落越後ヨリ招テ管領トス、同十一月廿日、鎌倉ヲ去テ藤澤涙シテ自害ニ及フ、近習ノ者走ヨリテコレヲト、ム、同十一月廿日、鎌倉ヲ去テ藤澤ニ至リ、同十二月六日、豆州國清寺ニ籠居ス、

〔古河系圖〕

持氏、從三位左兵衛督、母一色氏女、應永十七年十二月二十二日、加元服

永享十一年十二月是月

八四一

持氏自害ス

於京師將軍義持無子、養持氏爲子、欲舉天下授之、未果、薨、及義持弟義教之立也、持氏深啣之、常與義教起風波、上杉憲實屢諫不聽、惡憲實、憲實乃退居於上野白井、具狀聞之京師、義教大怒、永享十一年正月、義教命小笠原政康等諸將征持氏、憲實帥師會焉、東國兵皆背持氏、二月十日、持氏戰敗、剃髮、更名道純、尋自殺於永安寺、年四十二、號長春院殿陽山道純、

〔東寺過去帳〕

陽山道純（純）禪定門俗號持氏、同御息七人、并木戸伊勢入道已下自害、人數二十一人、永享十一年二月十日、於鎌倉永安寺御自害、御子七人、内一人後日於管領房州所自害、十一歲云々、依京都御命被滅了、

〔永享記〕

管領安房守憲實、暫時ノ間ハ關東ノ成敗ヲ司テ、鎌倉ニ御座シケル、諸大名頻ニ媚ヲ入、彼下風ニ立ンコトヲ望ミケルヨリ、有忠無誤ト云ヘドモ、虎口ノ讒言ニ依テ、君臣不快トナリシ事、思ヘバ永劫迄ノ業障也、公方連々京方御退治ノ企ヲ申止ント、度々背上意玉フ故也、有爲無常ノ世ノ習、明日知ヌ命ノ中ナレバ、因果歷然、忽ニ身ニ報フベキコトヲ思ヒ、又譜代ノ主君ヲ傾ケ奉リ、末代ノ嘲リヲ耻テ、其身ノ罪ヲ謝セン爲メニヤ、俄ニ出家シ玉ヒケリ、法名ヲ高岳長棟庵主ト號ス、舍弟上杉兵庫頭清方ヲ越州ヨリ呼越テ、子息成人ノ間、名代ト定テ管領ヲユヅル、（永享十一年）六月廿八日、長

憲實主ヲ害スル罪ヲ謝シテ出家ス

憲實自殺セントシテ果サズ

藤澤道場ニ入り尋テ國清寺ニ閉居ス

春院へ參詣シテ、公方ノ御影ノ前ニテ、燒香念佛メ後、涙ヲ流シ申サレケルハ、臣今度讒臣等ノ申ヤウニテ御勘當ヲ蒙リ、心ナラズ御敵トナル、然レドモ心中ニ不義ナシ、宜有天鑑ト云モハテス、腰ノ刀ヲ引ヌヒテ、左ノ脇ニ突立給フ處ヲ、御供ノ侍高山越後守那波内匠助走寄テ、懷トリ御脇指ヲ奪トル、其時皆々ハセ參リテ館へ歸シ奉リテ、武具ヲカクシ、色々養生シケレバ、定業ナラヌ命ニテ、無程平愈シ給ヒケルナリ、

〔喜連川判鑑〕

從三位左兵衛督持氏

（永享）己未

十一月二十日、長棟鎌倉ヲ立テ、藤澤道場ニ入テ、ソレヨリ伊豆國清寺ニ閉居、同月長棟カ子幼少ニ依テ、名代トシテ舍弟兵庫頭清方越後ヨリ上テ、管領職ヲ勤ム、

○憲實、持氏ト戰ヒシコト、十年十月二十一日ノ條ニ見ユ、

永享十二年庚申

紀元二千百年

正月己巳朔

十六日、庚申僧暉幽、越後專稱寺ニ至リテ、時宗ヲ弘傳ス、

〔遊行歷代譜〕

十七代暉幽 十三代御弟子元彌阿

百三代後花蘭院即位十二、永享十二年庚申正月十六日、於越後國佐橋專稱寺、賦算三十、七、遊行廿七年、百四代後土御門院即位二年、文正元丙戌年十一月廿八日、於洛陽七條

永享十二年正月十六日

金光寺入滅、六十九入戒九、

四月癸酉朔

六日、丙子幕府、憲實ヲ起シテ、再ビ鎌倉管領ト爲サントス、是日、憲實命ニ依リテ鎌倉ニ復歸ス、

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

義教等持院ヲシテ憲實ヲ諫メテ歸參セシム

(憲實)房州歸參事如何候哉、既凶徒等蜂起、追日倍增之由、自方々も令注進候、早速歸參可爲肝要候旨、重而被仰出候、雖爲片時遅々候者、且者先忠可處于無候、如此尤以御書雖可被仰候、已前及度々、被下同篇候間、自私以狀申候、所詮堅可被加諷諫候、恐々、

(永享十二)三月廿七日

等持院侍者御中

〔鎌倉大草紙〕

中亦、安房入道長棟禪門も、伊豆國に御座けるを、京都より頻に被仰ける程に、四月六日、伊豆國を立山の内略に歸參、長尾の郷に令滯留略

〔鎌倉九代後記〕

持氏 同四月六日、安房入道長棟禪門、京都ヨリノ催促ニヨリテ、豆州ヲ立テ、鎌倉山内ニ歸參ス、

十九日、卯辛是ヨリ先、結城氏朝、足利持氏ノ遺孤春王安王ヲ擁シテ、下總結城ノ

春王安王兵ヲ木所城ニ擧ケ

城ニ據リ、兵ヲ擧グ、幕府、上杉清方ヲシテ之ヲ討タシム、是日、清方、越後・信濃等ノ兵ヲ率キテ鎌倉ヲ發ス、

〔築波太夫潤朝申狀〕〇後鑑百六十三所收

二子氏朝ノ館ニ入ル

永享十二年三月四日、於常州中郡庄木所城(春王安王)若君様被起義兵、其時者、叔父熊野別當朝範、以親類等談合、先一人則四日馳參、令供奉、亡父玄朝者、同十三日、伯父美濃守定朝同伊勢守持重、其外親類等引率而木所へ馳參、同日小栗へ御出、令供奉、同十八日、同國伊佐へ御出、令供奉、同廿一日、結城中務太輔氏朝不默、止忠厚恩、在弓箭之順義、奉入我館、玄朝親類等御供仕、致宿直警固略

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

義教清方上杉持朝千葉胤直ニ出陣ヲ促ス

常州邊殘黨事、逐日出張之旨、自方々注進候了、然者不迴時日、致計略可被加對治候、次近國軍勢事、不日可發向候趣、被仰出候、定不可有遁避候歟、雖爲片時、不令遲怠候様、可致忠節之事、肝要候由、被仰出候、恐々、

卯月二日

(清方)上杉兵庫助殿

(持朝)上杉修理大夫殿

(千葉胤直)千葉介殿

永享十二年四月十九日

春王安玉
氏朝ニ倚ル

氏朝去就
ノ評議

〔鎌倉大草紙〕中 爰ニ又故長（持氏）壽院殿の御子達、去年御滅亡の刻、近習の人々日光山へ、落し申たりける。其後に、爰の禪院、かしの律寺に、一夜二夜を明し、世上の様を隠れ聞てまし〜けるかいつまで角て在へき、いそき一味同心の輩を招き、再ひ關東を治め、先考の鬱憤をも散し申へしと、便宜の大名を頼れける所に、結城の氏朝二心なく頼れ奉りて、子息七郎光久を御迎に參らせる。其後氏朝家老一もんを召集め、此條如何と評定す。家老共は、未だ氏朝の御請不被申と思ければ、水谷伊勢守（田院）築修理亮、同姓監黒田式部丞一同に申けるは、當家は累代に及て指る名家に非され共、代々義士に組し、一日も曾て不忠の輩に與せず、因茲關東にては、誰に劣り可申なれば、若公達のたのもしく思事去こと成へし、然とも、去年の一亂に、京方へ御和睦有しかは、京公方も管領も殿をは二心非しと深く頼み給ふ所を、引かへ謀叛の張本とならせ給ふへき、御恨何事そや、人として無遠慮必有近憂と云り、能々御思案有へしと申も果ぬに、厚木掃部助馳參て、若公達御入有と申す處に、氏朝の一男結城の七郎御供申、若公入御有ければ、家老一門大に驚き、扱々是程の一大事を我々に被仰合までには不及思召立、我々をは物の數とも思召さりけるそや、今度の御大事に逢て無詮とて、水谷以下四人の家老とも、本鳥切て一同に遁世の桑門と成にけり、其中に、水谷伊勢守計

氏朝籠城

古河城

清方上杉
性順ヲシ
テ結城ヲ
攻メシム

御所方

關東ノ形
勢

様々問答申て、亂を見て捨は弓矢の道ならず、無力所なり、討死するより外の事有ましとて取て返す、残る三人は、終に出家入道してんけり、然共近國他國の内に志を通しける大名小名馳集り、結城（下總）の城に楯籠る、本より構へ嚴しけれ共、俄に亦大堀をほり、堀を塗り、櫓を搔せ、見せ勢を出し、御旗を打立、白旗、赤旗、二つ引、左巴、釘拔、梶の葉の紋出たる旗も、其數風に翻て滿々たり、亦野田右馬助を大將として、矢部大炊助以下、古河城を繕てたて籠る、此由早馬を以て京都へ披露しければ、急ぎ追討すへきよし、御教書を被成下、御旗を被下、因茲、管領清方より、武藏國司上杉（憲信）固應鼻性順に罷向て、退治有へしと下知し給へは、無勢にて難叶と申けるに依て、長尾左衛門尉景仲を加勢として被遣けり、同三月十五日、兩大將二手になりて、鎌倉を立つ、性順は若林に陣を張る、景仲は入間川（武藏）に陣を取て馳付勢を待居たり、又其比新田田中佐野小太郎、高階傍土塚修理亮、桃井か被官の輩、野田右馬助か郎等加藤伊豆守以下御所方になり、足利庄高橋郷野田の要害に馳集て旗をあけ、上州を討平くへきと評定す、上野の守護代大石石見守憲重、當國の一揆を催促して、是を退治の爲に發向すへき由相觸る所に、兩方の安否をや伺けん、壹人も不應催促、然れとも黙止置へきにあらずとて、手勢計にて、四月四日、同國角淵に出陣す、さる程に、近所の人々少々馳付ける程に、是を

高橋城攻

清方ニ從
フ國々々
持朝清方
結城ニ着
陣ス

待合同九日、高橋の城に押寄、堀際に楯を突雙へ、大勢を一ツに集め、向城の如くに備へたれば、城に籠る敵の軍勢氣を屈し、勢を吞れて不叶とや思ひけん、寄手は大勢なり、城の構へ未だ拵始終如何有へし、爰をは落て、重て大軍を起すへしとて、其夜城を拂て引て行、雜色國府野美濃守同舍弟等殘留て、大石か爲に討れけり、鎌倉の警固には、三浦介時高、同四月廿日馳參る、又上杉中務少輔持房、同五月朔日、京都の御旗を帶て鎌倉に下向す、上杉兵庫頭清方、同修理太夫持朝、四月十九日に鎌倉を立出て、處々を催促して軍勢を集めらる、東海道は不及、申武藏下野の一揆の輩、越後信濃の軍勢數萬騎馳集る事、不遑注之、略持朝と管領清方とは、路次の軍勢を驅催し、同七月廿九日、結城にこそ着たまふ、

八月辛未朔盡

一日、辛未某、越後氣比神社ニ、鰐口ヲ掛ク、

〔鰐口〕○金石款識所收

徑四寸二分

(刻銘)

氣比大菩薩

〔參考〕

〔北越雜記〕

十六 神社

瀨波神社西奈彌明神

瀨波驛

祭神、氣比大明神

社領拾

石余

九日、己未是ヨリ先、憲實、鎌倉ヲ發シテ、下總結城城攻圍ニ向ヒ、是日、下野小山城ニ入ル、

〔鎌倉大草紙〕

中 日○上略、四月六、同五月十一日、神奈川へ出勢有り、○中

長棟庵主は、

(憲實)

七月八日、神奈川を立、野本唐子(武藏)に逗留し、同八月九日、小山庄祇園の城に着たまふ、

〔鎌倉九代後記〕

持氏 同月十一日、長棟武州神奈川マテ出陣ス、略中

同八月八日、長棟庵主神奈川ヲ發足シテ立、野本唐子ニ逗留ス、略中

八月九日、長棟ハ小山祇園城ニ着ク、

黒川氏實、地ヲ某寺ニ寄進シ、越後中條ニ於テ戰死セル落合・澤田諸氏ノ靈ヲ弔ハシム、

〔聽濤閣集古文書〕

○越後著者所藏

奉渡所領之事、

右之所者、今度中條合戰之うちしに(北浦原郡)の忠により、落合殿・澤田殿兩人にき(供養)ようやう所に(別)に五百かりつゝ、合せん(千)かり進所也、さい(在)所はみなみまちの下地也、爲後日如此書置

永享十二年八月九日

永享十二年八月是月 九月二十六日

八五〇

所如件

永享十二年八月九日

氏實(黒川)花押

○中條合戦ノコト、詳ナラズ、應永三十年、黒川城陥落ノ時ノ事ナランカ、

是月、信濃大井持光、兵ヲ起シテ結城氏ニ應ズ、憲實、弟上杉重方ヲシテ、上野國分ニ陣シ、之ヲ防ガシム、

持光白井
時ニ進撃
ス

〔鎌倉大草紙〕中略○上(憲實)長棟庵主は、七月八日、○中略、憲實ノ神奈川ヲ立ち、八月九日、祇園城ニ入ルコトニカ、ル、其比信濃の住人大井越前守持光、御所方に成旗を上げ、白井(碓氷)の峠迄押來ると聞えければ、是を防かん爲に、上杉三郎重方(上野)國分に陣を取、

○是ヨリ先重方、持氏ノ命ニ依リ、常陸小栗滿重ヲ伐チシコト、應永二十九年六月是月ノ條ニ見ユ、

九月大庚子朔

二十六日、乙下總結城城ニ於テ、實景、越後ノ兵ヲ率キテ戦フ、是日、足利義教之ヲ褒ス、

〔上杉文書〕三羽前

福嚴寺口
戦

於結城館福嚴寺口、越後國人等致合戦、討死手負及數輩候條、尤神妙也、

討死手負
多シ

〔永享十二〕
九月廿六日

〔足利義教〕
花押

長尾因幡守とのへ

十月十三
日ノ戦

去月十三日、於結城館重致合戦、被官人數輩被疵之條、尤以神妙也、

〔永享十二〕
十一月廿一日

〔足利義教〕
花押

長尾因幡守とのへ

○十一月二十一日ノ感狀、便宜合叙ス、

嘉吉元年辛酉 紀元二千
百一年

正月大己亥刻

一日、己實景、色部重長等、下總結城城ニ戦フ、

〔上杉古文書〕三羽前

今月一日、於結城館合戦之時、被官人等被疵之條、尤以神妙也、

〔永享十三〕
正月廿五日

〔足利義教〕
花押

長尾因幡守とのへ

〔色部文書〕〇羽前

嘉吉元年正月一日

八五一

嘉吉元年四月十六日

八五二

色部重長
負傷ス

今月一日、於結城館致合戰、自身竝被官人等被疵之條、尤以神妙也。

正月廿五日

花押(義教)

色部遠江守殿(重長)

〔築波太夫潤朝申狀〕十五後鑑百六所收

結城方ノ奮戰
嘉吉元年正月一日、兄千手丸於城丑寅致合戰、朝範者如來堂口與甲斐勢致合戰、三箇所被疵、其日御感、何茂雖爲拔群、於城中與命共失之間、不及所持者也、搃於城中、數箇度之合戰爲始、玄朝親類家人等被疵事不知數、略下

四月大盡
丁卯朔

十六日壬午、下總結城城陥リ、春王安王、實景ノ爲ニ捕ハル、尋テ、實景、足利義教ノ命ヲ受ケテ、之ヲ護送シ、上洛ノ途次、美濃垂井ニ於テ之ヲ害ス、

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

結城館事、去十六日被責落之由、御注進同廿日到來、則致披露候了、上意御快然無是非候、隨分之者共於當手被討捕由、以注文御申候、神妙之旨被仰出候、御感之事者、追而可被仰候、先頸早々可有御進上候、巨細之段、曾禰可申候、恐々、

四月廿六日(嘉吉元)

武田刑部大輔殿(信重カ)

〔和田房實記錄〕

一鎌倉持氏鎌倉殿也於養安寺御自害、永享十二御敵者京都之號御意持氏之内者、上相房州奉討者也、次年御息數多結城之城仁在、閉籠諸國之軍兵向テ取陣、終沒落ス、御息二人、當國之手仁奉取、(越後)而國之勢御供仕、參洛之處仁、上使下テ、美濃國於垂井之道場、二人之若君御生害、御供大將長尾因幡守實景、○下略

〔築波太夫潤朝申狀〕十六後鑑百六所收

築波氏ノ最後
佐橋大澤ノ功名
○上(嘉吉元)
四月十六日、城攻之時、與越後信濃勢、從辰刻相戰、玄朝定朝持重者於城中打死仕、家人伊藤勘解由供仕致討死候、朝範千手丸者數箇所被疵、自合戰場越後サバシノ森ノ大澤ニ被生捕、同月八日、於陣中被截訖、結城之面々存、知分明歟、有御尋者哉、略下

〔歷代古案〕三羽前

○上野州結城御對治之時、(實景)因幡守御免赤漆之御輿、爲京都御代官發向、彼要害、雖爲東國第一之名地、被責落之、御感異他、給旨并都鄙於代々御内書數通頂戴、于今所持、略下
文弘治二年六月二日、條ニ收ム、
十八日ノ條ニ收ム、
六月廿八日(弘治二)

長慶寺 衣鉢侍者禪師

長尾彈正少弼
宗心(龍虎)

嘉永元年四月廿六日

八五三

幕府實景
ニ赤漆ノ
輿ニ乗ル
ヲ許ス

〔安得虎子〕五

清方結城
城攻撃ニ
當リ諸將
ノ意見ヲ
徴ス
上杉持朝
ノ意見

結城城攻ノ時、兵庫頭清方諸大將へ、太田駿河守長南駿河守兩使ヲ以、各々へ尋問ハル、諸將存分ヲ殘サス、申條々、
上杉修理大夫方如被申者、被取寄攻陣、城中宜可御覽意見、雖被申候、有延々、無其計略、自然不慮、題目出來候者、不可然、其上諸軍勢着陣候、トイヘトモ、外城計モ未不手懸事、所存外候、近日被責候者、可然被申候、

宇都宮右
馬頭ノ意
見

宇都宮右馬頭被申候、結城事ハ、我々如前一族被官同心之儀候者、以一可被計略處、近年無力ト申、彼御息様依有御座、當城如此候、且他國御勢御粉骨之事、無面目次第候、仍城危可申候時節、何期可被待哉、可申立人體ヲハ、如何様方便ニテモ、可致扶持哉、落行雜人共ニ對シ、不可立其用、然者可御延引、自然而就他國凶事出來候者、不可然間、急速可被責由被申候、

小山小四
郎ノ意見
千葉滿胤
ノ意見
武田氏ノ
意見

小山小四郎ハ、宇都宮同前ニ申候、
千葉滿胤被申候、大略宇都宮同前ニ候、上意ニモ、于今落居如何様子細候哉、被仰下候、歸壁除外堀被掘候事、可被責對テ者、當日ニモ其用可然哉、由被申候、武田申事、甲州御敵現形事候、去程ニ、少々不請暇罷下人等候、當勢落時者、不可然候哉、每事申談候間、同心

小笠原政
康ノ意見

ニ可致忠節候由被申候、

小笠原入道申事、尤近々被責事可然存候、乍去是程大城、御息様以下宗徒者共數輩館籠候、哀ニ早々可責承度申成、其故者、自諸方落集人體兵糧限候間、不落内ニ可被責事肝要候歟、然共、楚忽被責候者、用害習自然、而責損手負以下候者、古河山河其外御敵等出張候者、陣中野心族可得力候間、不可然候、然者有不覺事者、可爲短慮、信州甲州大井、逸見以下事者、○永享記ニ、大井持光、信濃ヲ以御退治可輒候、入道於京都、此事被仰出、自罷下時、當城無落居候者、再歸國可仕共、不存候、如何様國ノ難儀子細候共、一騎不返候、當城落居候者、一騎罷歸候共、可輒入國候、由思定候間、此城無落居候程者、不存餘儀候、既被取寄近陣、時々伺城詰候者、兵糧以下限、不損御方、輒御敵可有御退治候間、近々可被責意見、難申候、但衆儀候者、其又最前ニ可致忠節由被申候、

實景ノ意
見
越後兵行
軍難澁ス

上州一揆

長尾因幡守被申候、越後國御勢難澁之族候間、依其於路次逗留、送日數結句、蚊觸ヲ出シ、着陣遅々仕、于今當城廻ヲ不及見、急而意見申事、其憚候共、凡大城事ト申、彼息様有御座、各家面々走籠、片時モ早々被責者、爲行御勢候處、楚忽可被責事、萬一合戰之候時、ハ、上州一揆等任雅意、定而三分一二可罷歸候、然者陣中ニ有言而重被責事、可爲大義

ノ意見
實景ノ決
心
長沼氏ノ
意見

候哉、凡當城之體、兵糧限候由其聞候、落人幾も見而候、近陣ヲ厚被取寄候者、廿日卅日
内城中時宜可見得候、他國事者不存、越州ノ御勢ハ愚身在陣程ハ、二年三年候トモ、一
騎モ不可返候、當年内ハ次第御勢可重候間、少々御延引候、可然歟申候、
長沼申事、數萬騎御勢ニ候間、被責候者、外城事ハ可落居由存候、乍去既盡身要害僅事
候、彼御旗ヲ被向、桃井岩松以下馳向テ、七十日被責候、甲三十計、上下百餘館籠テ度々
合戰、數百人御敵打死仕候、況此要害事者、大城ト申、思程馳聚者共數千人楯籠候、雖然
兵糧無用意間、此時早々可被責事肝要存、自分萬一被責候者、城中可得力候歟、當城事
案内者ニ候、座日而今少被延候者、以其内計略子細可出來歟、其上山河以下事申談事
候、若相違事被害一勢被指向、時宜相計可責由申候、

小田北條
兩氏ノ意
見

小田北條申事、大略長沼同前候、雖然無勢事候間、衆議御同心候者、最前可致忠節由申
候、

上杉治部
少輔ノ意
見

上杉治部少輔、土岐勢事ハ、此間着陣候間、無案内候間、衆議可爲由被申候、兩國一揆事
者、諸大將任議候由申候、如此諸陣意見可承定候由、自兵庫頭方申候處ニ、各之儀心得
申候所詮上意早々被責候者、可然由入道方へ可申旨返事候、去ル十三日、房州方へ罷
出、此子細具ニ申談候處ニ、被申者、既當城四方通路絶、取寄詰陣候上者、早々可被責事

仙波常陸
介ノ上申

永享十二年十月十五日

仙波常陸介在判

伊勢守殿

御披露

結城ノ要
害
籠城ノ諸
將

〔鎌倉大草紙〕

一彼結城と申は、天然形勝の地、要害便あり、兵糧澤山にして籠る

所の人々は、一騎當千の兵なれば、輒く我責には落し難し、籠城したる人々は、結城中
務太輔、同右馬頭、同駿河守、同七郎、同次郎、今川式部丞、木戸左近將監、宇都宮伊豫守、小
山大膳太夫、子息九郎、桃井刑部太輔、同修理亮、同和泉守、同左京亮、里見修理亮、一色伊
豫六郎、小山大膳太夫、か舎弟生源寺寺岡左近將監、内田信濃守、小笠原但馬守以下突

寄手ノ部

竟の軍兵數を盡して籠りけり、寄手八方を包て責寄たれば、先坤の方は、惣大將清方諸卒を下知して陣を張る、西は上州一揆、乾は持朝を大將として安房國軍勢、坎は京勢、竝宇都宮新右馬頭、土岐刑部少輔、上杉治部少輔、小田讚岐守、常陸北條駿河守、震巽は越後、信濃軍兵、武田大膳太夫入道、南は岩松三河守、小山小四郎、武田刑部、武藏一揆、千葉介、上總下總の軍勢なり、敵の陣と味方の間僅に三町計隔つ、其間に大堀二重堀、逆茂木を引て、是は城中の兵糧運送の道を止めん爲なり、清方持朝、千葉、土岐か陣の前には、十餘丈の征樓を二重三重に組上たり、然れ共、城中には死生不知のあふれ者共、爰を先途と命を捨て戦ふ、寄手は功高祿重き大名共か、唯味方の大勢を頼計にて、誠吾一大事と思ひ入たる事なければ、毎日の軍に城中勝に不乗と云事なし、依之、城衆聊氣を得たりといへとも、寄手は日本半國の兵、四方に圍をなし、味方は此城一つにて、始終は如何有んと、城の本人氏朝の舍弟山川兵部太輔降人に成て、管領の方へと出にける、是は若討負は結城の一門、今度絶果ん事を敷て、結城の跡を繼へき爲とそ見えにける、則長沼に屬して子細を申ければ、蒙免許可在陣由宣ひけり、○中略、
意見ヲ述ブル、四月十五日、大將兵庫頭清方諸軍に向て宣ひけるは、昔より敵城を攻る事、對陣して二三年を送る事有といへ共、それは五百騎千騎の國誣ひなり、是は亦

兩軍ノ意氣

山川兵部大輔降ル

清方決戦セントス

四月十六日ノ戦

日本半國か向て一城を攻兼て、當地にて數月合戦に及ひ、いたつらに里民を煩す事、非本意、京都の公方も定て未練に思召つらむ、且は末代の耻辱成へし、明日吉日なれば、惣責有へしと相觸れ、嘉吉元年四月十六日辰刻に打立、旗を靡け、兵を進めければ、城中の兵共、元來機變馳引心にて得て、死を一時に定たる氣分なれば、何かはちとも可疑義、大勢の真中に懸け入り、懸散、鶴翼魚鱗に連て、東西南北に馬の足を不_レ留、敵の勢を懸靡けたれば、朱に成し放れ馬其數を知らず、蹄の下に切て落したる敵算を散して臥たりける、かゝる所に、如何成野心の者かしたりけん、城の櫓に火を放つ、折節大風吹落、城の中へ吹掛、城中一字も不殘焼ければ、防戦ふ兵も烟に咽せ、悉く東西に氣をうしなひてそ引にける、寄手機にのり追懸られ、なしかはたまるへき、城の東切岸田川に追入られ、討れ、水に溺るゝ者數を不知、一日の合戦に討るゝ兵數萬人、籠る所の人々一人も残らず討死す、惣大將安王殿、春王殿をば、政康及越後勢の大將長尾因幡守生捕申けり、則籠輿に乗せ申、御上落とそ聞えける、其御弟六歳にならせ給ひし永壽王殿をば、御乳母ひそかに落し奉りけるを、伊佐の庄にて生捕申す、小山大膳太夫兄弟は落たりしを、長尾因幡守に被生捕、是も京へそ上りける、同十七日、古川の城を責らるへき由相觸らるゝ處に、野田右馬助以下の人々、結城を根城とし

結城城陥落ノ後、餘黨ノ没落

古川城陥ル

實景着到
ヲ記シ首
實驗ヲナ
ス

て楯籠りけるか、落城の由を聞、寄手のいまた近付さる以前に、船に取乗行方不知に
落にけり、矢部大炊助以下残り留て、野田讃岐守に被誅、又今度討取所の首共、同十七
日着到を付られ、實檢を蒙られ、惣大將上杉兵庫頭清方小具足計にて出給へは、侍所
長尾出雲守憲景、紫濃の銚に鍬形の五枚甲、瀬下治部丞景秀、赤糸の鎧に同毛の三枚
甲、鹿の角を打立て着たりけり、此兩人付役にて、祇候の人々半袴にてそ參りける、

〔鎌倉九代後記〕

持氏 嘉吉元年四月十六日、諸勢結城ノ城ヲ攻ム、城中ヨリ火出

テ遂ニ落城ス、氏朝同嫡子持朝戰死、其外一萬餘人殺戮ス、同十七日、總州古河城ヲ攻
ヘシト相催ス、野田右馬助、矢部大炊助以下、結城ニ與シテ楯籠トイヘトモ、彼落城ヲ

聞テ、城兵多退去ス、大炊助殘留リテ、野田讃岐守ニ誅セラル、又結城沒落ノ時、春王安
王ハ長尾因幡守生捕リ、路次ヲ守護シテ上洛ス、一説小笠原信濃、守政康相添云々、同五月十六日、濃州

春王安王
ノ最後

〔喜連川判鑑〕

從三位左兵衛督持氏 西 嘉吉元、四月十六日、結城落城、氏朝父子討

死、春王殿、安王殿ヲハ、長尾因幡守生捕奉リ、京都ニ赴ク、五月十六日、美濃垂井宿於金
蓮寺殺害、

實景二子
ヲ護送ス

〔結城戰場物語〕

○中 軍散じて後、飛きやくをもつて、京都へ注進申されたりけれ

義教二子
ノ首ヲ實
檢ス

ば、京都には聞召されて、高名極て廣大なり、殊更しゆん王兄弟を生どること神妙な
り、いかにもかたくけいごして、京着せよとの御誑なり、うけ給はると申て、籠こしを
捲、御兄弟をのせ申、長尾(實景)いなばのかみ奉行にて、宗徒の兵二百餘人、こしの前後を打
かこむで、五月五日に結城を立て、明ぬ暮ぬとのぼるほどには、や鎌倉に着給ふ、○中
子ヲ垂井ニ害ス、ルコトヲ記ス、 去ほどに、因幡守、御兄弟の御くびを取出し、じつけむす、(足利義教)天下御覽じ
て、御一門の御中なれば、あはれとおぼしけむ、首をば美濃へかへして、きやう(や脱カ)うせよ
との御誑なり、○下

五月 丁酉 盡

二日、戌幕府、常陸佐竹義憲ヲ討タントシテ、實景ニ命ジ、常陸下野ニ備ヘシム、

〔上杉古文書〕

○三羽前

長々在陣、雖爲不便、就佐竹(義憲)右京大夫對治事、常州野州間於可然陣所、可相待、左右委曲
持之、可申之也、

五月二日 (書入)「永享十三」

長尾因幡守とのへ (實景)

花押 (足利義教)

(貼紙) 結城のたち落居の後、猶もかまくらに野心のあるよし聞召及候、よつて關東御ようしん

嘉吉元年五月二日

嘉吉元年五月十五日

の爲に、因幡守をとめおかるべき由、おほせくださるゝ時の御かん、

八六二

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

幕府清方等ヲ促シテ義憲ヲ討伐セシム

略上 就中佐竹右京大夫事、其後如何様候哉、一途落居念願候、巨細况溪和尚可被仰候、

恐々、日ノ條ニ收ム、

九月廿二日

(右京大夫細川持之) 右

謹上

千葉介殿

(憲實)

上杉殿

宇津宮右馬頭殿

(清方)

上杉修理大夫殿

小山小四郎殿

(持朝)

十五日、越後東光寺某、雲版ヲ鑄造ス、

〔雲版〕○越後中魚沼郡倉俣村東光寺所藏、

一尺三寸五分、横一尺二寸

(刻銘)

越後州波多岐庄倉俣、

東光寺常住 法□城老

嘉吉元年五月十五日

〔参考〕

波多岐庄倉俣

〔新潟縣寺院明細帳〕

○新潟縣 中魚沼郡倉俣村 曹洞宗 東光寺

笑顏東光寺ヲ再興ス

本尊藥師如來、創立不詳、當郡中屋敷長福寺三世笑顏、嘉吉年中ニ中興ス、天和三年、徳川幕府ヨリ、除地七石四斗五合附與セララル、

六月 丙寅朔

十三日、寅憲實、隱退シテ、次子房顯ニ越後ノ所領ヲ讓リ、且ツ幕府ニ祇候セシメント請ヒ、幕府之ヲ聽ス、憲實、又、房顯ヲシテ、房朝ト協心事ニ當ラシム、

〔上杉古文書〕○羽前

赤松滿政奉書 憲實一子ヲ越後ニ置カシムトヲ望ム

安房入道殿御息之内一人、越劬ニ可被置申之間事、左馬助方(房朝)へ自房州談合候哉、其子細等被得上意度由、自左馬助殿承候間、則令披露候之處、尤可然候旨被仰出候、當國ニ居住事、殊御悅喜候由上意候、目出候將亦房州御息共、惣而幾人候哉、同年齡等事、以次被知食度候旨被仰候、委細可注給候、併期、面會候、恐々謹言、

六月十三日

(憲實) 判留殿

(赤松) 滿政(花押)

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

御隱居事承候、以赤松播磨守先日披露仕候處、已前同篇被仰出候、御上意之趣、尤存候、

嘉吉元年六月十三日

八六三

嘉吉元年六月十三日

八六四

ヲシテ元
ノ如ク管
領タラシ
メントス

後日不慮之子細出來候上者、不可承是非候歟、仍而當職事、如元不被補佐申者、不可叶
題目候、所詮於關東事者、被任申由而々一同被申候、巨細之儀、黒田勘解由左衛門尉可
申候、恐々、

六月廿九日

(右京大夫細川持之)

謹上 上杉安房守殿

〔上杉古文書〕

〇二羽前

島山持國
奉書

子息龍春方仁被與越後國知行分、自然之時者、於越州同名民部大輔相共可致忠節之
由、普廣院殿御代被經上意云々、今又此趣伺申候之處、尤以可然候由被仰出候、恐々謹
言、

十月廿日

(島山持國)

謹上 上杉安房入道殿

房顯京都
奉公

其身京都奉公事并越后知行分讓與次第京都へ令言上候處、被成下御教書候、即令頂
戴之、可有所持候也、謹言、

十二月五日

(上杉憲實)

龍春

(上杉房顯)

房顯ノ京
都祇候

就京都祇候之事、赤松播磨守證狀下遣之候、簡要之證文候、相構之不可有無沙汰之義
候也、謹言、

正月廿日

長棟(花押)

龍春殿

房朝ヲシ
テ房顯ヲ
指南セシム

越州知行分事、令讓與、以民部大輔指南可令致京都祇候之段、普廣院殿御代令言上之
處、上意無相違候旨、赤松播磨守書狀在之、將又慶雲院殿御時、屬管領此段重而令言上
訖、然間得上意證狀明白也、此旨先度以書狀申遣了、次與民部大輔無孤負之義者、可爲
孝心第一、隨而可爲少分限之間、連日在京難堪之旨、令言上之處、上意無相違歟、彼證狀
之文言ニ被載之畢、次代々證文等、並文書案文遣之、方々預置之間、連々尋出、重而可下
遣之者也、謹言、

九月二日

長棟(花押)

龍春殿

嘉吉元年六月十三日

八六五

憲實越後國衛半分知行ノ由來ヲ記ス

越州國衛半分知行由來者、道欽(憲房)一圓仁領掌畢、其子道昌(憲顯)與中務少輔(憲藤)兄弟之時、半分充相分知行畢、長棟(憲實)知行半分者、道昌(房朝)分也、民部大輔知行半分者、中務少輔分也、道昌以守護職讓與末子大夫將監于時、僧名道久畢、常越相傳之、將又於道昌分國衛半分者、道昌次男兵部少輔(能憲)入道々々誣讓得、此內道彌(憲春)知行畢、道合(憲方)悉合知行畢、證文明白也、長棟相續是也、中務少輔分之國衛半分者、彈正少弼(朝房)讓得以來、常越為遺跡知行畢、民部大輔相續是也、凡國衛分事者、可屬守護職之類、於以後令出來者、常越相續半分者、彈正少弼非越州守護而知行畢、不可用他引懸。

(後書)原書、花押在紙背中心、今寫其形以貼此、

(附箋)花押(憲實)

○是後、憲實越後上田莊及比國衛半分ヲ、房顯ニ讓ルコト、文安元年八月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

系圖

〔上杉系圖大概〕 兵部少輔房顯(憲實)、高岩次男、母方一色、法名道純、字清岳、大光院殿是也、自京都賜御旗、領大將節十二年、寛正七年丙戌二月十二日、於武州五十子陣逝去、歲三

十二、

七月大未朔

九日卯癸、是ヨリ先、足利義教、赤松滿祐ニ弑セララル、清方之ヲ聞キ、是日、書ヲ武藏一揆安宗繁ニ送り、滿祐討伐ノ爲ニ出陣センコトヲ促ス、

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

義教凶變ノ事ヲ諸將ニ報ズ

(足利義教)上様御事、去廿四日、於赤松宿所、不慮子細御座候、無是非候、雖然面々同心令發向、可加治罰候、不可有遁避候歟、京都事每事無爲無事候、可被御心安候、就其佐竹事、不相替被

致忠節候者、目出候由、面々一同御申候、恐々、

六月廿六日

(右京大夫細川持之)

謹上 上杉安房入道殿

兵庫(清方)

修理大夫(上杉持朝)

千葉(胤直)

小山

宇津宮

佐竹下總守

民部

土岐

小笠原(政康)

武田

上杉中務少輔

岩松治部大輔(新田良純)

上杉治部少輔

嘉吉元年七月九日

八六八

諸將ヲシ
テ赤松氏
ヲ治罰セ
シム

上様御事、去廿四日、於赤松宿所不慮之由御座候、無是非次第候、雖然面々同心令發向、可加治罰候、不可有遁避候、京都事若公様御座候上者、每事無爲無事候、可被御心安候、就其者今之御陣所難儀子細候者、房州被加御談合、雖爲何在所、先可有御堪忍候哉、何様疎忽御上洛候者、忽不可有正體候歟、此旨面々一同被申候、恐々

嘉吉元

六月廿六日

謹上 民部少輔殿

土岐刑部少輔殿各二通

〔安保文書〕

〇信濃

〔附箋〕

鎌倉管領

上杉兵庫頭清方

〔足利義教〕
京都様御事、無是非次第御愁傷可有推察候、將又御一揆中出陣、于今遅々、不可然候、早々可有參陣候、恐々謹言、

〔嘉吉元〕
七月九日

〔宗繁〕
安保信濃入道殿

清方〔花押〕

滿祐誅セ
ラル

〔足利將軍家御内書案并女房奉書留〕

普廣院御事、先度且申候了、抑赤松大膳大夫入道事、去十日、於播州城山城討捕候、彼頭既到來候、目出候、就中佐竹左京大夫事、其後如何様候哉、一途落居念願候、巨細况溪和尙可被仰候、恐々、〇清方ノ佐竹義憲ヲ攻ムル

〔嘉吉元〕
九月廿二日

〔細川持之〕
右

謹上 上杉殿

千葉介殿

上杉兵庫助殿

宇津宮左馬頭殿

上杉修理大夫殿

小山小四郎殿

十一月 大盡
癸巳朔

二十九日、幕府、實景ノ戦功ヲ賞シ、相模河入郷ヲ宛行フ、

〔上杉古文書〕

〇羽前

龍崎右京
亮ノ跡

相模國東郡河入郷、龍崎右事、爲勤功之賞、被充行長尾因幡守實景訖者、早守先例、可致沙汰、由所被仰下也、仍下知如件、

嘉吉元年十二月廿九日

右京大夫源朝臣〔花押〕

〇實景ノ戦功ヲ建テシコト、永享十二年九月二十六日、結城城攻圍ニ依リ、足利

嘉吉元年十二月二十九日

八六九

細川持之
奉書

嘉吉二年八月是月 十一月六日

義教實景ヲ褒スル條ニ見ユ、

嘉吉二年壬戌

紀元二千
百二年

八月

己丑朔

八七〇

是月、僧日朝、佐渡ニ至リ、僧日蓮配流ノ遺跡ヲ訪フ、

塚原

〔元祖化導記〕下

一 佐渡國流罪事

○中私云、或人佐渡國中傳ヘシハ、初塚原申處坐

一澤

玉ヘリ、後其處ヨリ坂東路十里計隔、一澤申里山際一間四面堂有之ケルニ御住アル

略(宮村妙照寺)

ト云々、嘉吉二年壬戌八月、日朝彼嶋參タリシ比、其注トテ、一間計小堂形有之、其山尾

上御袈裟カケノ松トテ、一本有之、御住間、常彼松本御上有、夫御經ヲアソハシケルト

ナム語也、今御書野與山間遊タルハ、一澤御事歟覺

十一月 戊午朔

六日、癸亥

道吉右近五郎、越後藤井卒塔婆領八幡宮ニ、鰐口ヲ寄進ス、

〔鰐口〕○岩船郡岩

船神社所藏

敬白 越後苅羽郡鵜河莊藤井卒塔婆領八幡宮 檀那道吉右近五郎

嘉吉二年十一月六日

○右鰐口、從來岩船郡縣社岩船神社ニ在リシガ、明治六七年頃、社頭ノ鈴ニ改鑄

セリト云フ、

嘉吉三年癸亥

紀元二千
百三年

二月 丁亥朔

三十日、丙辰、房朝、山村彈正左衛門尉ヲシテ、春日部某ニ地ヲ渡付セシム、

〔平子文書〕○上杉家

記所收

春日部方へ被渡候長田分内、中村渡殘事、可被打渡春日部方之由、被仰出候也、恐々謹

言、

嘉吉三年二月卅日

仲春 景秀

式部丞仲春(花押)
主計助景秀(花押)

山村彈正左衛門尉殿

九月 癸丑朔

二十六日、戊寅、和田朝資、同房資、羽黒五郎ノ所領買得地ヲ、同四郎ニ返付ス、

〔和田中條文書〕○羽前

伊佐早謙氏所藏

右羽黒五郎所領事、信濃壹番事之時より、賣候而罷出候間、私今者知行仕候、同羽黒四

郎方訴訟候間、伍拾貫文請させ申候處實也、仍爲後日判を進候、

嘉吉三年二月三十日 九月二十六日

八七一

羽黒四郎
舊領地ノ
返付ヲ請
求ス

嘉吉三年九月二十六日

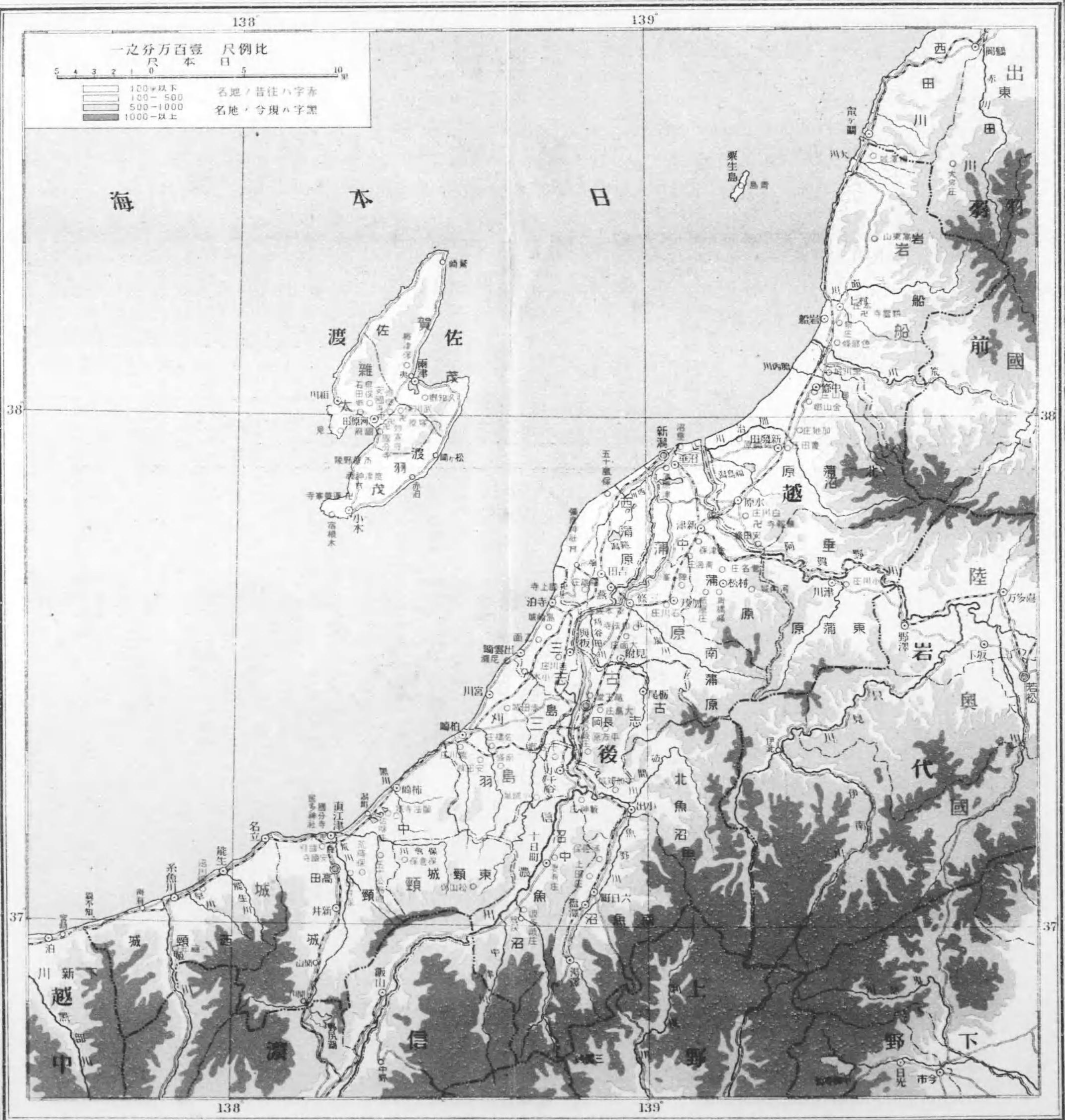
嘉吉三年九月廿六日

(和田)
朝資判
(和田房資)
秀叟判

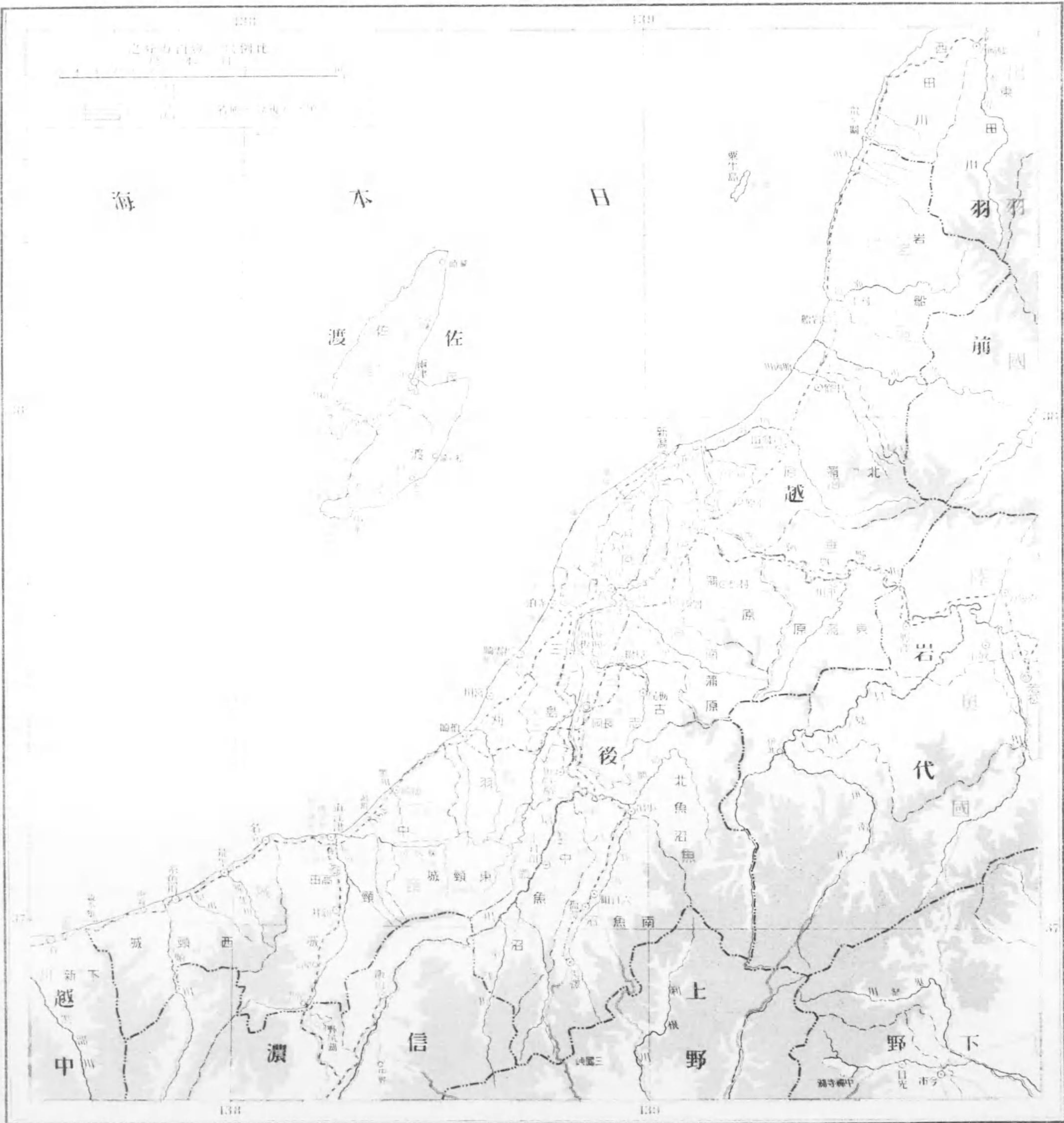
八七二

越佐史料卷二終

圖地要國兩佐越代時朝北南



南朝北朝時代越佐兩國要地圖



大正十五年九月廿三日印刷
大正十五年九月廿七日發行

定價金七圓

新瀨縣中蒲原郡大形村大字海老ヶ瀬二〇七番地
著作兼發行者 高橋義彦

東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷者 島連太郎
東京市神田區美土代町二丁目一番地
印刷所 三秀舍

不許
複製

534
96

終